

令和 3 年第 2 回定例会

河津町議会会議録

令和 3 年 6 月 8 日 開会

令和 3 年 6 月 9 日 閉会

河津町議会

令和三年第二回〔六月〕定例会

河津町議会会議録

令和三年第二回〔六月〕定例会

河津町議会会議録

令和3年河津町議会第2回定例会会議録目次

第1号（6月8日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○町長の行政報告	7
○一般質問	14
渡邊昌昭君	14
大川良樹君	33
渡邊弘君	50
宮崎啓次君	67
○散会の宣告	81
○署名議員	83

第2号（6月9日）

○議事日程	85
○出席議員	85
○欠席議員	86
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	86
○事務局職員出席者	86
○開議の宣告	87

○議事日程の報告	87
○一般質問	87
塩田正治君	88
遠藤嘉規君	102
桑原猛君	119
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	130
○報告第2号の上程、説明、質疑	134
○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	136
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	140
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	142
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	153
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	155
○議員派遣の件	158
○委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	159
○日程の追加	159
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	160
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	163
○選挙第1号	167
○閉会の宣告	169
○署名議員	171
○議案等審議結果一覧	173

第 1 日

6 月 8 日（火曜日）

令和3年河津町議会第2回定例会会議録

議事日程(第1号)

令和3年6月8日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の行政報告
日程第 5 一般質問

出席議員(11名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 大川良樹君 | 2番 | 桑原猛君 |
| 3番 | 渡邊昌昭君 | 4番 | 遠藤嘉規君 |
| 5番 | 上村和正君 | 6番 | 塩田正治君 |
| 7番 | 仲里司君 | 8番 | 土屋貴君 |
| 9番 | 渡邊弘君 | 10番 | 稲葉静君 |
| 11番 | 宮崎啓次君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

- | | | | |
|----------------|-------|---------------|-------|
| 町長 | 岸重宏君 | 副町長 | 土屋晴弥君 |
| 教育長 | 鈴木基君 | 総務課長 | 木村吉弘君 |
| 企画調整課長 | 川尻一仁君 | 町民生活課長 | 土屋典子君 |
| 健康福祉課長 | 稲葉吉一君 | 産業振興課長 | 中村邦彦君 |
| 建設課長 | 山本博雄君 | 防災課長 | 村串信二君 |
| 水道温泉課長 | 渡辺音哉君 | 教育委員会
事務局長 | 島崎和広君 |
| 会計管理者
兼会計室長 | 鈴木亜弥君 | | |
-

事務局職員出席者

事務局長 飯田吉光 書記 山田祐司

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（上村和正君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

よって、本日の議会は成立しました。

◎開議の宣告

○議長（上村和正君） これより令和3年河津町議会第2回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（上村和正君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上村和正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名します。

3番、渡邊昌昭議員、4番、遠藤嘉規議員の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（上村和正君） 日程第2、会期の決定を行います。

今期定例会の会期につきましては、6月3日に議会運営委員会をお願いし、ご検討を願った結果、本日より6月10日までの3日間としたいと思います。

なお、会期中の日程につきましては、本日は諸般の報告、町長の行政報告と一般質問4名をお願いしたいと思います。

9日は、一般質問3名、専決案件、報告事項、契約案件、補正予算をお願いしたいと思います。

なお、10日は念のため予備日とし、議事の進行を図りたいと思います。

お諮りします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日より10日までの3日間と決定しました。

なお、説明のため、町長以下、関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎諸般の報告

○議長（上村和正君） 日程第3、諸般の報告を行います。

河津町議会第2回定例会諸般の報告。

令和3年6月8日。

第2回定例会が開催されるに当たり、令和3年第1回定例会以降の諸般の報告をいたします。

1、議会議長会の事業について。

5月21日、賀茂郡町議会議長会臨時総会及び議長会議が西伊豆町で開催され、出席しました。

①議長会役員の選任について。

②令和2年度事業報告及び決算認定について。

③令和3年度事業について。

④賀茂郡議員研修会について。

⑤議会運営上の諸問題について。

等が協議され、私が賀茂郡議長会会長に選任されました。

6月4日、静岡県町村議会議長会総会、議長会議が静岡市で開催され、出席しました。

①任期満了に伴う会長、副会長及び幹事の選任。

②静岡地方税滞納整理機構議会議員の推薦。

③静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の推薦。

④静岡県地方議会議長連絡協議会役員の推薦。

等が協議され、私が静岡県町村議会議長会会長に選任されました。また、静岡地方税滞納整理機構議会議員及び静岡県地方議会議長連絡協議会副会長に推薦されました。

2、町議会活動について。

4月20日、町議会議員月例会を開催し、「海上から見る河津町の地形について」視察を行いました。また、議会会議規則の一部改正等について協議しました。

5月20日、議員月例会を開催し、伊豆縦貫自動車道工事進捗状況について視察を行いました。

6月1日、議会全員協議会を開催し、第2回定例会の議案について町から説明を受けました。

例月出納検査結果報告。

3月25日、令和3年2月分の出納検査報告書を受領しました。

4月23日、令和3年3月分の出納検査報告書を受領しました。

5月27日、令和3年4月分（令和2年度・令和3年度）の出納検査報告書を受領しました。
議会運営委員会。

6月3日、議会運営委員会を開催し、令和3年第2回町議会定例会の日程等を協議しました。

議会広報編集委員会。

3月30日、4月7日、4月14日、議会広報編集委員会を開催し、第1回町議会定例会の広報紙面作成・発行作業を行いました。

6月3日、議会広報編集委員会を開催し、第2回町議会定例会の内容につき、広報紙作成打合せを行いました。

常任委員会関係議員活動。

3月23日、令和2年度第2回河津町社会教育委員会が開催され、第2常任委員長が出席しました。

同日、河津町文化の家運営協議会が開催され、第2常任委員長が出席しました。

3月24日、令和2年度第2回学校給食運営委員会が開催され、第2常任委員長及び委員1名が出席しました。

4月12日、第1常任委員会を開催し、4月議員月例会の事業内容、今後の方針について協議しました。

4月15日、河津町自衛隊協力会理事会が開催され、第1常任正副委員長が出席しました。

5月11日、第2常任委員会を開催し、5月議員月例会の事業内容、今後の方針について協議しました。

5月26日、河津町共同募金委員会運営委員会及び社会福祉法人河津町社会福祉協議会理事会が開催され、第1常任委員長が出席しました。

同日、令和3年度第1回河津町学校給食運営審議会が開催され、第2常任委員長及び委員1名が出席しました。

議長に要請のあった諸会合等。

4月4日、河津町消防団入団式が開催され、出席しました。

4月6日、「春の全国交通安全運動」街頭広報が河津駅周辺で行われ、議員と共に出席しました。

4月9日、令和2年度伊豆縦貫自動車道「天城峠道路」及びアクセス道路網建設促進期成同盟会会計決算監査を行いました。

5月14日、令和3年度下田警察署管内防犯協会総会議事が書面決議に付され、表決しました。

5月18日、河津町商工会総会が開催され、出席しました。

5月20日、令和3年度伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会総会議事が書面決議に付され、表決しました。

同日、令和3年度伊豆縦貫自動車道「河津下田道路」及びアクセス道路建設促進期成同盟会総会議事が書面決議に付され、表決しました。

同日、令和3年度伊豆縦貫自動車道「天城峠道路」及びアクセス道路網建設促進期成同盟会総会議事が書面決議に付され、表決しました。

5月31日、静岡県地方議会議長連絡協議会第1回政策研修会がリモート会議形式で開催され、副議長とともに出席しました。

①政策研修会「新型コロナウイルス感染症対策」について研修しました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の行政報告

○議長（上村和正君） 日程第4、町長の行政報告をお願いします。

町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、行政報告をいたします。

本定例会が開催されるに当たり、3月定例会以降の行政報告と所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

まず、先日、合同発表しました後期高齢者医療保険料事務処理誤りが発生したことにつきまして、大変申し訳なく思っております。

対象者には謝罪し、修正した保険料更正通知等書類を送付させていただきました。

本件につきましては、公務員としての信頼の失墜を招き、町民をはじめ多くの皆様にご心配とご迷惑をおかけし、誠に申し訳ありませんでした。今後は事務処理体制の見直しを図り、再発防止に努めてまいります。

職員の人事異動について申し上げます。

4月1日付で43名の人事異動を発令しました。

令和2年度の退職者は4名で、その補充、組織力の強化、住民サービス向上のため、一般事務職員7名を新規採用いたしました。県・市町職員人事交流事業により、職員1名を静岡県に派遣し、静岡県から職員1名を受け入れました。また、東河環境センターし尿処理施設の大規模改修に伴い、静岡県から職員1名の技術派遣をいただきました。伊豆半島ジオパーク推進協議会につきましては、職員1名を引き続き派遣をしております。

新設をしました防災課に課長以下4名を配し、既存の防災計画の見直しや、新たに国土強靱化計画の策定など、安心して暮らせるまちづくりの専任課としました。また、緊急時の初動対応・体制への支援要員として、総務課職員7名に防災課兼務辞令を発令しました。

本定例会に人事異動に伴う職員給与費の科目変更等の補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

企画調整課関係事業について申し上げます。

国では、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で期限を迎え、過疎地域について

総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されました。本施行に伴い、過疎地域の指定要件見直しが行われ、河津町も過疎地域に指定をされました。新たな法律の目的では、過疎地域の役割、課題、目指す姿を明らかにするとともに、過疎地域の持続的発展とされています。当町では、過疎対策の実効性を高めるため、市町村計画の策定が急務となります。計画策定は9月議会へ上程するよう進めてまいりたいと考えております。

また、一般財団法人自治総合センターによるコミュニティ助成事業について、上峰区が一般コミュニティ事業分として250万円、上佐ヶ野区が地域防災組織育成事業分として150万円の助成について採択されました。

本定例会に補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

地域おこし協力隊事業について申し上げます。

今年度、当初3名体制でスタートした協力隊事業ですが、4月21日からワーケーション等推進の任務で1名、榎原なつ美隊員を委嘱しました。本定例会に補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

また、昨年度末で地域おこし協力隊を卒業し、本町で起業した和田佳菜子さんをまちづくりアンバサダー（大使）に委嘱し、民間企業の誘致や宣伝活動をお願いしています。

ふるさと納税推進事業について申し上げます。

昨年度のふるさと納税は4,522件で、寄附総額1億2,950万4,000円となり、前年度より2,459件、3,134万4,000円の増となりました。増額の要因は、8月から民間企業とふるさと納税管理業務委託を結び、管理運営のサポートと寄附希望者への露出を増やすため、ポータルサイトを2つから6つに増やしたことが主な要因と考えております。

また、返礼品事業者のご理解、ご協力により、返礼品による宿泊補助券の拡充ができたことや、新型コロナウイルス感染症の蔓延等による緊急事態宣言の発出等により、巣ごもりによるお取り寄せ商品が伸びたことも一因と推測をしております。今後もますますの寄附額増進に努めたいと思います。

ワーケーション等推進事業について申し上げます。

本年度、県のふじのくにフロンティア推進エリアに認定されたことにより、賀茂地区1市5町広域でワーケーション等の推進を図る取組を実施することになり、河津町では4月28日に河津バガテル公園内にワーキングスペースをオープンしました。賀茂地区内の施設内を巡りながら、仕事と余暇を充実させ、関係人口の増加と移住・定住のさらなる推進をしたいと

考えております。

河津バガテル公園管理事業について申し上げます。

20周年を迎えた河津バガテル公園は、例年よりバラの開花が早く、5月8日には見頃を迎えました。今年度、5月末までの入園者は1万3,310人となり、昨年度はコロナ禍により4月13日から5月17日まで閉園でしたが、一昨年度に比べ3,040名、18.6%の減となっております。5月14日には静岡県警戒レベルが引き上げられたことにより、入場者を静岡県民に限定するなど、さらなるコロナ感染症対策を施しながら、来園者に満足していただけるよう運営をしております。

町政懇談会について申し上げます。

情報公開と町民参加のまちづくりを推進するために、地区懇談会を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年度に続き、今年度も開催を中止することとしました。代わりに当初予算の概要を町内回覧をしました。また、町政について聞きたい、学びたいことに対して、町長や担当課職員が出向いて説明する出前講座「町長とトーク」を企画し、現在、希望者を募集しております。

消防団関係について申し上げます。

消防団入団式が4月4日に河津中学校グラウンドで行われました。再任を含む10人の新入団員に稲葉克己団長から辞令を交付しました。本年度から消防団は特定の活動のみを行う機能別団員を導入し、新たな体制として消防力の維持を図り、活動を行ってまいります。

5月9日には陸上自衛隊駒門駐屯地第一戦車大隊の協力を得て、今後の出水期を想定した水防訓練を役場駐車場にて55名の参加で実施をいたしました。

町税の収納状況について申し上げます。

4月末現在の町税収納につきましては、令和2年度現年度分収入額9億5,753万6,000円、滞納繰越分収入額1,411万2,000円、全体では収入額9億7,164万8,000円、徴収率は93.42%で、前年より1.11ポイント減少しております。

国民健康保険税につきましては、令和2年度現年度分収入額1億9,256万7,000円、滞納繰越分収入額997万1,000円、全体では収入額2億253万8,000円、徴収率は91.16%で、前年より3.89ポイント増加しております。

賀茂地域全域における収納対策として、平成28年度に発足した賀茂地方税債権整理回収協議会による1市5町での共同徴収に引き続き取り組み、滞納額縮減を進めております。

さらに徴収困難な事案については、静岡地方税滞納整理機構に移管しており、4月末現在

で10件、金額969万1,000円の移管に対し、徴収金額691万1,000円、徴収率は71.31%の実績となっております。現在、10件中7件が完納となりました。

新型コロナウイルス感染症における税制上の措置について申し上げます。

固定資産税については、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が前年同期間に比べて30%以上減少した中小企業者、小規模事業者について、令和3年度に限り固定資産税を減免する措置を講じています。対象となる固定資産は、事業用家屋及び設備等の償却資産で、1月に申請を受け付け、申請件数は98件、家屋1,344万4,000円、償却資産1,029万2,000円、減免額合計2,373万6,000円となりました。

また、国民健康保険税については、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が前年と比べて30%以上減少した世帯について、国民健康保険税を減免しました。3月末まで申請を受け付け、申請件数は38件、令和元年度分が49万8,000円、令和2年度分が520万5,000円、減免額合計570万3,000円となりました。固定資産税、国民健康保険税ともこの措置による減収分は全額国費で補填されます。

新型コロナウイルス感染症における保険料減免措置について申し上げます。

介護保険料及び後期高齢者医療保険料については、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が前年と比べて30%以上減少した世帯について保険料を減免しました。3月末まで申請を受け付け、介護保険料は申請件数18件、令和元年度分が19万9,300円、令和2年度分が126万2,500円、減免額合計146万1,800円となりました。後期高齢者医療保険料は、申請件数8件、令和元年度分が4万8,400円、令和2年度分が31万6,100円、減免額合計36万4,500円の申請を県後期高齢者医療広域連合へ進達しました。

新型コロナウイルスワクチン接種事業について申し上げます。

町では、65歳以上の高齢者を対象に、集団接種を保健福祉センターにて、5月10日から医師2名で1日120人の接種を行っております。予約開始時にはコールセンターへの電話がつながりにくいなど、ご迷惑をおかけしましたが、現在、対象者の約8割の方の予約が完了し、7月末日の接種完了に向け、事業を進めてまいります。今後、65歳未満の方の接種が8月から開始予定で、クーポン券、案内等を6月中下旬に発送する予定です。

子育て世帯生活支援特別給付金交付事業について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、ひとり親世帯で児童扶養手当受給対象世帯並びに低所得の子育て世帯を対象に、児童1人につき5万円を子育て世帯生活支援特別給付金として給付いたします。児童扶養手当受給世帯等、ほとんどの対象世帯は基本的

には特別な手続は必要ありませんが、一部申請が必要となる世帯がございます。詳しくは健康福祉課へお問合せをお願いいたします。

本定例会に必要な経費の補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

子育て支援施設建設事業について申し上げます。

子育て支援施設実施設計については、5月末日に玉野総合コンサルタント株式会社沼津事務所から成果品が提出をされ、現在、内容を精査しており、発注を目指し、作業を進めているところであります。また、職員駐車場の代替駐車場整備は、6月中旬の完成を予定しており、施設建設着手に向けて事業を進めているところであります。

見高地区護岸かさ上げ工事説明会について申し上げます。

今年度から施工する見高地区護岸かさ上げ工事について、5月14日に見高公民館において説明会を実施しました。昨年度実施したベロ場海岸200メートルの詳細設計の内容と、今年度施工予定の工事内容、将来も含めた全体計画について説明いたしました。

新型コロナウイルス感染症対応経済対策事業について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、停滞している町内経済を循環させるため、新型コロナウイルス感染症対応経済対策事業を行っております。

小規模商工事業者事業継続補助金については、3月15日から4月23日までの受付期間に298件の申請があり、5月末までに3,460万円の支給を行いました。

河津町商工会が事業主体となり、50%のプレミアムのついた河津エールプレミアム商品券を5月23日から販売し、翌日完売しました。プレミアムを含めた金額は9,000万円となっております。また、15%のプレミアムのついたプレミアム工事券を6月9日から販売します。プレミアムを含めた金額は3,400万円を予定しております。

河津町観光協会が事業主体となり、町内宿泊施設に宿泊した方を対象とした特産品プレゼントキャンペーンを4月29日から実施しております。抽せんで2,500名の方に河津町の特産品を送付いたします。

伊豆縦貫自動車道関係について申し上げます。

事業化に向け、要望活動を行っている天城峠区間につきましては、3月15日にふれあいホール、同19日、24日に西小学校体育館で都市計画原案説明会を実施し、118名の方が参加されました。また、現在、工事が行われている河津下田道路（Ⅱ期）区間については、4月20日に西小学校体育館で工事説明会を実施し、61名の方が参加されました。

河津下田道路（Ⅱ期）区間については、今年度92億6,000万円もの事業費が配分され、4

月27日には令和4年度中の開通予定が発表されるなど、さらなる工事の進捗を期待しております。工事中、近隣の皆様にはご迷惑をおかけしますが、引き続き皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

町水道料金免除について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止措置が経済的に大きな影響をもたらしている状況を踏まえ、町民生活及び経済活動の負担軽減のため、令和3年4月、通常検針分の町水道使用料金を全額免除いたしました。対象者は家庭用や営業用を問わず、全ての給水契約者とし、契約件数3,497件、総額2,199万6,502円となりました。なお、水道事業会計へは国・県の臨時交付金を同額支出いたしました。

水道台帳電子化（共同調達）について申し上げます。

水道法改正により定められた上水道施設台帳整備のため、令和2年度から3年度にかけて市町フレンドシップ助成金を活用し、松崎町と共同で水道台帳電子化を実施しております。令和4年4月1日から電子化した水道台帳の運用を開始する予定で、5月20日に水道台帳電子化（共同調達）業務委託契約をフジ地中情報株式会社静岡営業所と締結し、水道配管図等データ化して、システムに取り組む作業を実施しております。

小学校統合関係について申し上げます。

3月17日に開催した総合教育会議において、新小学校の校名候補は公募を実施した結果、応募総数326通のうち最多となる104通の応募をいただいた「河津小学校」を校名候補に決定しました。校章及び校歌につきましても、統合準備委員会からの答申に沿い、校章は町民及び出身者からデザインを公募し、候補作品に専門家による加工・修正をした後に決定いたします。校歌は作詞、作曲の専門家に依頼し、歌詞には町民から募集したフレーズを盛り込むことといたしました。それぞれ7月に募集を行いますので、多くの応募をお願いいたします。今後も令和5年度に開校する河津小学校に向けて統合準備を進めてまいります。

また、4月16日から23日の間に開催された各小学校及び幼稚園のPTA総会において、統合に関するこれまでの経緯、統合準備委員会からの答申内容、教育委員会の答申に対する対応について説明をさせていただきました。

I C T等の教育環境整備について申し上げます。

3月末に国のG I G Aスクール構想による1人1台パソコンの購入及び無線L A N設置工事が完了し、新年度より授業での利活用が始まりました。また、さらなるI C T教育充実のため、5月19日に電子黒板購入の入札を執行しました。本定例会に契約に関する議案を上程

しましたので、ご審議をお願いいたします。

大学生等支援給付金事業について申し上げます。

大学生等支援給付金は、コロナ対策事業として令和3年1月1日現在に大学等に在籍する者を対象に10万円を給付する事業で、5月末現在で申請者138人の申請を受け、126人への給付が完了しました。この給付金の申請期限は8月31日となっていますので、対象者の皆様には早めの申請手続きをお願いいたします。

入札結果について申し上げます。

令和3年度4月1日からの事業実施のため、令和3年3月16日に実施した河津町可燃ごみ収集運搬業務委託は、株式会社河津衛生社が落札し、2,548万5,174円で、河津町資源ごみ収集運搬業務委託は、株式会社栄協が落札し674万3,000円で、河津町粗大ごみ収集運搬業務委託は、株式会社栄協が落札し432万3,000円で、河津町びん類等収集運搬業務委託は、株式会社栄協が落札し445万5,000円で、河津町かん収集運搬業務委託は、株式会社栄協が落札し531万3,000円でそれぞれ契約しました。

河津町役場庁舎夜間警備業務委託は、参加辞退により入札が中止になり、伊豆警備保障株式会社と1,772万2,320円で随意契約を締結しました。

4月22日に実施した下河津漁港（見高地区）浚渫業務委託は、山内組が落札し、396万円で、河津町立南小学校トイレ改修工事設計業務委託は、株式会社小林建築事務所が落札し、126万5,000円で契約しました。

5月12日に実施した浜・笹原街路樹管理業務委託は、有限会社いいだ造園が落札し、382万8,000円で契約しました。

5月19日に実施した郵便料金計器リースは、株式会社J E C Cが落札し月額6万6,165円で、河津町役場仮設書庫代替物置購入は、株式会社永谷が落札し154万円で、業務用ノートパソコン購入は、株式会社下田OAシステムが落札し506万1,100円でそれぞれ契約しました。令和2年度新型コロナウイルス感染症対策事業河津町立小・中学校電子黒板購入は、株式会社金指商会沼津営業所が落札し、1,410万5,300円で仮契約を締結しました。

5月26日に実施した河津町都市計画基礎調査業務委託は、株式会社オオバ静岡営業所が落札し204万6,000円で、河津町地域福祉計画等策定業務委託は、株式会社サーベイリサーチセンター静岡事務所が落札し313万5,000円で、河津町第2次男女共同参画計画策定業務委託は、株式会社サーベイリサーチセンター静岡事務所が落札し147万4,000円でそれぞれ契約しました。

報告は以上のとおりです。

新型コロナウイルスの緊急事態宣言が出されるなど、私たちの生活は不透明な状態が続いており、観光地である当町の経済的影響も心配されるところではありますが、今後とも議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます、私の行政報告とさせていただきます。

○議長（上村和正君） これで町長の行政報告を終わります。

10時55分まで休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時55分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎一般質問

○議長（上村和正君） 日程第5、一般質問に入ります。

この場合、質問には1問ごとに答弁します。

なお、全般にわたって質問するか、答弁を求めるかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

3番、渡邊昌昭議員、1番、大川良樹議員、9番、渡邊弘議員、11番、宮崎啓次議員、6番、塩田正治議員、4番、遠藤嘉規議員、2番、桑原猛議員。

◇ 渡 邊 昌 昭 君

○議長（上村和正君） それでは、3番、渡邊昌昭議員の一般質問を許します。

3番、渡邊昌昭議員。

〔3番 渡邊昌昭君登壇〕

○3番（渡邊昌昭君） 3番、渡邊昌昭です。改めましておはようございます。

令和3年第2回定例会開催に当たり、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問します。

私の質問は、次の4件です。

1件目、第31回河津桜まつりについて。2件目、農業者の減少防止対策について。3件目、消防団活動について。4件目、町長の今後の町政の取組についての以上4件です。町長、副町長、担当課長の回答をお願いいたします。

1件目、第31回河津桜まつりについてです。

第31回河津桜まつりは、新型コロナウイルスの影響により中止となりました。町や観光協会などは来場を控えるように呼びかけましたし、露店の営業も自粛するよう申し入れましたが、多くの観光客が訪れたと聞いています。2月20日、21日の土日には、多くの観光客が訪れ、違法駐車や渋滞も発生しました。中止になったことで今まで見えなかった運営上の問題などが分かってきたのではないかと思います。

そこで、まず総括というか、これまでの統計方法で結構ですし、町で把握している範囲で結構ですが、来場観光客数、伊豆新聞では12万1,919人と発表されていました。露店、駐車場の営業件数、実施したコロナ対策、施策はどのようなことがあったのでしょうか。そして、それに伴う観光客の対応、露店駐車場係員の対応、祭り期間後の住民関係者からの意見など分かる範囲で結構ですから、回答をお願いしたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の第31回の河津桜まつりについて、主に総括ということでお答えしたいと思います。

第31回の河津桜まつりについては、皆さんご存じのように、1月18日の実行委員会、これは町と5つの産業団体で構成しております実行委員会で、今年の第31回の河津桜まつりについては中止を決定させていただきました。その中で大方の意見が首都圏などの感染状況ですとか、町民の不安や危機感を反映した中で決定したものだと思っております。これは町民として今年の河津桜まつりへの訪問を遠慮していただきまして、自粛していただきたいとの実行委員会との話の中で、実行委員会の基本姿勢がそこに表れたものだと思っております。

ただ、これまでも検討していただいたとおり、実行委員会と町では、町民の命を守ることと無法地帯にしないために、町民にも安心して暮らせるように一定の対策を考えておりました。特に会場が河川管理道路でありまして、入場規制ができないこともあり、難しい対応となりましたが、状況に応じて感染対策と秩序を保つ取組をしましてまいりました。具体的には、来場者には3か所に検温、手指消毒ブースを設けまして、チェックシールの配布や見回り隊による指導、トイレ管理、交通対策など行いまして、町民にもホームページや回覧などで周知を行ってまいりました。

対策については、来た人たちに検温実施など、数々の町民向けの安心・安全対策として行ってきました。お祭りを中止しましたので、外に向けての対策が事前に周知をできないということがありまして、とにかく中止をして来訪を遠慮していただくという、そういうことの発信に力を注ぎました。

今年の開花時期の桜見物の来訪者については、これはあくまでも推計ですが、先ほど議員がおっしゃったように、昨年は52万の来場があったわけですけれども、その約4分の1の12万2,000人と想定をされまして、バスがほとんど皆無で、乗用車が主でありました。遠慮、自粛してくださいとの町外に向けてPRしていきましたが、実際は開花が進んだ2月13日から23日までに集中して混雑をしまして、ピークの2月20日、21日には1日1万5,000人から1万6,000人の人が訪れまして、町内で車の渋滞ですとか、路上駐車が目立ちまして、町民からの苦情も一部寄せられました。2月10日から3月10日までの38日間の1日平均は約3,200人ということになりました。予想したとはいえ、中止にしても少なからず来ることが分かりました。これが中止にしないで来たかどうかは分かりませんが、個人的には中止をしたから、これだけの人数で済んだのかなと私はそう感想を持っております。

なお、お尋ねの露店の関係ですとか、駐車場の営業者数につきましては、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、露店及び駐車場の営業者数について答弁いたします。

桜まつりが中止となりまして、それでも自主営業される店舗に関しましては、祭りの開催と同様に、コロナ感染症対策についての誓約書を提出してもらい、河津桜まつり露店等管理条例に基づいての営業としていただきました。その申請件数は出店で35店舗、駐車場で19か

ありがとうございました。あわせて、それら営業している駐車場、店舗についても見回りを実施し、条例に基づいて営業しているかを確認しております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 先ほど町長の回答にもありましたけれども、1月18日の実行委員会によるもので中止が決定されたということでした。中止の決定は実行委員会によるものですが、実行委員会という組織がいまいち理解されていないのではないのでしょうか。実行委員会は先ほど経済団体とおっしゃっていましたが、実際にどのようなメンバーで組織され、どのように規定されているのですか。開催についての条例や規則、これら決まり事はあるのでしょうか。実際に町はその実行委員会とどのような関係にあるのですか。中止に至る過程を町民に分かりやすく経緯を明確にして説明すべきだと考えます。さらには祭り期間の実行委員会での反省点、見直しはあったのでしょうか。あったらお教え願いたいと思います。

また、桜まつりに関する条例、規則の中には、河津町河津桜まつり露店等営業管理条例というのが規定されています。露店などの営業を管理する条例がありますが、河津桜まつりの期間中と明記されており、祭り期間が変更になれば変更する、これも明記されています。2月10日から3月10日までとなっています。条例を読むと祭りが開催されなければ、祭りの開催期間ではないので、条例に効力がないのではないかと、このようにも思われますし、法的な解釈、これに問題はないのですか。条例での露店営業などの届出は、届出先が町長となっております。町長が指導し、無届け店舗などには罰則も規定されています。このような条例などによりますと、町民の多くの皆さんは町による祭りの開催、町が主体のお祭りという印象が強く、実行委員会との関係についての説明と、露店等営業管理条例の改正の必要について、これについての考えをお聞かせください。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの渡邊議員の質問の中で実行委員会のことについて、もう一つは、露店等の条例のことについてお答えしたいと思います。

まず、実行委員会についてお答えします。これについては若干経緯もあるものですから、できた経緯等についてもお話をさせていただきます。

まずはその経緯でございますけれども、河津桜まつりはご存じのように31回を迎えたわけですが、第1回から第11回、これは平成12年度まででございますけれども、観光協会が主催をしておりました。第12回より現在のような産業経済活性化連絡協議会の構成メンバ

一による実行委員会に変更をして行ってきております。その理由として、当初は観光協会主催で人出もあまり多くなかったわけですが、第8回頃から40万人規模から、その後、第9回には一気に100万人規模のお祭りに膨れ上がりまして、観光協会だけでは運営に限界がありまして、また、町内全体に経済波及効果も大きいということから、町全体で応援していこうということになりまして、実行委員会を結成して、今の形になったわけですが、現在の実行委員会の構成メンバーにつきましては、町、観光協会、商工会、JA伊豆太陽、伊豆漁協、伊豆森林組合の6団体で構成をしております。一応町については、産経連の代表ということもありますけれども、一応実行委員会の中では1メンバーということで参加をしております。

そして、今年の31回の祭りについては、当初は対策をしながら開催しようということで、これもコロナの関係があったものですから、8月から実行委員会をやっておりまして、ずっと検討をしておりました、対策等についても。その中で11月に開催可否の目安というガイドラインを実行委員会がつくりまして、その判断の中で中止を決めたということですが、そういうことで、実行委員会の判断については11月の実行委員会で決まった開催をするかしないかの目安に従って、そこで協議をして決めたということです。そういうことで実行委員会で、今回については独自のものを代表の中で話し合っただけで、その中で判断をして決めたということですが、

それから、実行委員会の規定は特にございません。それから、桜まつりに関しても規定もなく、さっきお話ししたように、ガイドラインを決めて実行委員会の協議で決めているというのが現状でございます。

次の露店に関する条例のことです。

現状の条例の中でどの程度の運用ができ、解釈ができることも考えまして、町のほうで顧問弁護士にその後、相談をしておりますので、今回のことも一応検討してまいりました。

対応内容については担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、露店を出店する条例の解釈と運用ということですが、

露店を出して商いを行うということ自体は権利としては侵すことができないというのは原則であります。その上で顧問弁護士のほうからは、現行の桜まつり露店等営業管理条例は、

桜まつりの営業行為の財産権や職業選択の自由をできるだけ尊重しつつ、住民の生活や秩序ある営業の必要性を両立するよう、合理的で必要最低限の制約を定めているものであり、権利を侵すものではないという見解でございます。したがって、桜まつりにおける出店については、現行の条例を変更することなく、そのまま適用してまいりたいと考えております。

また、桜まつり期間中という限った中での運用となります。開催の有無によりまして様々な疑義を生じたことは事実でございますけれども、今後も桜まつりのモラルとしての適正な条例の運用を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） まず、実行委員会ですけれども、8月から計画を立てて、どのように対応するか、このようなことで来たよということでありましたけれども、その過程が町民になかなか分かりづらかった。この辺があるのではないかと思います。これらの過程を報道等を通じて逐一報告していただければ町民にも分かりやすいのかな、このように考えますし、規則についても明確なところは問題はないということでありましたけれども、それがそういうことであればいいんでしょうけれども、対応をよろしくしていただきたいと思います。

続いて、桜まつりの期間中、去年の夏期対策、桜まつりの期間中のこともそうなんですけれども、去年の夏期対策や本年5月の連休、これらのときに非常事態宣言、蔓延防止措置の期間中ということで、静岡県の警戒レベルが上がりました。町に関連する事業所や施設のうち、営業または開放した施設と自粛した施設、これがあったと思います。この営業したところと休んでいただいたところの差というのはどこにあったのでしょうか。どのように決まっているのか。さらに営業する施設の利用可能者の居住場所もその都度県内者、賀茂郡内居住者、町内居住者と異なっていたと思います。

また、本日も朝、配付されたんですけれども、新型コロナウイルス対策本部会議情報まとめということで渡されたんですけれども、この中では、レベル5の継続ということで変わっておりません。そんな中で、観光施設ガイドラインは現状変更しないということで来ておりますけれども、県内利用の場所だとか、それから、ここは休むというところが、ここは開催するよというふうに今回変わっているところがあると思うんですけれども、これらの線引きというのがどこから変わってくるのかな。町民にとってみれば、休みがあるんだよ。休みになるというのが急遽変わって、何だ、やってるのかという形になるかと思うんですけれども、その辺の線引きというのはどのようにになっているのか回答を願いたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、まず、一般論といいますか、コロナ関係の例えば緊急事態宣言が出た場合の町内休業を要請した場合なんかもある場合と、あと町独自でお願いする場合とか、いろんなケースがあるかと思えますけれども、当然緊急事態宣言といいますか、国のほうから出されれば、法的な根拠がありますんで、それに対する裏づけということで、これまでは国からの支援金等あるいは県の支援金等を利用して休業したところには補償ではありませんけれども、一応協力金という形で支出した経緯がございます。

今の状況ですけれども、県内についてはレベル5ということでございます。それで、私どもも対策本部会議を開いて、いろいろ県の部分のレベルについて検討して、ガイドラインも当然持っております。特に私たち市町にしてみると、レベルを決める判断がなかなかできないものですから、医者がいるわけじゃないものですから、そういう中で県のレベルを参考に、いろいろ検討しているわけです。

特にはその中で最近変わってきたなと思うのが、やはり昨年と大分世の中状況も変わってきて、国もそうなんですけれども、対策をしながら実施するような方向に変わってきていて、例えば国あたりにしてみると、緊急事態宣言が出ても、例えば5,000人入れて開催するとか、対策をしてやるとかという形で、ちょっと去年とは若干違ってきているなということもあります。

そういう中で、今回対策本部会議を開いた中で、ガイドライン等を設けて、例えばレベル5になったら、基本的には休業なりをして、それで本部会議で対応を決めるようなことになっていたわけです。それで、今までどおり結構厳しくやっていたんですけれども、ただ、私どもも首長なんかでも県の担当者といろんな会議を開いたり、ウェブ会議をやった中で、首長の中でも例えば県内一律のレベル5というのはおかしいじゃないかと、そういう声もあります。特に伊豆半島地区については、感染者が出てない。その中で、それであってさらに関東圏では緊急事態宣言が出て、お客さんがなかなか来ないという状況の中で、それでそのガイドラインに沿って中止しなければならないというのは大変厳しいんじゃないかという声も首長の中でもありますし、県の会議なんかでも大分出ております。

そういう中で、河津町の中でもガイドラインに沿っていろいろ学校の施設だとか、観光施設等も対応してきたわけですけれども、そういうことを踏まえて、対策本部会議の中で少しその辺も含めながら、去年との情勢の変化あるいはコロナワクチンの接種の状況等も踏まえて、ちょっと去年とは若干違うのかなということで対策をしながら、営業できるものはする

ような方向あるいは地域を限定しながら、例えば今町内だったものを郡内とか県内にするとかと広げながら、営業できるような方向で、少し対策本部会議でも県とのいろんなウェブ会議の状況あるいは国の状況等を踏まえて、若干変化を持たせたというのが今回の決定でございます。

そういう中で、桜まつりについては、町独自の、実行委員会独自の中止だったものですから、またそれとは若干違うと思えますけれども、これについても担当課のほうでお答えしますので、ご理解願いたいと思えます。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、桜まつり時における町内の観光関連施設の自粛についての違いということですが、コロナ禍における町内の関連事業者の自粛につきましては、先ほど町長が申し上げたように、町のガイドラインによるものでございます。基本としては、県のレベル5になった時点で自粛という判断になります。しかしながら、町民の生活への影響等を考えて、温泉施設、交流館の売店、噴湯公園などにつきましては、桜まつり期間中も開けていたというのが事実でございます。

また、ならんだの里、入谷高原温泉などは地区での判断で自粛等をされたかと思えます。指定管理とか、そういったそれぞれの運営団体の判断というところも大事になってくるかと思えます。

渡邊議員言われたように、現在も警戒レベル5でございます。その中で町でもガイドラインに沿った形で本部で調整を図りながら、開けられるところは開け、町民の生活に沿った形での運営としているところでございます。また、あわせて指定管理者にもそれぞれ対策等の確認を取った上で開ける、どのような範囲にするかということを決めております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 状況によって入場者とか利用者の範囲を変えるということですが、それは国の方針とか、そういうのもあるとは思いますが、変わった際には、ここにもホームページに掲載とありますけれども、各種の広報媒体を使って、町民の方に間違いのないように広報をしていただきたいと思います。中止してしまった桜まつりですが、観光客がそれだけ利用があったということですから、河津桜まつりの期待というのは非常に大きいと思えます。今後の祭りに参考になることが多々あったと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、2問目、農業者の減少防止対策についてということでお聞きしたいと思います。

河津町の高齢化が進んでおります。それと同じように、農業者も高齢化しております。直近の伊豆太陽農協の河津町の組合員世帯数968世帯、農業経営振興会の会員数94、認定農業者43、2015年の農業センサスの結果では、農家415軒となっていますけれども、実際には次の統計でもっと減っていると思います。後継者も少なく、今後の河津町の農業の先行きが危ぶまれております。かんきつ、花卉、イチゴ、ワサビなどといった全国にも誇れる特産物がありますが、産地の活性化がなければ将来はありません。今後の産地の活性化について、町はどのように考えているのでしょうか。

まずは鳥獣害対策です。農業者にとって突然の災害による農産物の圃場の被害は次期作の意欲を奪うものですが、それ以上に鳥獣の被害は生産意欲を奪います。行政の主導により捕獲や防御の補助により一定の効果は得ていると思いますが、保護や防御のほかに有害鳥獣の動向の調査や、群れの行動範囲の確認、積極的な鳥獣害対策は取れないのでしょうか。隣接の市町との話合いや賀茂郡下での広域的な鳥獣害対策はなされていないのか質問したいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの渡邊議員の関係で、農業者の減少の対策ということと、あとは鳥獣害対策の関係、全般的な話をしますと、これは農業者だけではなくて、河津町、先ほど議員がおっしゃったように、高齢化が進んでいるということも事実だと思います。今日の新聞報道によりますと、県下の中でもこの伊豆地域は大変高齢化が進んでおまして、今日の新聞ですと、西伊豆町は65歳以上の方が50%を超えたというような、そんな報道もあります。一番少ないのは長泉町だったですかね、22%ぐらい。河津町は大体42%ぐらいで、それでも高齢者が多いほうに入るのかと思いますけれども、賀茂地区の中では比較的まだ少ないような感じもしますけれども、それでも高齢者が多いなということは事実だと思います。そういうことで、高齢者というのはやっぱり多いということは産業全体に響いてくるのかなと、そういうことが今も進んでいるのかなと。それも大きな原因の一つだと思っております。

また、鳥獣害対策の関係でございますけれども、これは広域連携の中でも大分話されたりしてやっているわけですが、賀茂地区全体を見ると、河津町としては鳥獣害対策、捕獲頭数なんかを見ると、比較的やっているほうかなと私は思っておりますけれども、特に、それでもやっぱり農業者にしてみると鳥獣害対策というのは大変重要なことだと思いますし、

今も決裁等で見ますと、やはり電気柵だとか檻だとか、補助金申請なんかも出てきますので、やはり必要なものは町としても対応しなければいけないのかなということも思っております。特に昨年の秋だったですかね、結構市街地まで鳥獣が出てきたという話も聞いたものですから、ちょっと森の状況等もよく分かりませんが、最近では市街地まで出てくるような状況がありますので、今後も農業者の農業意欲あるいは農産物を出荷できることも含めまして、予算等についても考えてやっていかなければならないなと思っております。

お尋ねの実績等につきましては、担当課長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、鳥獣害対策ということでございます。

鳥獣害対策、昨年の捕獲の実績としては、猿が24匹、イノシシ383頭、鹿が486頭となっております。ここ数年の捕獲数はほぼ横ばい傾向でございます。猟友会など、駆除する側の高齢化など、体制の維持についてもなかなか難しくなっているというのが事実でございます。このほかにも対策の補助金として、電柵や防護ネットの制度もございます。これにつきましては、昨年度の実績で30件ほどございました。また、今後も鳥獣の被害が減るような施策はこのように継続してまいります。

また、今後、地域おこし協力隊などの協力も得まして、鳥獣対策実施隊なども結成し、国の助成制度への対応も行っております。今後は、議員のほうが言われましたように、賀茂広域連携等でも鳥獣害対策について検討される予定でございます。また、そういった広域的な取組についても期待されるところでございます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 今後広域で検討してくださるということで、それにも期待をするところではありますが、よろしくお願ひしたいと思います。

鳥獣害対策に並んで、農業者の中核的な人間が欲しいなと、これが山地の活性化、これにつながるのじゃないかと考えます。認定農業者の確保ということが必要なのかな、このように考えます。認定農業者の数も減少しています。昨年度末で終わった総合戦略ですよ、5年間に5人の増加を計画しておりました。基準値が62人だったのが、目標値新規認定者5ということで目標設定されておりましたが、現実には大分減ってしまったのが現実かな、このように考えます。国の方針で決められた認定農業者制度なんですけれども、小規模で機械化

の進みにくいこの地域ではなかなか定着しにくいのかなというのが現状です。地域の農業者の中核として認定農業者がいなくなれば、地域の農業はどんどん衰退していってしまいます。今後ますます国の事業に対して認定農業者の必要性が高くなってきますが、認定農業者制度についての町の考え方、増加対策についてご説明をお願いしたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、町の認定農業者の対策についてお答えしたいと思います。

先ほども申しましたけれども、農業者の減少対策については、議員がお尋ねのとおり、農業者の数は実際減っているというのが現実でございます。その要因としては、先ほど申したように、根本的な人口減少ですとか、高齢化が実際あるのではないかと、その背景を考えております。特に農業者の中でも高齢化が進みまして、後継者が思うように育っていないというよりも、いない世帯が多いような感じもします。今後も過疎化が進み、特に耕作放棄地の広がりが大変心配されるところでございます。

議員がお尋ねの、現在農業に積極的に取り組んでいる方の県の認証制度として認定農業者という制度もあり、大変活躍をしていただいているわけでございますけれども、町としても優秀な農業者としての認識を持ちまして、できるだけ県とともに支援をしていきたいなど、そういうように思っております。

また、認定農業者の基準ですとか人数については、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、認定農業者の基準と人数についてということでございます。

認定農業者の数は、町内では現在43名でございます。目標値で総合計画で5名ということでしたけれども、昨年の新規認定は1名、今年度も一応1名を予定しております。

認定農業者につきましては、作物によって作付面積や規模、生産方法、経理の方法、従事形態、それぞれ条件がございます。そういった条件もございまして、なかなか認定農業者になる方というのは限られているというのが現状でございます。また、あわせて高齢化と、そういったもので減少傾向にあるのも事実でございます。町内の認定農業者につきましては、渡邊議員もおっしゃったように、農業規模等ではなかなか制度的な優位性が少ないというのも事実でございます。また、そういった面も含めまして、今後農業への就業促進については、町のほうとしても課題と捉えてあります。そういった対策も考えながら進めていきたいと考

えております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） これといった特効薬がないというのも現実かと思えますけれども、対応できる農業者については積極的に勧誘していただいて、認定農業者を増やしていただきたいな、このように考えます。

先ほどの町長の回答の中にもありましたけれども、後継者がなかなかいないんだよということで話がありましたけれども、新規就農者、これはIターンやUターンということで、いろんな確保、これを目指しておりますし、後継者がいない、それから、あとは都会に出いった方で戻ってきて農業をやろうという方もいらっしゃるかと思えますけれども、ここ数年でどのくらいの方がそのような新規就農者、また後継者としているのでしょうか。JAの青壮年部、これはあるんですけれども、河津の会員はワサビの生産者がほとんどであると聞いております。ワサビは私もやっていますけれども、ワサビ田が世界農業遺産に認定され、評価が高まっているところではありますけれども、このコロナ禍においてなかなか先の見えないうのが現状です。

新規就農者には行政の手厚い助成がありますけれども、後継農業者等にはなかなかこれがないというのが現実ではないでしょうか。農業者ばかりではありませんが、町の事業者、町の事業の後継者となり得る河津を出た若い方が戻ってこようと思っている方も、迷っている方も多々いるのではないのでしょうか。背中を押してあげれる対策をぜひ考えていただきたいと思えます。以前から6次産業の推進とうたってはおりますけれども、町が取っている施策についての説明をよろしく願います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの新規就農者等の問題についてでございます。

確かに制度的な問題も少しあるのかなと。特に新規就農者については、ある程度助成制度等も私もあるように思っておりますが、なかなか就農を引き継ぐといたしますか、そういうものについては制度としてなかなかないのかなという感じがします。また後ほど担当課長より説明させます。

特に新規就農者、農業を始めるという方は非常に大切であります。現在も河津町の数人の方が新規就農者として行っていることは私も承知しておりますし、その中にはふるさと納税の返礼品として登録をして、新規就農者の方がいたり、あるいは観光交流館の売店に出荷を

している方もおります。なかなか、とはいって農業として生計を立てるのは大変さもあることから、県や農協などと、団体などと協力して、一人でも多くの就農者が定着するように今後は努めなければいけないなど、そういうように思っております。

お尋ねの支援内容ですとか、就農者の数について、あるいは支援策についても、それぞれ担当課長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、支援内容と就農者数についてお答えいたします。

まず、新規就農者の数ですけれども、どういった方が新規というのはなかなか把握が難しいんですけれども、うちのほうで新規就農ということで、転入等で相談されながらうちのほうに来た方では、毎年平成28年ぐらいからは5名ほどいるんじゃないかなと認識しているところでございます。また、現状における就農者の支援ですけれども、新規就農者への経営開始型の助成としましては、県の農業次世代人材投資事業という事業がございまして、町のほうではそれを活用しまして、青年者の就農事業ということで助成の制度がございます。50歳未満の新規就農者について最大5か年の資金を交付するものです。また、この制度につきましては、条件によっては帰省就農者、後継農業者についての支援の適用もあるんですけれども、なかなかこの適用につきましては、経営の多角化とか新規作物の導入など条件がございまして、そういったもので活用範囲がちょっと狭められているのも事実でございます。適用条件や計画のヒアリング等も行わなければならないので、もし就農についてのご相談があれば、事前に産業振興課のほうへご相談いただければと考えております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 町の産業が少しでも活発化するようにいろんな施策を使って、後継者、これを呼び戻していただけることの施策をよろしくお願ひしたいと思います。

3問目の質問をさせていただきます。消防団活動についてです。

本年度から消防団体制は団員数が20名減少して、265名ということになりました。団員数が減少する中で、ますます消防団に期待する事項は増えているのが現状です。消防団の持てる力を発揮するために、日々の訓練による技術など、個々の向上を図ることが必要ですが、有事の際には早期の招集、団員間の連携、機動力の確保などが必要かと思われま。

まずは夜間の同報無線の発報についてです。以前の議会でも同僚議員により質問されてい

ましたが、夜間の火災発生時などの非常時、消防団員の呼集を求めるに当たり、同報無線を活用していました。しかし、夜間のサイレンはうるさい、やじ馬により消火作業の支障がある。庁舎の夜間警備を外部に委託したなどの理由により、令和元年度からメールなどでの連絡に切り替わりました。現在の制度に変更され、問題はないのでしょうか。夜間、特に深夜のメールというのが着信が分かりにくいのではないか。町民が近所での災害の発生に気づきにくい、自主防の出動が遅れるなどといった問題があるのではないのでしょうか。団員が減少したことを考えれば、早期に招集するため、再度の検討はないのですか。また、5時から夜間体制ということですがけれども、せめて夕方、宵のうちはサイレンを鳴らしても問題がないのかなと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思いますが、お考えお聞かせください。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは渡邊議員の消防団の夜間のサイレンの関係についてお答えします。後ほど担当課長より今までの経緯等については答弁させます。

このような仕組みをつくるに当たっては、当然消防団にも協力をお願いしているところで、他の市町村の状況を見ても、これまでサイレン鳴らしていたような現状が大変難しいような状況もあって、ほとんど行っていないのは現状であろうかと思えます。

現状ですけれども、まず、火災の場合には常設消防である消防署に119番が1本入りまして、出動して初期消火に当たります。消防団についても団長以下、担当分団に連絡がされます。時間差はありますけれども、現場にはまず常設の消防車が駆けつけますので、状況によりますけれども、ベストではないにしろ、いち早く対応できる体制は確立されているものと考えております。また、伝達についても、それぞれ団員等の意識にも頼るところがあるわけがございますけれども、スムーズな行動ができるように、日頃から情報の管理に気をつけるようお願いしたいと考えております。

河津町での従来のサイレンの対応につきましては、他市町では過去に止めているところが多い中、河津町でもこれまでできる限り続けてはまいりましたがけれども、先ほど種々の理由から夜間のサイレンによる広報及び招集については、現状のような体制になって数年がたっていると、そんな状況でございます。これについては、元に戻すということではなくて、現状の仕組みの中でできるだけ経費をかけずに見直すことができれば、今後は取り組んでいきたいなど、そんなふうに思っております。

では、担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 防災課長。

○防災課長（村申信二君） それでは、私のほうから夜間の火災発生時に同報無線でサイレンを鳴らさなくなった経緯についてお答えします。

この件については、以前一般質問でもお答えしておりますが、当時10年ほど前から検討事項となっていた第1出動の招集サイレンについては、夜間の火災において火災発生地区周辺以外の住民よりやかましい、目が覚めた等の苦情やご意見を何度となくいただいたことや、消火活動中に心配のあまり、他地区の住民が現場に集まり、消火活動に支障が生じたこと、また、役場庁舎の夜間警備について外部委託したことなどから、消防団とも協議調整を図り、平成30年6月から現在の体制に至っております。消防署からのメールでは、夜間着信が分かりにくいといった問題もあるため、消防団でも独自に夜間火災等緊急連絡網を作成し、各分団長へ電話連絡をする体制を取っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 独自の方法で現状の中で考えていくということですが、もう一度夜間の早い時間、これらなどの場合はできるのではないかと考えますので、もう一度検討していただければいいかなと思います。

そして、消防団の団員間の連携の中で分団の活動費、このような問題があるかと思えます。今まで団員の出動訓練、機器の整備などの手当については、全部は分団に支給されていましたが、現在は出動手当等の手当は個々にされております。出動時や訓練時の活動費は分団によりそれぞれ異なると思えますけれども、各分団から徴収したり、回収したりしているのではないかと考えますが、その辺はちょっと分団ごとによって分からないという点が多々あるかと思えます。町からは分団への支給というのはポンプ整備手当だけかと思われ思いますが、これで十分なのかなと考え思いますが、分団のほうから要望等はありませんか。その辺お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、分団活動費の関係でございます。

結論から言いますと、私の知っている範囲では、活動費の増額の要望は今のところは聞いておりません。それで、今の現状をちょっとお話ししたいと思えますけれども、今年度、先ほど議員がおっしゃったように、町では新たに防災課を新設をしまして、地域防災計画の見直しですとか本部運営体制などの改革に取り組みまして、防災・減災事業の充実あるいは災害に迅速かつ対応できるような体制の強化を図っております。河津町消防団においても、団

員の高齢化ですとか、若年層の減少による組織運営が困難となることが予想されていることから、各地区の人口や現在の定員などを考慮し、先ほど議員がおっしゃったように、20名削減をしまして、265名の新体制でスタートしました。また、機能別団員制度も導入しまして、消防力の維持と、組織の活性化を図っているところでございます。

このような状況の中で、消防団も消防団改革を実施をしまして、活動の見直しや団員の確保などを含めて推進をしております。特に団員の皆様には仕事をしながらの活動となりますので、地域の安全や町民の命を守る使命を感じ、日頃の活動に協力をしていただいております、大変感謝をしております。

また、手当といえますか、団員の手当につきましては、今までは分団ごとに管理をしていたというようなことがあったようでございますけれども、これについては全て個人に支給しなければならないという現状もございますので、それぞれ個人に支給をしているということでございます。あとは町からの分団ごとの手当しかないということも現実でございますけれども、先ほど私が答えたように、現状では私のところにはそんな要望は届いておりませんので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 増額の要望等はないよということでしたので、ほっとしているところもありますけれども、また、それらがあったときには聞いてやっていただければ幸いかなと思います。

続いて、消防ポンプ車、これの運転に対しての免許の問題です。近年の自動車はAT車、オートマチック車が主流で、マニュアル車がどんどん少なくなっております。役場の公用車もほとんどがオートマチック車ではないでしょうか。そんな中で、各分団に配備されているポンプ車はまだマニュアル車があると思いますが、実際にはどのくらい残っているのですか。ふだんから運転しないマニュアル車、これを運転すると事故の危険もありますし、今後はAT車限定の免許保持者も増えてくると思いますので、それらの調査、これらは実施しているのですか。

さらに普通免許で運転できる車両重量の制限も変わってきています。昭和生まれの人にとってみれば、総重量8トンまでは運転できるということでしたけれども、平成29年3月12日以降は車両総重量が3.5トン、このような車に限定されてしまいました。今後若い団員が増えてくれば、この限定している車両免許が増えてくると思いますので、運転できる人が減る

と。人数が集まっても出動できないのではないかと、このようなことが考えてられますが、運転手確保のための今後の対策というのはどのように考えているのですか、お聞かせください。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、消防ポンプ車等の免許対策でございます。

これについては、議員お尋ねのとおり、法律により運転ができる人が限られております。これは車両の問題もありますし、免許の問題もあるかと思えます。今までのポンプ車は大きかったものですから、今後はその免許に合ったようなポンプ車の話も結構進んでいるようなことも聞いておりますので、今後はそういう方向になるのかなと思えますけれども、ただ、現状としてはそういうことで運転できないことがあることも事実なんで、それについても今後対応しなければならぬなと思っております。これについては、県などの補助制度もあるということを知っておりますので、県に尋ねたことがあるわけですが、県の消防協会の助成制度があるように聞いております。全ての団員が消防車を運転できることが理想ですが、資格を取る必要がありまして、また個人の考えもあるかと思っておりますので、できるだけ資格取得に向けて団員に働きかけを行いたいと思っております。

現状の対応状況につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、私のほうからマニュアル車とオートマ車の比率ということでお答えします。

マニュアル車とオートマ車の比率ですが、車両総数、今現在12台ございます。そのうちオートマ車が9台、マニュアル車が3台で、オートマ車の比率が75%というふうになっております。基本的に車を更新する際には、ミッションについてはオートマチック車を選定するようにしております。

次に、免許の関係ですが、議員の御指摘のとおり、平成29年3月11日までに免許を取得した団員については、現在、各分団に配備してある消防ポンプ車、可搬ポンプ積載車とも運転が可能ですが、平成29年3月12日以降、道路交通法改正後に普通免許を取得した団員については、2分団に配備してある軽自動車の可搬ポンプ積載車以外は運転できません。本年4月1日時点で当該普通免許のみ所持の団員は16名おります。分団ごとでは1名から最大4名いる分団もあれば、該当者がいない分団もあります。出動体制については、ポンプ車で5人、積載車で4人参集できた時点で出動となっておりますので、現時点では出動に際してそれほど影響はないものと考えております。

しかし、将来的には現状の免許制度では運転できなくなる団員が増えることが予想されるため、ポンプ車両等の更新時に普通免許でも運転できる車両選定などを検討しなければならないと考えております。また、準中型免許等の取得補助制度も今後の検討課題と考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） せっかくのポンプ車があっても出動できない、これでは困りますので、ポンプ車の更新の際の選定、これについての免許で運転できる車の選定とか、あとは資格の補助制度、これについても検討していただいて、出動時に支障のないようにしていただきたいと思います。

最後の質問になります。町長の今後の町政への取組について質問したいと思います。

4年前、情報の公開と町民参加のまちづくりを基本施策として岸町長が誕生しました。行政、議会、住民が一体となったオール河津のまちづくりをモットーに、岸町長には一生懸命、真面目、真剣に取り組んでいただいております。具体的な7つの公約である子育て支援施設の着手、小学校の統合など現実化されてきています。

しかし、昨年発生した新型コロナウイルスは1年が経過するも、いまだに衰えを見せる様子はなく、新たな変種の蔓延により、日本経済をはじめ、河津町の経済は冷え込んだままです。伊豆縦貫自動車道は河津・下田間が来年度中には一部開通するにこぎつけましたが、天城越えルートはやっと都市計画が発表されたばかりです。バガテル公園はまだまだ多くの難題を抱えています。そんな河津町ですが、この秋には町長の任期が終わろうとしています。予想外、想定外のコロナ禍により、低迷している町政ですが、ぜひリーダーシップを発揮していただいて、今後も町政の先頭に立っていただきたいと思います。町長の考え方をお教えてください。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の私の今後の町政の取組についてお尋ねですので、お答えしたいと思います。

お尋ねのように、私の1期目の任期は本年の11月25日であります。その後の町政への取り組み姿勢につきましては、現状では白紙の状態でございます。昨年から継続して社会全体に大きな影響を与えている新型コロナウイルス感染症対策を国や県、町と社会全体で取り組んでいる状況でありまして、当面はこれまでと同様、この対策に全力を注いでいかなければな

らないと考えております。今後の情勢により、しかるべき時期には判断をしなければならないと考えておりますが、町民の命と暮らしを守ることを優先し、今はワクチン接種など重要な対策の真っ最中ですので、自分の使命としてはそのことに一生懸命取り組んでいくことが私の今の姿勢であると思っております。

ただ、渡邊議員から政治姿勢に対する質問をいただきましたので、これまで私が取り組んできたことについて自分なりの思いについて答弁をしたいと思います。

私は、3年前の前町長の解職請求、その後に住民投票があり、その結果を受けての町長選挙に当たり、町民の皆様より混乱していると言われている町政を何とか収めて欲しい。町民の声を聞く政治を行って欲しいとの多くの声をいただき、立候補を決意いたしました。あわせて、立候補に当たり、7つの公約を掲げてご支持をいただき、当選をさせていただきました。

これまで3年半で取り組んだことを自分なりに総括をしてみました。まず、取り組んだことが立候補のきっかけとなった2つの課題であります。1つ目の混乱したという町政については、一つ一つの課題について声を聞きながら進める住民、議会、町が一体となった行政運営が大事であると考えまして、オール河津のまちづくりを推進することで収まるものとの考えで政策を進めてまいりました。

2つ目の町民の声を聞く政治の進め方につきましては、まず町民の声を聞くために、町からの情報を積極的に提供することで政治への関心や判断をする材料ができますので、これまでの開示請求だけの受け身型ではなくて、情報提供の推進要綱をつくりまして、会議なども原則公開として、町の姿勢を示したところがございます。そのことで町のホームページでは議会の皆さんの了承を得まして、議会議事録の掲載、また最近では農協さんの協力を得まして、定例議会の一般質問の映像配信も行い、閲覧ができるようになりました。そのほかにも毎月行われる定例記者会見についても、有線テレビさんの放映と町のホームページでも私の町長の部屋のコーナーでも紹介をしております。また、町長の交際費についても公開をしております。

就任以来、コロナの関係でできない年もありましたが、町政懇談会や町民説明会、子ども議会を開催しまして、その時々の方針について説明や直接意見を幅広く聞いております。広報かわづの紙面や年度初めの町の予算概要書など、町の事業等の情報を積極的に掲載をしまして、情報の提供に努めてまいりました。これらの推進姿勢によりまして、行政運営や政策推進についても課題はございますが、順調に進めることができたと思っております。この部

分は政治における根本の部分あるいは柱の部分、畑で言うと土を耕したところであると言えるのではないかと考えております。

政策についても根本的な人口減少対策や少子高齢化対策を中心に7つの公約実現に向けて行ってきましたが、先ほどの基礎の部分で畑を耕してきたと言いましたが、政策についてはこの3年半で畑に種をまき、芽が出たものもあり、既に茎が伸びて、もうすぐ花を咲かせる事業もごございます。特にこれまで子育てしやすい、子供を産みやすい、安全で安心な暮らしを重点に掲げ、子育て支援施設の建設推進、幼稚園の預かり保育の延長、高校生までの医療費無料化、小学校の統合推進、コミュニティセンターの耐震化、防災公園の建設計画など、議会、町民の皆様の理解を得て順調に推進できているものと考えております。まだまだ種をまかなければならないもの、既に種をまき、これから育てるものもありますが、そういうことで責任も感じますが、今後の自分の政治姿勢については関係者などと相談をして、コロナ対策の状況下ですので、いつかの時点で決めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） せっかく耕した畑ですので、ぜひいっぱい種をまいていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

町民の皆さんも期待しておりますので、決断をよろしくお願ひしたいと思ひまして、私の一般質問を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 大 川 良 樹 君

○議長（上村和正君） 1番、大川良樹議員の一般質問を許します。

1番、大川議員。

〔1番 大川良樹君登壇〕

○1番（大川良樹君） 1番、大川良樹でございます。

令和3年河津町議会第2回定例会開催に当たりまして、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。

本日、私の質問は次のとおりでございます。

1件目、ごみのリサイクルについて。

2件目、ごみに関わる経費と減量化について。

3件目、ごみの有料化について。

以上、3件でございます。

町長及び副町長、関係課長の答弁を求めます。

早速ですが、東伊豆町、河津町では、一部事務組合東河環境センターを設立し、し尿処理施設とごみ処理施設を運営しております。中でも、ごみ処理施設においては、老朽化による基幹的改良工事が平成29年度から令和元年度までの3か年で約30億円をかけ、15年の施設延命化がなされました。あわせて、今年度よりし尿処理施設の延命化の事業が行われます。そんなことも紹介しながら大きく3件の質問をさせていただきたいと思います。

まずは、1件目、当町におけるごみのリサイクルについて、お伺いします。

町は、3月に10年後の将来を見据えた町の指針である、こちら第5次総合計画を策定いたしました。この総合計画は、この先の10年、少子高齢化と人口減少が進む中、このコロナ禍で変化した生活様式、働き方の多様化、これから先の時代の潮流に合わせ、事業計画の実施計画を3年後と検証し見直すことや、3つの重点指標を設定、その10年後の目標を数値化していること、今までにない新たな取組として各個別の施策の中で連携するSDGsの目標ゴール1から17を示し、関連した施策の中でこのように一目で分かるように示されたこと、またその施策において町の関連する個別計画等を掲載するなど、本当に分かりやすくSDGs持続可能な開発目標を取り入れ、推進されている第5次総合計画になったと私自身も策定委員の一人として高く評価をしております。

そこで、お伺いします。

①5年後、10年後、持続可能なまちづくりを目指す中で、ごみのリサイクル化と第5次総合計画との整合性を町はどのように捉えているのか。

②当町における近年、年間のごみ総排出量は。1人1日当たりのごみの排出量は。また、リサイクル率は。3点、どのように推移されているのか。

以上2件、総合計画との整合性、3点の推移について伺います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、大川議員の質問にお答えします。

大きくはごみのリサイクル化について。

1つ目は、総合計画との関連。

2つ目は、3つの数値について教えてほしいということでございますので、お答えします。

まず、1点目の第5次総合計画との整合性でございます。

先ほどから、議員がおっしゃっているようにSDGs持続可能な開発目標は、平成27年9月に国連サミットで採択をされまして、令和12年、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す目標でございます。日本でも、この目標に積極的に取り組んでおりまして、地方自治体にも積極的な取組を呼びかけております。17のゴールの目標がありまして、地球上の誰一人取り残されないことを誓い、構成をされております。

当町では、町の総合計画策定に当たりまして、町にとっても次の世代への持続可能な施策が大事でありまして、主な施策を国際的な目標であるSDGsと関連づけることでまちづくりの推進方向を明確にし、町民の様々な人々が相互に連携し、取り組むことを期待して計画の中で位置づけております。

議員がお尋ねのごみのリサイクル化との関係では、SDGsの目標の中の、17ありますけれども、ナンバー12で「つくる責任つかう責任」という項目でございますけれども、ごみの減量化やリサイクルの推進が位置づけられております。これは持続可能な消費と生産のパターンを可能にするためのリサイクルなどを推進するものでございます。

2つ目のお尋ねの年間の町ごみ総排出量1人1日当たりごみ排出量リサイクル率については、担当課長より答弁をさせます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） では、年間の町ごみ総排出量等についてお答えします。

平成30年度の河津町のごみ総排出量は3,894トンでした。総排出量は、平成20年度からの10年間で385トン減っています。人口も10年間で約1,000人減っており、人口減少に伴ってごみの総排出量も減少しています。

続きまして、1日1人当たりのごみ排出量とその推移についてでございます。

平成20年度が1.417キログラム、その10年後の平成30年度が1.459キログラムでした。町内のごみの総排出量は減ってきていますが、町の人口も減っているため、1人1日当たりに換算したごみの排出量は増えているところでございます。

次に、リサイクル率についてでございます。

河津町のリサイクル率は、平成20年度が12.2%、5年後の平成25年度は10.9%と悪化しまして、さらに5年後の平成30年度は7.7%で県下最下位となりました。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） 回答をいただきまして、SDGsについては総合計画とかなり整合性が保たれているのかなという感じが本当にします。ぜひ、次世代へつなぐ総合計画でありますので、この総合計画を基に、10年間、指針として町政をお願いしたいと思います。

②の年間のごみ排出量等々の推移ですけれども、課長から今いただきましたけれども、平成20年度の総排出量は4,279トン、10年後の一番近い数字は、平成30年度で3,894トン、人口も減っていますけれども1人当たりの1日に出すごみの量は平成20年度で1.417キログラム、リサイクル率にすると12.2%、平成30年度はごみの量は減っていますが、1人1日当たりのごみの量は1.459キログラム、リサイクル率にすると7.7%、今いろんな数値を聞いた中で、私が特に一番気になった数値は、リサイクル率というのがすごく気になったものから、私なりに少し調べてみました。

平成30年度のリサイクル率において、河津町は、残念ながら静岡県下35市町の中で県下最下位の7.7%。県平均では18.4%になっておりますが、また逆に県下ナンバー1の湖西市においては38.9%とかなり差があります。

ごみは、燃やせばごみ、リサイクルし分別収集すればごみも資源になり、ごみの減量化にもつながります。そこで、お伺いします。

①リサイクル率でこれだけ他市町との差がある、その原因は。また、県下最下位というのは、町としてどのように捉えているのか。

②リサイクルに対する町民意識の向上を図る啓蒙施策は。

③ごみの減量化、ごみのリサイクルに対する町の施策は。

以上、3点の質問とリサイクルに対しての町民意識の向上を図るため、私からの施策の要望として、次のようなことをしたらいかがなものか。

④としまして、リサイクルボックスなどの設置は考えられないのか。

⑤リサイクル率県下最下位からの脱却の目標数値を設定し、オール河津で取り組むようなリサイクル率向上施策を考えませんか。

以上3点の質問と、2点私からの施策要望ですが、いかがでしょう。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの大川議員の質問にお答えいたします。

まず、3点の関係でございます。

1つは、県下最下位のリサイクル率についてどう考えるかということだと思います。リサイクル率が低いということは当然認識をしております。ただ、河津町の場合は、ごみ処理については議員がお尋ねのように東伊豆町と河津町と一部事務組合をつくりまして、東河環境センターで処理事業を行っております。これまでも収集内容については両町で足並みをそろえて対応してきた経緯がございます。リサイクル率が低いというのは、先ほどの総合計画の方針からも改善しなければならない問題だと思っております。特に、最下位というのは特に大きな問題だと思っております。

その要因としていろいろと検討しなければなりません。すぐに対応できる点としては、今も検討しておりますけれども、ごみの有料化を図ることによって処理量が下がることが予想されますので啓蒙なども含めて実施時期はまだ未定でございますが、できるだけ早い時期に実行を考えております。

リサイクル率の計算式というのは、分子に直接資源化量と中間処理後の再生利用量、あるいは集団使用量の3つを足して、分母に先ほど言ったごみ処理量、それから集団回収量ですので、当然ごみの処理量が下がれば分母の率は低くなりますので、当然リサイクル率は高くなるという、そういうことで大変有効であると考えております。

また、処理量が減ることによって機械の延命化、当面は15年延命化を進めたわけでございますけれども、その延命化や二酸化炭素の排出量の減少、収集費用や処理費用の削減にもなりますので、リサイクル率を高めるための大きな要因であると思っております。当面は、ごみ処理料の有料化によって、そのようなことも対応したいと思っております。

また、根本的なごみ処理量を減らすことと並行して、議員がおっしゃるようにリサイクルできる品目や量の増加を図ることが全体的な環境に寄与するものであると考えております。いずれにしても、これまで同様に、東伊豆町と足並みをそろえながら河津町としても取り組んでいかなければならない課題であると考えております。

それと、分析の中で考えてもらわなきゃならないのは、ごみの種類には大きく家庭ごみと事業系のごみの2種類があることはご存じだと思います。特に、当町をはじめ伊豆地域は観光地である特性を考えると、他の市町より事業系のごみが大変多いのではないかと推測をされます。リサイクル率を上げるためには、事業系のごみについてもリサイクル化について考えなければならないと、そういうふうに思っております。

ちなみに、手元に資料がありますけれども、平成30年度のごみの種類に分けたものがございますけれども、河津町の全体のごみの排出量のうちの38.5%が事業系のごみでございます。東伊豆町は39.9%です。ちなみに、一番高いのは下田市で51.2%です。熱海市で42.1%と。やはり、観光地と言われるところは事業系のごみが多いということが分かるかと思えます。ですから、この辺についても対応しないとなかなかリサイクル率は上がってこないのかな、そんなふうに思っています。

それから、啓蒙施策でございますけれども、リサイクルのことを考えれば、資源となるごみを一般のごみと今やっているように混在しないでしっかり分けて出すこと。例えば、種類ごとに分別を行うことについて、町民や事業者の皆さんに啓蒙することが特に大事だと思っております。今回のごみの有料化の方針の中でも東伊豆町と連携を取りまして、広報などで周知を行っておりますので、今後も続けていきたいと思っております。

それから、リサイクルボックスの関係のお尋ねだったと思いますが、有効な手段として考えられると思います。ただ、これについては、設置場所の問題が大きいのかなと思っております。管理上の問題は当然ありますけれども、できれば他の市町で設置しているような民間事業者さんが取り組んでいる例もあるようですので、そのような方法も考えてみたらどうかと思っております。

そういうことで、いろんなことを考えながら、当面はごみの有料化によって全体的なごみの排出量を減らすということが大変大きな効果があるということで、これを重点的に進めていきたいと。あとは、町民に対して啓蒙を進めていき、そして将来的には分別収集について具体的な対策を図っていきたいと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） 県下最下位というのは、観光地であれ観光地でないであれ、やっぱり取組方に問題があるのかなと、僕個人的には思っているところがあります。やっぱりどうしても他市町の一般質問なんかを聞いていても、うちは観光地だからとすぐおっしゃるんです

よ。持ち込みごみが多いんですよということでおっしゃられます。ただ、河津町はいいところも1つあるんですけども、やっぱりごみを捨てるに当たって燃えるごみ、燃えないごみだけで基本的に昔から来ていて、燃えないごみは缶、瓶は分別しますが、それ以外はみたいなどころもあって、あとはどっちかというごみ袋に入れて捨てちゃおうかみたいな、やっぱり町民意識が多少はあると思うんで、そこら辺をやっぱり今後改善していくというか、いろいろ施策としてやっぱり考えていかなければいけないのかなというのはすごく感じます。

先ほど、町長も回答であったんですけども、リサイクルボックスは僕もすごく有効だと思っていて、他市町に行くときに本当にボックスで敷地に置いてあるところもありますし、また、下田に行く際も柿崎辺りに元の農協さんのところの民間事業者さんが今車庫として使っているようなところにも段ボールであり、紙であり、民間事業者さんが置いてくれています。そういったことも含めて、やっぱり民間にお願いしていくのも1つだと思いますし、そういった中で、やっぱり少しでも、今、ネット通販買っても段ボールで届くとか、段ボールの捨て場所が本当に期間を迎えるまで困ったりすると思うんです。やっぱりそういったリサイクルボックスを町有地に置くなり考えていけば、民間のほうも手助けしてというところで、官民一体でそういった形が施策として取れば本当にいいのかなと感じております。

また、ちょっと先ほど、回答にはいただかなかったんですけども、ごみのリサイクル率の7.7%というのは、やっぱり底上げしていく中で、私は目標数値をある程度定めて、町長の言うオール河津でその目標に向かうような数値を決めてもらって、それをクリアしたら、例えばですけども、可燃ごみのごみ袋を町民の皆さんに配布するとか、みんなでリサイクルに対する協力とかごみの減量化のお願いをして町民意識の向上を図っていったら個人的にはいいな、目に見える達成感をつくるような施策を考えたらいいなと、個人的には考えておりますし、考えました。今後、できたらそんなことも施策に取り入れていただけて進めていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、2件目です。

ごみに関わる町の経費とごみの減量化についてお伺いします。

今回、一般質問をする上で、ごみに係る経費について、一般会計における当初予算決算書を見直しました。一般会計におけるごみ処理に関わる主な費用の内訳としては、エコクリーンセンターに関わる負担金、可燃ごみ、資源ごみ等収集業務委託料、焼却灰等処理委託料、あとは学校などにおける資源回収や生ごみの堆肥化に対する補助金などありますが、さきに申し上げた大きくは3点が主にごみ処理に関わる費用だと思います。

そこで、お伺いします。

①ごみ処理施設施設運営の負担金とは。内容はどのようなものか。東伊豆町とどのような割合で負担金額が求められているのか。

②可燃ごみ、資源ごみ収集業務委託料の委託料とは。当町においての出入り業者は何社あり、どのような内訳なのか。また、収集業務委託料の推移は。

③焼却灰等処理委託料とはどういったものなのか。それにかかる費用の推移は。

④として、以上3点の委託料負担金でごみの減量化ができたのならば、町の経費はどのように抑えられるのか。

⑤ごみの減量化を推進する上で、リサイクル品目の追加検討は。

以上5点お伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、大川議員の5点の質問にお答えしたいと思います。

まず、その前に、先ほど大川議員からご提案のありました目標値をつくってそういうことを行ったらいいじゃないかという点については、今後の課題としてぜひ検討してみたいなと思っています。ただ、これについても東伊豆との関連もありまして、実際、エコクリーンセンターに行くところの中を開けている作業なんかを見ることもあるわけですが、大変な作業の中でそのことが負担になったらいけないなと思うこともありますし、そんなことも含めて町民みんなを取り込むということは大事なことだと思いますので、それに目標を合わせてやっていくということも大事なことだと思います。

それから、今、河津町の生活を見ておきますと、車を使っている人が多いものですから、そういう面ではリサイクルボックスというか、常時、そこに行けば、車で持って行って置けるということも一つの利便性を確保するという上では、私はいいのかなと思います。ただ、場所の問題とか、あと管理の問題がどうしても関わってきます。今の集積場の中で小さく置いてもなかなか管理が、下田あたりのことを聞くとずっといなきゃならないとか、いろんな問題があるようなことも聞いておりますし、どういう方法が一番いいのか、その辺も総合的に考えた中で、東伊豆との関連もありますので、今後検討したいなと思っております。

それから、今の4つのものについては、また後で担当課長から答弁させます。

それと、リサイクル品目についても、先ほどのお話のようにやっぱり東伊豆との関係もありますので、そんなことも考えながら対応したいと思います。

それから、東河エコクリーンセンターの、環境センターの全体の費用の問題ですけれども、

ごみ処理の延命化によって約30億円という事業を行って、大体半分が借金です。それで、令和5年頃からごみだけで見ますと約5,000万ぐらい返済期間が始まりますので、大変これから大きな負担になってくるのかなということもあるんで、そういうことも含めたごみの有料化のことも含めて考えていきたいなと思っていますし、もう一つは、今年から始めておりますし尿処理の工事の関係もあります。これについてもまた当面のお金のかかることもありますし、約これ8億円として見込んでおりますけれども、今後、その辺のまた起債を変えたりして借金の返済も始まるものですから、東河環境センターのそのもの一部事務組合の運営事業としては町の負担が大きくなるということが想定されますので、皆さんの生活を見直していくことによって、そういうものが軽減できればいいことだと思いますので、それを併せて進めたいと思っています。

それでは、担当課長よりそれぞれの問いについてお答えしたいと思います。

以上です。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） では、お尋ねのごみ処理施設の運営負担金の内容割合、負担金額等についてお答えします。

ごみ処理施設の年間の運営費を東伊豆町と河津町の両町で負担するものが施設運営費の負担金でございます。運営費の負担割合ですが、東伊豆町と河津町の前年のごみ搬入割合により決まります。令和2年度の負担割合は、河津町は34.33%、東伊豆町が65.67%で、河津町は1億1,640万円を負担しています。河津町は、先ほど申し上げたとおり、ごみの総排出量自体は減っていますが、東伊豆町も総排出量が減ってきているために、運営費における河津町の負担割合は増加傾向にあります。

続きまして、収集運搬作業委託料の内訳と内容ですが、可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、瓶、缶の種類別に、それぞれ収集運搬業務を入札により決定した2社の事業者へ委託しているところでございます。

現在、可燃ごみについては週3日、資源ごみ、粗大ごみ、瓶類、缶については、それぞれ月2回の収集運搬を委託しており、全体の費用は、令和2年度実績で4,451万6,000円かかっております。人件費や燃料費等の単価増や、また消費税率のアップ等により収集運搬委託料は、徐々に金額が上がってきているところです。

続きまして、焼却灰等の委託料の内訳内容、委託料の推移でございます。

エコクリーンセンター東河でごみを焼却した後に出る焼却灰等や埋立ごみについては、最

最終処分業者に委託して、群馬県草津町にある最終処分場へ運搬し、埋め立てています。河津町の分を埋め立てています。最終処分事業者とは単価契約を結んでいまして、令和2年度は、焼却灰等が1トン当たり税抜きで3万2,000円、埋立ごみは1トン当たり税抜きで4万6,000円で委託しています。令和2年度の実績は、焼却灰等が424.17トン、埋立ごみが49.16トンで、委託料が1,741万8,000円の実績となりました。委託料の推移はほぼ横ばいとなっています。

ごみの減量化で抑えられる町の経費についてでございます。

ただいまご説明した焼却灰等の処分委託料や焼却処分に係る燃料費、電気、水道料等、経費の削減によりまして、運営費負担金の削減が見込まれます。また、エコクリーンセンター焼却施設にかかる負荷が減ることによって延命化が図られ、修繕料の削減も期待できます。これは、住民サービスとの兼ね合いがありますけれども、ごみが減って収集日を減らせるとなった場合は収集運搬費を削減することができます。

以上です。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） 大体、数字とかもお伺いしましたんで、整体的にごみが減れば、町のかかる経費も削減されますよということがはっきり分かったなということで、やっぱりごみの分別化の重要性というのを感じることができました。

関連の質問としまして、今いろいろお話をいただいたんですけども、焼却灰についてちょっとお伺いしたいと思います。

焼却灰は、先ほどご回答いただいたとおり、ごみ焼却において最終的に残った残渣、灰を自治体が自分の責任において処理してくださいねということで、エコクリーンセンターができる前までは町内でも最終処分をされておりました。現在は、業務委託をし、先ほど、課長の答弁にもありましたけれども、群馬県草津町へ運搬処理をお願いしている。毎年約2,000万円近くの業務委託料と焼却灰処理手数料として支出をされています。また、東伊豆町においては、自前で最終処分場を設け、そちらで焼却灰の処理をされています。

そこで、お伺いします。

東伊豆町議会定例会、令和元年12月議会、また、前回の令和3年3月議会の一般質問の中で、ある議員より、河津町の焼却灰受入れについて質問されています。令和元年の質問では、東伊豆町の太田町長は、岸町長とは非公式で話をしていると答弁されており、東伊豆町は河津の焼却灰の受入れを前向きとも取れるような感じに私は捉えたんですが、実際、町長同士

で非公式でも検討はされているのか。また、今後の焼却灰処分に関して、町の方針変更などは検討されるのか、お伺いします。

もう一点、関連質問させてください。

先ほどの4番で、負担金委託料はごみの減量化ができたならば、町の負担も軽くなる、先ほど来、申し上げているように、ごみは燃やせばごみ、リサイクルできるものは資源に変わり、ごみの減量化にもつながる。一部事務組合という枠組みはありますけれども、河津だけでも将来を見据え、プラごみなどリサイクル品目を追加してごみの減量化を実現していくお考えはありませんか。

以上2点お願いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいま、議員のお尋ねの最終処分場の東伊豆町との関係でございます。

私の考え方としては、現状の業者へ委託をして最終処分場を群馬県で持って行っていただいて処理してもらうということの方針は変わりませんし、現状では今のまま続けていきたいなと思っております。太田町長からは非公式ということでございますけれども、そういう質問があったよという話は聞いておりますけれども、こちらはどうするという回答はしておりませんので、私は、現状では今の形がいいのかなと思っております。というのは、やっぱり最終処分場というのは、今までも町内でそういう場所を設けたことがありますけれども、これはどうしても終了した後もずっと管理しなきゃならないという、永久にいろんな管理が続くものですから、できれば今の形が、受けてくれるところがあれば、そのほうが将来的にも逆な負担が軽くなるんじゃないかなと思いますし、やはり最終処分場というのはその後も埋めた後も管理しなきゃならないという点もありますし、そういうこともちょっと大変じゃないのかなとも思いますんで、今までの経緯から町内のいろんなことも見てもそういうことがありますんで、多分、東伊豆もクロスカントリーの横にありますけれども、大分見た感じだと埋まってきた感じもするんで今後どんな形にするか分かりませんが、やはり管理というのはずっと続くということも考えますと、当然、相手方が受けてくれればの話ですけども、今の形のほうが私は若干お金がかかってもいいじゃないのかなと、そんな考えを持っておりますんで、東伊豆町は経費の面もあるかもしれませんが、河津町としては今のまま現状でいきたいなと、そんなふうに思っております。

それから、2つ目の問題でございますけれども、当然河津町だけでということも考えられ

るわけですが、ただ、これについてもやはり分別したものを処理するのはエコクリーンセンターでございますので、やはりそれについても、こっちは一方的にということもなかなかできないと思います。

今、仕組みとしては、収集はそれぞれ市町が行って、処理をエコクリーンセンターが行ってという感じです。たまたま先ほど言った最終処分場については搬入炉によって最終処分のやつを分けて、1つは、町が、河津町が委託しているところへ持って行って、1つは自分たちの最終処分場に分けているような形を取っているわけでございますけれども、その辺も含めて、ちょっとこれ、簡単に町だけでいかないなということもありますけれども、そんなことも当然大事なことです。これから東伊豆町とやっぱり話をしていく中でなるべくそういう形の減量化といいますか、リサイクル化も含めて考えていかなきゃならないものだと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） 焼却灰に関しては現行どおりということで、特にその先の方針変換は考えていないよということで理解しました。

ごみの減量化に関しては、町民の皆様に分別などに係る人為的負担を求めるのか、今までのように楽だからといって何でも燃えるごみにして、今までどおりいろいろかかる経費を金銭的な負担をいただきながら進めていくのか、本当に真剣に考えていかなければいけないなと思います。

そんなことも踏まえながら、続いて3件目、ごみの有料化についてお伺いします。

広報かわづ令和2年6月号、また今回の5月号でもごみの有料化について取り上げられていたこと、また令和3年、今年3月3日に東河環境センター事業検討委員会よりごみ処理料金の見直しについての答申書がその当時の管理者である東伊豆町長に答申されたことを踏まえ、ごみの有料化は町にとっても大きな事業であり、町民にとっても負担を生じる事業なので、さきの2つの質問を踏まえ、あえて質問させていただきます。

①ごみ処理料金の有料化、値上げの目的は。

②ごみの有料化の中身というか、どのような方法で、どの程度の金額を有料化していこうというお考えなのか。

③今後、どのような方法で町民への周知、タイムスケジュールを考えておられるのか。

④答申書にある両町の経済状況は、新型コロナウイルス感染症による影響を大きく受けて

いるため、実施時期は経済状況を見極め、実施することが望ましい。料金改定の実施時期の見極めを町はどのように捉え、実施していくのか。

以上4点についてお伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今の大川議員のごみの有料化について、4点ほどご質問がありますので、お答えします。

まず、1つ目の目的でございますが、これは先ほどから申しておりますが、これまで処理費については負担金を税金という形で支出してきましたが、延命工事が終わったこともありまして、先ほど申したように、事業継続のためには今後多大な費用がかかりますので、町民の皆さんにも処理費用について有料化ということで一部負担をお願いし、ごみの減量化を図っていこうと、そういうものでございます。

有料化につきましては、町民の代表などによる検討委員会を設けて検討いただき、答申をいただきました。その答申によりますと、近隣の市町の料金を参考にして、それに沿ってお願いするというものでございましたので、現在、そんなような形で作業を進めているところでございます。

それから、お尋ねの2つ目の内容及び方法、金額については、後ほど担当課長、あるいは町民の周知方法、タイムスケジュールについても、後ほど担当課長より答弁させます。

それから、実施時期の問題でございます。

今年度、本当は4月1日から早い時期にやりたかったわけでございますけれども、実施時期については本年実施を目指しておりましたけれども、議員がお尋ねのようにコロナウイルスの関係もありまして、特に経済状況が大変厳しいという状況があって、1年たってもまだ終息していないということもありまして、経済的に大きな影響が考えられることから、東伊豆町と協議をして実施を見送ったところでございます。

現在、実施時期はまだ確定はしておりませんが、コロナの状況にも関わりますので、実施時期はまだ未確定でございますけれども、一応現状では、目標として来年度から実施を目指して対応して考えたいと考えておりまして、両町で広報などを通して町民に周知を図っていきたいと思っております。

それでは、ほかの点については、担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） ごみの有料化の内容、方法、金額等についてお答えします。

ごみの有料化については、東河環境センター事業検討委員会の答申に沿って可燃ごみについて近隣市町並みのごみ処理手数料を町民に負担していただくことで準備を進めています。

また、不燃ごみについては、再資源化につながるものでもありますので、今まで同様、処理手数料は賦課しないことで考えています。

手数料の徴収方法ですが、販売店を通じて指定ごみ袋を交付、条例で定める手数料を納付していただくという近隣の市町と同様のやり方を検討しているところです。町民の皆様は指定ごみ袋を購入することによりごみ処理手数料を負担することとなるため、ごみを多く出す人は処理手数料も多く負担するということとなります。

金額については、生活系可燃ごみの焼却費用のうち人件費等を除いた純粋に焼却にかかる費用の1リットル当たりにかかる費用を目安に、近隣市町並みの水準で金額設定をただいま検討しているところでございます。

町民への周知方法、タイムスケジュールでございます。

町民の皆様への周知については、先ほど来、議員からもお話ありましたように、広報かわづの5月号で検討委員会の答申、有料化の検討を始めているということについてお知らせをしたところでございます。

今後のタイムスケジュールについては、制度設計を整理した上で、コロナ禍の状況を踏まえてではありますが、7月頃までに住民説明会を開催し、広く周知を図りたいと考えているところでございます。また、広報紙や回覧、有線テレビやホームページ等々を通じての周知も併せて行っていく予定です。議会の皆様とも事前に協議させていただきまして、9月議会での条例改正、補正予算等の計上を目指しています。また、指定袋の販売店への説明会の開催や必要な契約関係、来年度の当初予算の検討と準備を進めて事業開始の際には混乱のないよう努めてまいりたいと思っております。

町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） 先ほど来申し上げているように、有料化の目的に関して、また金額的なものに関してちょっと関連質問を今させていただきたいと思えます。

目的としては、先ほど来、町長、課長のほうからのご答弁いただいたように、ごみの減量化が一番の主だよ。ごみを出す方々のごみの量に応じた公平性を保つため、可燃ごみ袋に税金を上乗せして、買った分を委託料として頂きますよという形ですよね。近隣市町からの

ごみの流入も防ぐために上げていきたいよ。そんなことも含めた中で、減量化につなげていくことが一番の質問でもさせてもらったようにSDGsであり、これからの持続可能なまちづくりにもつながるといことで、ごみの有料化という大きな事業変換により町民意識を変えていく一つのタイミングでもあり、第5次総合計画にも沿っているということだと思えます。そう言いながらも、有料化は町民に対し大きなご負担をいただく事業になります。

そこで、近隣市町でもされているように、ごみステーションをリサイクルステーションとして、ペットボトルはこの袋へ、瓶、缶はこちらの籠へというような不燃ごみの袋を使わないような形にして、少しでも町民負担を減らすことなどしながら、有料化に対し一方的に上げるだけの施策でなく、町民負担を和らげるような新たな取組は検討されないのでしょうか。ちょっと関連で1つお伺いしたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今、大川議員から幾つかの質問がありましたこと、ごみの減量化というのは、やっぱりリサイクルとも当然絡んでくる問題で、何ととってもやはりこれから地球環境を守っていくためには、やっぱりごみの減量化は大きな問題だと思いますし、またリサイクルというのも大きな問題だと思っております。ましてや、今回の東河環境センターの場合には、延命化と同時に国の補助金をもらった中で二酸化炭素の量を減らすということも一つ目的の中で国からの補助金をもらっております。そういうことで、さらにごみの量が減ればその量も減るといことで環境に寄与できるんじゃないかなと思っております。

そういう中で、議員が今いろいろご提案のものがございますけれども、やはり先ほどから申しているように、管理の問題とかやり方の問題、今環境センターに聞きますと、やはり業者が運ぶ問題も何かあって、袋に入れてくれないと困るよという話も逆にあるような話も聞いておりますし、実際どうがいいのかというのは、ちょっと私は実はここで判断ができませんけれども、ただリサイクルボックスとか先ほど言った不燃物の扱い方とか、いろんな問題、当然追加品目も含めて、どちらにしても今後重要な課題であると考えておりますので、担当課長も含めて今後検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） ぜひ有料化はするんだけど、町民の皆さんの努力でもしかしたら今までよりもリサイクルをすれば、ごみに関しては負担が減りますよというようなことも考えていただけたらなと思えます。

そういったことも踏まえまして、この有料化で少しずつ町民意識を変え、他市町とのごみに関しての水準というのか、有料化、リサイクルについても標準化されていけることだと思います。また、第27回賀茂地域広域連携会議の中でも、静岡県もごみの広域化について検討課題として上げられております。

エコクリーンセンターは令和元年に15年の延命化、その先には広域連携も視野に入れていかなければいけない。まだ先のこととするのではなく、いろいろなことを含め検討していくには十分な時間があるかと思います。その中で、下田、南伊豆、松崎、西伊豆、1市3町の下田市に建設予定の施設なのか、縦貫道ができた際には山向こうの伊豆市でも時間的な部分、距離的なことも変わらなくなるなど、縦貫道が通ることにより、いろいろな状況、選択肢も増えていくと思います。

町は、今後の広域化に関しての考え、方向性は。

もう一点、この有料化で得た収入というか、税の使い道は。

関連質問として、最後2点お伺いいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まず、ごみの広域化の関係でございます。

これは、今、広域連携の中でも1市3町のごみの広域化の問題が取り上げられておりますし、現実には下田市ということに進んでいることも承知をしております。ただ、やはりこれから賀茂地区全体のことを考えなきゃならないという、これはし尿もごみもそうなんですけれども、人口は減ってくるということもあるわけだと。15年後はどういう状況になってくるかということもあるかと思えます。どちらにしても、環境を意識していろんなものをつくっていかなきゃならないということもありますんで、当然これから広域化の中でごみ焼却場の問題なんかも、河津東といったら15年後になるかと思えますけれども、それについても例えば地域全体でやるのか、その辺もやっぱり考えていくのはもう当然なことになると思います。規模としても、人口を意識しながら、それでまた環境自体がどうなるか分かりませんが、当然ごみなんかの排出なんか減ってくる可能性もあるもので、それも含めてどんな施設がいいのかということも考えなきゃいけないのかと思っております。

それから、有料化の話なんですけれども、有料化にすることによって当然排出量が減るということもそうなんですけれども、当然15年の延命化をしたことによって、町の負担が例えば十数年は5,000万ずつ増えていくような感じの負担だってあるものですから、そういう部分では財源として十分なり得るのかなと思えますけれども、一部だと思えますけれども、そ

ういうことで延命化することによって大分お金がかかっているものですから、そういう資源としても使えるし、場合によっては啓蒙運動とかごみのリサイクルなんかにも使えることかと思えますけれども、はっきりいいとは、用途は決まっておられませんけれども、全体的にごみ処理のお金がかかっているんだよということの意識は持っていただきたいなと思っておりますし、町としてもその負担をしなきゃならないということもありますし、減らすことによってその費用が少なくなることもありますし、全ての面でこの事業を進めていきたいなと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） 今回、一般質問を本当に考える上で、もう一回広報かわづとかもこうやって見直したんですけれども、本当に昨年の6月号ですか、こういう形で改良工事のお金の集め方とか、そういったことも含めて、今後これだけかかっているんだよということもこの広報かわづに分かりやすく書いてありました。本当に町民1人ひとりがごみに対しても本当に税金がかかっているんだよということを考えてもらいながらお金の今後の有料化した後の使い道ということで、本当に集金はしたけれども、どうやって使っていくのかというのは町の責任でもあると思うので、本当に丁寧にこれから進めていただければと思います。

私も各市町の一般質問なんかも見せても、合併後のごみ処理施設なんかは負の遺産になっちゃうんですよ。西伊豆なんかでも合併した際の旧賀茂村のごみ処理施設は、いまだ解体されていない。国・県などにもそれを壊す補助金はないようで、強いて言って過疎債がもしかしたら充当できる財源のようです。

これから先、エコクリーンセンターも延命化15年も切っており、また河津町の人口も4月には7,000人を割り6,000人台に突入しております。第5次総合計画では、2030年（令和12年）10年後の目標人口は6,000人です。目に見えて人口減少も進んでおり、徴税収入としても特に自主財源確保は本当に厳しくなっていくことと感じております。

今回、質問させていただいたごみの有料化を含め、ごみのリサイクルは持続可能なまちづくりをする上で最も必須なことであり、冒頭申し上げたとおり、コロナ禍で変化した生活様式、働き方の多様化、これから先の時代の潮流に合わせていくいい機会であると思えます。

まさに、ごみの有料化は意識改革の転機でもありますので、当局は町民の皆様に丁寧な説明、協力を求め、推進していくことをお願いして私の一般質問とさせていただきます。

○議長（上村和正君） 1番、大川良樹議員の一般質問は終わりました。

2時10分まで休憩します。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 渡 邊 弘 君

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員の一般質問を許します。

9番、渡邊弘議員。

〔9番 渡邊 弘君登壇〕

○9番（渡邊 弘君） 9番、渡邊弘でございます。

令和3年第2回定例会開催に当たり一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

質問は次のとおりです。

1件目、第5次総合計画、まち・ひと・しごと総合戦略、河津桜まちづくり計画について、2件目、防災事業について。3件目、コロナワクチン接種事業について、町長及び担当課長の答弁を求めます。

早速、質問に入ります。

第5次総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、河津桜まちづくり計画について質問をいたします。

第5次総合計画においては、住みたい・来たい町河津を将来像として様々な施策を上げております。まち・ひと・しごと総合戦略においても整合性を図り具体的な取組の計画をつくっております。

第5次総合計画は令和3年から10年間、まち・ひと・しごと総合戦略は令和3年から5年間の事業計画となっております。また、河津桜まちづくり計画は令和2年から10年間となっております。これらの各計画の進捗状況と今年度の事業計画がどのようなことを考えている

のか伺います。

次に、総合計画・総合戦略ともに人口減少の推定がされております。人口減少は避けることはできないと想定いたします。つきましては、現在7,000人を割るような人口になっております。令和7年には6,071人、令和12年には5,512人との推定数字が予想をされております。町として、このような人口に対する財政シミュレーションの推定はされているのでしょうか、お伺いをいたします。

また、今後、人口減少に対する対策は何か考えているのか、お伺いをしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの渡邊議員の第5次総合計画、まち・ひと・しごと総合戦略、河津桜まちづくりについての人口減少対策についてお尋ねですので、お答えしたいと思います。

まず、総合計画、それからまち・ひと・しごと創生総合戦略、河津桜まちづくり計画の進捗状況と今年度の事業計画についてお答えします。

その前に、それぞれの目的についてお答えをしたいと思います。

第5次河津町総合計画ですが、議員がお尋ねのように、本年3月に作成し、令和3年度から令和12年度、2021年度から2030年度までの今後の町政運営の指針となる町の最上位計画であります。第2期河津町まち・ひと・しごと創生総合戦略ですが、計画の位置づけとして期待されておりますが、国で平成26年（2014年）にまち・ひと・しごと創生法が施行されて、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みやすい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、地方創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するためのものがございます。

町では、国や県の方針を受けて、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画を第1期として作成し、今回については第2期として令和3年度から令和7年度までの5年間で2期として本年3月に作成をしたものであります。

河津桜まちづくり計画は、これまで町の計画や県なども含めた河津桜の維持管理指針や保護・育成計画、河津川水系の河川整備方針、河津川流域における河津桜並木基本方針を基に土地利用や景観に配慮したにぎわいづくりを含め、河津桜の総合的なまちづくりについて計画を策定したもので、昨年3月に策定をしたものでございます。計画期間は、議員がお尋ねのように令和2年度から令和11年度までの10年間です。

お尋ねの計画の進捗状況ですが、まだ作成したばかりですので大きな進捗状況はありませんが、今後の進め方についてそれぞれ違いますので、お答えをいたします。

まず、総合計画についてでございますが、実施計画については計画期間10年間のうち3年間を経過期間として、ローリング方式により毎年見直しを行い進めていくこととなります。まち・ひと・しごと創生総合戦略については1期計画と同じように、町内の若者、女性、事業者、各種団体、有識者代表、行政などによる総合戦略推進会議を設けて、それぞれの施策に対して計画的な事業を進めるためのPDCAサイクル（計画・実施・評価・改善）による事業効果などの検証を行っていただき進めていくこととなります。

河津桜まちづくり計画については、具体的な進め方について検討している段階でございます。特に県による河津川河川管理計画が策定中であり、本計画と密接な関係があります。計画が多分、今年度中にはできると思われまますので、町の計画と合わせ対応したいと考えております。

次に、財政計画のことをお尋ねでしたのでお答えします。

町として財政計画について、大きな意味で財政シミュレーションは作成しておりませんが、今後、総合計画のローリング計画の中でおおむね5年先ぐらいまでの財政計画を作成し、相互を勘案しながら計画的に進めていきたいと考えております。

今後の人口減少に対応する対策としては、それぞれの計画にあるように、多方面からのアプローチが必要であります。特に大きくは、町の高齢者人口が多いことから、生まれてくる人数と亡くなる人の人数の比較の自然増減は減少することは止めようがないと思われまますが、できるだけ若い世代が住みやすい、子供を育てやすい、子供を産みやすい環境づくりが大事であると思いますし、重要な施策としてこれまでも進めてきております。

また、転入・転出の人数比較の社会増減については、これまでも河津町は近隣市町と比べても減少が緩やかであることから、これからも移住や定住なども含め、近隣市町からも居住地として移住しやすい施策も進めていきます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 5次総合計画、まち・ひとの部分、また桜まちづくり計画については、やはりローリングしながらとか、実際問題としては計画が計画に終わらないように細かく、年度計画も含めて取り組んだほうがいいのかというふうには感じております。ぜひお願いしたいと思います。

それとあと、財政シミュレーション、今ないということなんで、今後人口が減ることによってどこまで町が町民に対してサービスができるのか、そういうこともございますので、実際問題の話をどんどんつくり上げていっていただきたいなというふうに思います。

これらの計画において年度計画の立案というのがやはり必要ではないかなというふうに感じております。経済政策も含めまして、観光振興とか商工業振興とか、そのような基本計画が立てられておりますけれども、こういう計画について、この大きな計画をやるのについては今年度はこのような計画をするんだよというような具体的な計画があったらお伺いしたいなというふうに思います。

あと、観光交流事業でバガテル公園の事業は、やはり今後続けていくのか、毎年5,000万とか6,000万とか町の財源を使うような話になると思いますので、それを要は使っていく理由があれば、その理由をお伺いしたいと思います。

それとあと、バガテル公園の再生計画というのは、実際問題、再生委員会がございまして、その中で再生計画が年度、年度であってしかりかなというふうに思いますので、そのような計画はできたのでしょうか、お伺いしたいと思います。

また、商工業になりますけれども、キャッシュレス化、これやはり今の時代ですと必要な事業ではないかなというふうに思います。プレミアム商品券などの発行と、あとは地域通貨ですね、町内で今プレミアム商品券、非常に人気があって、たちまち売り切れたようなお話を伺いました。そういうようなひもづけの中で、そういうような地域通貨の事業の推進はお考えになっているのでしょうか、伺いたいと思います。

また、具体的に、まち・ひと・しごと総合戦略において基本目標が定められております。主な事業も各課の担当も決められて、先ほどお伺いしましたけれども、PDCAのような形の中から重要業績評価指数で表すようになり、年度計画で評価して取り組んでいくということとございます。ローリングしながらの取組になると思いますが、年度計画の評価はどのようになされて、どのような情報開示をされていくのでしょうか、お伺いしたいと思います。

また、これは安心と安全の対策になるのかなというふうに思いますけれども、非常に小さな具体的な問題なんですけれども、安心・安全のために町内に防犯カメラの設置事業、これ今、交通事故の問題につきましてもドライブレコーダー、そういうのについて非常に有効利用されていて、犯人の特定につながるとか、要は、防犯につながっているとか。あと、防犯カメラについては、やはり町の公共な部分においては相当有効な防犯のことではないかなと。例えば子供たちの安心・安全をどうやってつくっていくのか、町内において犯罪を減らすの

はどうしたらいいのか、そのようなことも含めて防犯カメラの設置事業は考えていないのか、いるのかお伺いをしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの質問にお答えします。

まず、その前に、先ほど私が総合計画の内容あるいは決め方、まち・ひと・しごと創生の関係の進め方、河津桜まちづくり計画それぞれの計画の意味とか進め方について説明をしましたので、そういう中で進めているということ、まず前置きしておきたいと思います。

特に総合計画につきましては毎年ローリングを行っておりまして、3年間ごとのローリングを行っております。今までもそうでした、これからもそういう形でそれぞれの事業を考えながら、総合計画のものを実施計画という形でローリングを行いながらやっていきますので、一つ一つの個別ということよりも、そういう中でやっていきます。

特に、その年度の秋頃に大体基本的なローリング計画をつくるものですから、その中で来年度以降3年間の目標を決めて、そういう中でやっていきたいと思っております。先ほど議員がお尋ねの部分も大体全部入っておりますので、その中で対応していきたいと思っております。

ただ、先ほど議員からお尋ねがありました財政計画、これも並行してやるべきだと思しますので、今年については財政計画を含めて一緒になってローリング調書をつくりたいと思っております。ただ、実際は、今までもそうなんですけれども、ローリングをつくっても、予算の段階になるとなかなか財源の問題が出てきたりしてできないものがありますけれども、それについては予算ヒアリングの中で決まってくることもありますので、一応計画の計画として予算編成に入る前につくって、財政計画を見ながら対応したいと。

そんなことで、総合計画を中心としてローリングをつくっておりますので、そのことはお含み置きをしておきたいと思っております。

それから、まち・ひと・しごと創生事業の関係でございます。これは大体年度末に、さっき言ったような会議を設けて、具体的にもう指標が示されておりますので、それを見た中で担当課の中で対応していく、そういうやり方をしております。特にまち・ひと・しごと創生については、人口減少が基本的な課題となっておりますので、それをどう対応していくかということの中で計画を作っておりますので、そんなことで対応したいと思っております。

そんなことで、具体的なことというよりも、そういうローリングを中心として今後対応を

図っていきたいと思ってもおります。

それから、防犯カメラの関係でございますけれども、これは前にもほかの議員からお尋ねがあったと思いますけれども、特に学校関係とか公共施設関係については、当然これから防犯という面では重要なことだと思っておりますし、できればこれいい補助事業でもあればさらに進むのかなと思いますので、それも含めて、できれば学校関係あるいは今後公共施設等には積極的に進めていく必要があるんじゃないのかなと思っています。学校関係、幼稚園についていると聞いておりますけれども、ほかの学校等についてはついておりませんし、前に他の議員から、笹原の南小学校の関係で、商店街との関係もあったことを覚えておりますので、これから防犯的な意味も含めまして、補助事業を探しながら今後進めていきたいなど、そんなように思っております。

先ほどの答弁の中で、総合的に考えていくということでもいいのかなと思いましたがけれども、当然、個別のことについてもそういう中で。実はその前段階として、年度始めに制度設計という話の中で六十何項目ございますけれども、私の政策と、各課のすり合わせをする制度設計ヒアリングというのを行いまして、その中でやっておる部分もあります。そういう中で、今後、総合的に、そういうような個別のものについても対応していきたいなど。ですから、計画的にこれからも進めてまいりますし、今後も議員の皆さんと説明会等も行いますので、そういう中で進めていきたいなど思っております。

ただ当面は、コロナ対策がどうしても中心になっちゃうものですから、なかなか思うような会議が開けない状況もありますけれども、そんなことで具体的に進めていくということでご容赦願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） あえてバガテル公園等について個別でお伺いしたというのは、やはり再生していく中で、今ワーキング何とかというやつを取り組まれている。ドッグランも基本的にはふるさと納税のシステムを使ってクラウドファンディングでやっていくというようなお話もお伺いしていますので、実際問題としては、やはり再生していくという形の中で計画性を持って、今年はここまできょうとか、何でここまできけなかったんだとか、そういうことが必要だと思うので、あえて質問をさせていただいております。

キャッシュレスの問題につきましては、よその町でも取り組んでいる部分もあったり、あんまり自分たちの町内の消費だけ考えると、保守的だとかというような考え方も出てくるか

もしもありませんけれども、やはり町内経済をつくっていく上には、経済活動の中でいかに町内の消費を喚起させて町内でお金を使っていくか、そこら辺も大きな課題ではないかなというふうに思いますので、一応取上げさせていただいております。

次の質問に入りますけれども、そこら辺も含めまして、これからの事業計画、年間計画を進めていただきたいなというふうに思います。

次に、河津桜まちづくり計画というのが10年間ということと策定をされておりますけれども、進捗状況を先ほど町長からお話伺いましたので、県のほうの方向性がなかなか出てこないで、なかなか方向性も出せていないということでございました。でも、一応10年間ということと進捗状況が確認されないと。つきましては、年度ごとの事業計画の策定ができていないということでございました。スケジュールといたしまして、施策として短期でやる施策、中期の施策、長期の施策、このような事業推進が桜まちづくり計画には盛り込まれております。そんな中で、具体的にちょっと考えられる部分がありますので、一つずつちょっと具体的に答えが出たらお願いしたいなというふうに思います。

これは河津桜の本当の一番いいところだと思うんですが、河津川沿いの景観の維持、河津桜公園の拠点づくりとか、桜まつりの運営の在り方、露店の在り方などの年間計画の策定、そういうようなことはできていないのか。総合計画、総合戦略、まちづくり計画等計画があります。具体的な計画、施策の年度計画、スケジュールなどを明確に打ち出して取り組んでいかないと、計画は計画のまま終わってしまう。お金かけて計画つくって終わっちゃうと。そんなようなことがないように計画は実行する必要があるのではないかなというふうに思いますので、このような具体的な取組についてどのような取組ができていますのか、お伺いしたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） これについては先ほどもお答えをしておりますけれども、何よりも県の河津川河川管理計画が策定中でありまして、その関連が大変大きくて、全体的な計画も含めて協議をしていきたいと思っております。これも先ほどお話しした制度設計の中で担当課長ともいろいろお話をした中で、どうしても河川計画が見えてこない、それによって大変桜の関係も大きく関係してくるということなものですから、その中で、できれば私としては県と一緒にできるものがあれば、県と一緒に進めることが一番早いのかなと思っておりますし、特に河川管理の関係と河津桜の植栽とか、まちづくりについては大きな関連がありますので、その中で、例えば背後地の利用なんかも県の制度等があれば、そこも使っていく

いとかということもあります。そんなことも考えていきたいなと思っております。

もう一つは、この間、課は違うんですけども、景観のことも今後考えていかなきゃならない。桜まつりの関係というのは大事なことになっていると思います。景観団体として手を挙げてあるんですけども、河津町は景観計画をまだつくっていないんですよ。ですから、そういうものもこれから並行してやっていかないと、河津桜まちづくりとの関連がありますので、特に出店といいますか、出店の問題とかも絡んでくるものですから、その辺も担当課では検討資料という資料を出したところなんですけれども、景観も含めた中で、この河川計画も含めた中で総合的に今後考えていきたいなと思っております。当面は、河川計画ができることによって大きく進むのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） やはり河津桜の運営につきましても、露店も含めて全てが河津桜というメジャーに育っておりますので、ぜひ、ここまでやってもいいだろうかというような条例の縛りも必要ではないかなというふうに思います。

あと、9月までに過疎地域指定の計画をつくられるということでございました。ですもので、この10年ですか、5次総合計画を含めて。全ての計画含めて、その中で過疎で使える事業計画というのはどんどん盛り込んでいただいて、その中で町として利用できる計画を作成して出していただきたいなというふうに思いました。

次の質問に移ります。

防災事業についてお伺いをいたします。

今年度より防災課が新設をされました。町民の生命、財産を守る大切な部署と思います。

1つお伺いします。課の新設により事業分掌事項の変更はあるでしょうか。

また、防災ガイドブックが各戸に配布されております。ハザードマップが示されております。土砂災害地区、洪水浸水地区、津波想定地区としてハザードマップに示されているわけでございますけれども、そのハザードマップに示された地域への防災事業にどのような形で取り組んでいるのか伺います。逃げ場所づくり、避難所の提示、看板の設置など、いろいろな形の取組方があるかなというふうに思いますので、そこら辺の取組をお伺いできればありがたいなと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、防災事業のハザードマップに示された対策についてお答え

します。

ハザードマップの件につきましては前々から申し上げておりますが、防災・減災対策の特に減災対策の面では、知る・備える・行動するの3原則が重要でございます。特に知る・備えるという面では、町のハザードマップを活用していただき、住んでいる地域の状況などを知っていただくことが、いざというときの自助、自らを助ける行動の参考にしてもらいたいと考えております。

対策については、沿岸部の津波警戒区域についてはハード面では以前から地域協議会を設けて防潮堤などの検討をいただき、既に見高浜地区では事業が始まっております。そのほかにも避難津波誘導看板ですとか、道路上の避難誘導表示、避難場所への補助事業なども行っております。そのほかにも、そのハザードマップに沿ったいろんな状況を想定しながら対策を行っております。

もう一つ議員お尋ねの防災課の事務分掌については、担当課長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 防災課長。

○防災課長（村申信二君） それでは、事務分掌の変更の関係についてお答えします。

防災課の事務分掌については、河津町役場庶務規則に定められておりますが、昨年まで総務課防災係として消防、防災、交通安全、国民保護、自衛隊協力会、暴力追放など11項目ございました。防災課の設置に伴い、防災公園に関する事、国土強靱化計画に関する事、課内の庶務財務に関する事などが新たに加わり15項目となっております。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 分かりました。

増えて、防災公園等も今からちょっと大変かなというふうに思いますので、ぜひ頑張ってくださいなというふうに思います。

あと、ハザードマップに示された部分で、町長のおっしゃる自分たちの住んでいる状況を知ると、それがこのマップの仕事だよということでございます。実際問題として、マップに示されている、例えば津波のところとかというのは、ここは津波が危ないんだよという、そういうお話もよく分かるんですが、それがマップで教えたから、もうそれでいいよじゃなくて、例えば地域の自主防災会と相談しながら、じゃ逃げ場づくりどうしようとか、やはりそこに踏み込んでいくのがこのマップの大きな仕事ではないかなというふうに思いますので、

今後そこら辺も含めましてマップの活用の仕方をご検討いただければありがたいなというふうに思います。

次に、防災費としまして予算計上もされておるんですが、防災士の取組はどのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

町では、防災士になってくださいというようなお話で防災士をつくっていった経緯がございます。今の防災士の皆さんの活動はどのような活動になっているのでしょうか。また、防災士会の年間の事業計画等はあるのでしょうか。

あと、自主防災会との関係はどのようになっていくのかお伺いをしたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 防災士の関係でございます。防災士につきましては、町の設置規則に従って防災士がございます。目的は、防災士会については自助・共助の原則のもと、地域防災リーダーとしての活動や技術のスキルを向上させることを目的とするということで、防災士会の設置規則もございます。そういう中で、防災士の皆さんには地域の防災訓練等の派遣をお願いをしたり、指導等をお願いする場面も過去にはございます。

現状については、担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、防災士の活動についてですが、町内には防災士の資格を有する方が25名ほどおります。現状の活動では、地域の防災訓練等を通じて地域住民の防災力向上のために自主的な活動をしていただいております。年間行事については特にありません。

自主防災会との関係ですが、引き続き自主的な活動をお願いし、災害時においては地区の要請により避難や救助、避難所の運営などに当たり、ボランティアの人たちと協働して活動していただくよう期待しているところでございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 実際問題として、防災士さんというのは、町長が言ったように、最初につくった経緯もございますので、やはり活動をしていただくのが一番いいかなというふうに思います。今25名の方がご活躍されているということでございますので、各自主防との関係を、例えば訓練のときとかそういうときに各地区に出させていただいて、各地区の防災訓練とか災害に対しての考え方とか、そういう指導をしていただけるような防災士会の事業計

画もお考えいただいたらありがたいかなというふうに思います。

次の質問でございますけれども、防災事業におきまして防災訓練というのは非常に重要なジャンルではないかなと。防災訓練をやることによって災害の部分から助かることもたくさんあるというふうに思います。現状の防災訓練においては各地区において取り組んでいただいておりますけれども、何かマンネリ化しているような形が見受けられるように思います。今言いましたけれども、防災士の皆さんに各地区の訓練に参加をいただいて協力をお願いできないのかとか、そのようなことをちょっとお伺いしたいと思います。

あと、防災事業においては、今ドローンというのが、町のほうでも少しずつ取り組んでいただいておりますけれども、やはり大きな役割を果たす部分があるのではないかなというふうに思います。災害でドローンの活用を進めていくのか、それとも観光事業なのか何なのか、農業なのかといういろいろな分野があると思うんですが、そこら辺のドローン事業をどのような形で進めることができるのか、それもお伺いしたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、防災訓練のマンネリ化についてお答えします。

町や区で行う防災訓練は集団や個人が事前に行動を確認する意味や、防災意識を喚起する面でも重要であると考えております。確かに近年、町で大きな災害がなくて幸いである一方で、災害に対する意識が薄れている面があるかもしれません。しかし、国や県でも南海トラフ地震の発生可能性についての報道や、特に最近では、多発する洪水災害なども心配されまして、その対策が叫ばれております。

町でも、自衛隊や県、関連団体などの支援を得て工夫をした訓練を行っておりますが、昨年来のコロナ禍の中で、その対策も含め思うように実施ができなかった現状もあります。また、議員がお尋ねの防災士の皆さんの協力を得て行うことも可能だと思いますが、今後の検討課題とさせていただきます。

昨年は思うように町民の参加者を集めることができない中でしたが、町の災害対策本部訓練を実際に即した形で行いまして、本部機能の充実を図りまして大きな成果があったものと思っております。今年度も継続して実施をしたいと思っております。

また、議員がお尋ねのドローン活用については、職員で資格取得を希望すれば活用したいと思っておりますので、あわせて町内の有資格者等の協力が得られれば、協力についても今後検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） ぜひドローンはそんな形で取り組んでいただければありがたいなというふうに思います。

次の質問に移ります。

コロナワクチンの接種事業についてお伺いをいたします。

待望のコロナワクチンの接種がスタートしたわけでございます。集団接種、施設接種、特別接種の接種方法とお伺いをいたしました。町民の皆さんの集団接種について、予約状況はどうだったのでしょうか。コールセンター、窓口の設置等についてご説明をいただければありがたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、コロナワクチンの関係でございます。センターと窓口の状況等でございます。これについては行政報告で大分述べておりますので、重なる部分があるかもしれませんけれども、お答えしたいと思います。

コロナ関係では、第4波と言われる波が増加をしまして、県でも5月17日より警戒レベルを4から5に引上げ、また一方では、変異種の感染拡大も大変心配されているところでございます。そういう中で、今後のコロナ終息に向けての一筋の光がコロナワクチン接種でありまして、国の方針に従いまして、当面65歳以上約3,100人を対象に集団接種の受け付けを70歳以上が4月26日より、65歳以上が5月10日より開始をいたしました。

電話連絡や電話予約につきましてはコールセンターでの電話回線も増やして対応しましたが、つながらないという苦情や混乱によりまして、5月10日から高齢者の声や気持ちを考えまして、予約について一部予約方法を見直しまして、河津方式として電話と直接来場受付によりまして、それも7月まで実施予定分の全部の予約受付を行いました。

初日は多くの来場者や電話受付、また午後には初めてのワクチン接種も始まりまして大混乱をしましたが、その後は受付等順調に推移しておりまして、既に予定した人数の予約はほぼ済んでございます。

お尋ねの状況については担当課長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、私のほうからコロナワクチン接種事業のコールセンター、窓口の状況、町民の集団接種の予約状況についてお話をさせていただきます。

まず、高齢者集団接種の予約状況でございますが、現時点で2,410人の予約がされておりまして、予約率は77.7%でございます。高齢者施設等での接種も進んでいますことから、これらを含めると81.4%の予約率となっております。

当初、町のほうでは70%を想定していたんですけれども、その11%ほど多くの方が接種を希望して予約をしているというような状況でございます。コールセンターの状況につきましては、先ほど町長が申しましたとおり、4月26日からの予約を開始をいたしまして、5月10日には予約方法も変更いたしまして行っております。現在、コールセンターの対応状況につきましては、新規の予約は落ち着いてきているというふうな状況で、予約日程の変更やキャンセル等の相談対応を現在行っているというような状況です。

窓口対応も、コールセンターの職員や担当係の職員が対応しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 実際問題として、今高齢者の接種が始まっているわけですがけれども、その接種時についての問題はどうかということでお伺いをしたいと思います。

混雑の状況と、あと副作用はどのような状況なのか。

あと、送迎バスを町のほうで準備していただいて使っているわけですがけれども、そこら辺の利用状況ですね。

あと、今あちこちでワクチンをだめにしたりとか、そんなこともないとは思いますがけれども、ワクチンの不測の状況があったりするのかな、そこら辺もちょっと含めてお伺いできれば有り難いなと。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今の接種状況、接種時の問題でございますが、私も庁舎内にいる限りは毎回、接種の状況を見に時間ごとに行っておりますけれども、大変スムーズに進んでいると思っております。特に副反応についても大きな問題も今のところなくて、逆に、河津はキャンセルが大変少ない状況でございます。私が知る限りまだ3人ぐらいしか出ていないということで、それこそ1,000人に対して1人ぐらいの割合だったということもありますので、大変確実といたしますか、確実に受けていただいているということでございます。

特に今、現状はもう2回目の接種なものですから、1回目と違って、打たれた方は大変安

堵をされて、安心感が大変あるらしくて、そういう面でも接種も慣れてきているものですから、落ち着いた中で大変スムーズにできているのかなと。おかげさまでお医者さんの協力も得ておりますし、お医者さんにも大変お世話になっておりますし、また看護師さんといえますか、そういう方にも協力していただいたり、現在お勤めしている方もお休みのときには協力していただいたりとか、ここに仲議員もおりますけれども、ボランティアの方に受付の対応のボランティアをやっていただいたりということで、大変スムーズにできているものですから、町民の方からも大変評判がよくて、河津はそういうことでスムーズにいつているということで私は現状を認識しております。

詳しいことについては担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 私のほうからは、一応、接種の混雑の状況、副作用の状況、あと送迎バスの利用状況、それとワクチンの供給状況について答弁させていただきます。

まず、混乱の状況ですけれども、ただいま町長が答弁していただいたので特に答弁するところはないかなということはあるんですけれども、接種方法としましては、予約の30分ごとに20人を受付をしまして、1日3時間で120人の接種を現在行っております。接種、健康観察を含めて1人20分から40分程度かかっているというのが現状でございます。

先ほど町長からの答弁もありましたとおり、特に混雑することもなく接種は進められておりましてという状況です。

次に、副作用の発生状況でございますが、接種後、翌日は接種部の鈍痛があったりとか、重たい感じがするというような話はよく聞きます。また、健康観察時点での不調を訴える方は、現時点では出ておりません。後日、調子が悪くなったとの問合せが現在数件、今のところ4件ございます。対応としましては、接種した医師に受診していただくことになっておりますので、電話で相談いただくよう案内をしているところでございます。その後の状況も、町の保健師から聞き取り調査を行っております、大きな副作用が出た事案は、今現在ありません。

次に、送迎バスの利用状況でございます。送迎バスの利用状況ですが、1日最大14人が利用しております。平均すると大体1日7人の利用ということでございます。上河津方面と見高方面へ運行しております、運行路線外の縄地地区へは足腰が不自由な方で、ご家族や親族、また介護タクシー等の移動手段が確保できない方に対しては町の職員が送迎を行っているというような状況です。

あと、ワクチンの供給状況でございます。当町は現在ファイザー社製のワクチンを使用して接種を行っております。供給状況でございますが、4月26日に12バイアル、60回分、4月30日に2箱、390バイアル、1,950回分、5月19日に1箱、195バイアル、1,170回分、6月4日に1箱、195バイアル、1,170回分が供給をされております。その後も、6月11日に1箱が供給予定でございます、ワクチンについては順調に供給をされているというような状況でございます。

また、ワクチンの取れなかったとか、取扱いに不備があったとか、そういった状況ですけれども、今現在1バイアルで6回分の接種の回数を取っているんですけれども、その6回取る分が結構すごいシビアで、本当に取るのが厳しいということで、それが取れないとやっぱり接種できないものですから、それに1バイアル追加したとか、そういった問題は出ております。ですけれども、県、国のほうに確認したところ、それはもう仕方がないのでということで、やはりワクチンを取るという看護師も結構気を遣ってはやってくれているんですけれども、その方への重圧とか、そういったところも考えますと、そういった対応を取らざるを得ないということになりまして、そういったところでワクチンを少し残すというような状況は数件あります。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 本当に細かなところに気を遣っていただいて、すばらしいワクチン接種事業ができていますのかなというふうに、今の話を伺いました。

それと、やはり町民の皆さんのワクチンに対する、コロナに対する意識というのが相当高くて、80%以上受けていただくということで、今のところ河津の感染者が3人ですよね。だから、そういう意識につながっているのかなというふうに思います。なお一層、コロナに対する意識の高揚を図りながら、ワクチン接種には取り組む必要があるのかなというふうに思いました。

今回は65歳以上の接種だったんですけれども、次回は、今度は一般町民、小さい子供から大人までの予防接種になるのかなと。一般の町民につきましては、仕事をしながら接種をするようなことも考えられるのかなというふうに思います。それですので、ちょっとお伺いしておきたいのは、予約コールセンターの営業時間は今までどおりなのか、あと接種の時間帯も今までどおりなのか、要は、仕事をしながら接種を受けることができるのか。

あと、子供たちの感染も今は全国的に見られるような状況が発生しておりますので、そこ

ら辺の対策はどのようなことで対応されていくのかなということと、あと、教育委員会のほうも学校関係だとか保育関係、あと介護関係、そういう人との接触のある人たち、あと役場の庁舎、町長含め本当に今コロナにかかってもらうと困る人たちの接種を特別にやる必要が出てきたりするんじゃないかなと。だから、そういう部分はどのようにして取り組んでいくのか伺いたいと思います。

あと、これ通告していないんですけれども、渡邊昌昭議員から先ほど、町長の政治姿勢ということでお話がございましたけれども、先日、町の選挙管理委員会から町長選の日程が発表されて、先ほど白紙だというお話を伺いましたけれども、再度、できればお話をと思います。よろしく願いいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まず、最後にお尋ねの政治姿勢の関係でございますけれども、これは渡邊昌昭議員の質問にお答えしましたけれども、現状では国、県、町が一生懸命にコロナ対策、ワクチン接種を中心とした対策を行っているのが当面私の責務だと思っておりますので、そういうことで今の段階では白紙ということでございます。

それから、お尋ねの今後のワクチンの関係については担当課長から答弁させます。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは私から、今後のワクチン接種の状況、あと、子供たちへの対策、学校・保育・庁舎・介護関係への対応ということで説明をさせていただきたいと思います。

まず、予約コールセンターの運営状況、接種時間帯等の対策でございます。65歳未満の方の予約方法でございますが、現在検討中でございます。さきの反省を踏まえまして、ネット予約の開始や、返信用はがきによります希望日を調査した後の抽せん方法など、効率的にして多くの人に公平な方法によるという観点で今現在協議をしているところでございます。決定次第、クーポン券と併せてお知らせをしていきたいと考えております。

なお、国によります接種順位が決められております。まず基礎疾患を有する方、介護サービス事業者、60歳から64歳の方、次に65歳未満の一般の方となっておりますので、ご了承いただきたいと思います。

次に、接種方法ですが、65歳以上の方は月曜日、水曜日、金曜日を基本としまして接種を行ってまいりましたが、65歳未満の方は土曜日を含めた日程を計画しているところでございます。各種健診事業もこの時期に計画をされているところでありますので、曜日はちょっと

ランダムになるとは思いますけれども、1日180回以上の接種を予定をしており、10月末日までには希望者全員の接種が終了するよう計画をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、子供たちへの対策でございます。現在、ファイザー社製ワクチンは5月末日に16歳以上の方から12歳以上の方が接種対象と拡大承認されました。接種計画につきましては現在検討中でございますが、現時点では12歳以上16歳未満の方については保護者同伴が必要となると考えております。町が実施する集団接種で対応していきたいと考えております。

また、高校生につきましては、成人と同様に、保護者の同伴等は必要ありませんので、個人的に思う一番スムーズに行える方法は、高校単位で行う往診集団接種であるのではないかなというふうに考えております。昔行っていたように、学校での学校医によります往診接種を行っていただければ、わざわざ町の集団接種に予約することなく、町の接種会場に来ることもなくスムーズに行われるのではないかと考えております。

県教育委員会、高校などとの調整も必要となってきますが、接種主体は市区町村であります。県も積極的に支援すると言っておりますので、今後要望していきたいというふうに考えております。

あと、今、結構テレビでも出ているんですけども、集団接種をやると接種したくないお子さんの状況とか、その辺もいろいろ問題になってくるというような報道も今朝見ました。そういうところもありますので、そういった世論とか、また県と国のほうの指導等も鑑みながら、今後検討していきたいというふうに考えております。

また、学校・保育・庁舎・介護関係の対応でございます。さきに申しましたとおり、国によります優先順位につきましては、この分野でいきますと介護サービスに従事する職員につきましては65歳未満で基礎疾患を有する方の次に優先順位となっております。その他学校の教員や保育所の職員、県、町の職員など優先順位は示されておられません。優先順位の決め方については賛否両論、いろいろな意見がございますので大変難しい判断だと考えております。国県の動向や世論の状況なども参考としながら協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） ありがとうございます。

実際問題、コロナにつきましては、町の事業が滞ることがないように、学校の授業が滞ることがないように、そういう公共の部分の必要な部分は必要な部分として、明確に、要は事前にお話をして取り組めば、私はいいのではないかなというふうに思います。確かに賛否両

論あると思いますが、それは町民の命を守るために必要なことは必要なこととして取り組まれることを望んでおります。

また町長には通告のない質問をさせていただきまして、ありがとうございました。

私の一般質問をこれで終了いたします。ありがとうございました。

○議長（上村和正君） 9番渡邊弘議員の一般質問は終わりました。

15時20分まで休憩します。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時20分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 宮 崎 啓 次 君

○議長（上村和正君） 11番、宮崎啓次議員の一般質問を許します。

11番、宮崎啓次議員。

〔11番 宮崎啓次君 登壇〕

○11番（宮崎啓次君） 11番、宮崎でございます。

議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告の項目に沿ってお伺いいたします。一問一答方式でお願いいたします。

前段の渡邊弘議員の一般質問と重なる部分が多々ありますので、もし重なりましたら確認の意味で答弁いただければと思います。

さて、私の今回の質問は、1問目に新型コロナウイルスワクチン接種状況について、2問目、森の力再生事業について、3問目に河津桜原木の保護について伺います。町長、副町長並びに担当課長の答弁を求めます。

まず、1問目としまして、新型コロナウイルスワクチン接種状況について質問いたしますけれども、町民の皆様が大変興味を持っておられる事案でございます。ワクチン接種はウイルスの感染拡大を防止し、住民の命及び健康を守ることを目的に、そのことにより早期に社

会経済活動を復旧するためにもできるだけ多くの町民の方々にご理解をいただき、接種していただくことだと思います。

既に医療従事者等に続き65歳以上の高齢者の接種が行われております。5月10日からは70歳以上、17日から65歳以上の接種が始まり、既に約1か月、7月末までに予約分の接種を終えることが目標となっております。

そこで、1点目としまして、ワクチン接種の現況はどうか伺います。

ワクチン接種の実施計画との比較あるいはワクチン以外の医療備品の調達状況、あるいはコールセンターへの問い合わせ内容を含め回答を願います。

2点目としまして、ワクチン接種希望者の申込みに対するサポート状況はどうか伺います。

先ほど渡邊議員のときに課長のほうから答弁がありまして、職員が送り迎えを行っているということをお聞きしましたので、その辺を含めてお伺いします。

予約申込みの電話による方法は、どうしても限られた回線に集中しますので、つながりにくいことはやむを得ません。窓口受付を設置し、整理券方式で密を解消したことは非常に良かったのではないかと考えております。

送迎の設定方法、利用の状況についても、交通弱者への送迎の対応はどうだったか伺います。この辺が先ほどのに絡んでくると思います。

3点目としまして、現状の受付方法や課題などから、今後の若年層に対する申込み方法や、予定されている接種計画を伺っておきます。

また、あわせて大学生など住民票は町内に置き、県外居住者の接種の申込み、あるいは町内在住の外国人への接種の対応はどうするのか伺います。

以上、3点伺います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、宮崎議員の新型コロナワクチン接種の状況について3点ほどあったと思いますが、お答えしたいと思います。

まず、状況ですが、先ほど担当課長からも答弁しておりますが、再度また担当課長から答弁させますので、よろしく願います。

先ほど私が答弁したように、おかげさまで予約時に大変混乱をして大変ご迷惑をかけた点があったかと思えます。特に私が気になったのは、コールセンターだけで4月26日に受けたときの状況では、やっぱりつながらないということが大変大きなことでした。特に町としては5本の回線を用意して増やして対応したつもりだったんですけれども、それでも1人の方

に対して2人とか3人でかけているということがあって、大変な混雑状態でつながらないということがありました。

それともう一つは、お年寄りの気持ちといいますか、それがなかなか把握できなかったというのがあります。70歳以上の受付だったんですけれども、やはりそれでも多くの方が、何かお年寄りというのは安心をしたいという気持ちが大変強くて、そういう気持ちがあると不安にさせたりとか、それこそ何時間も電話かけたことによりさらに不安が増していったりということがあったものですから、何とかお年寄りの気持ちを解消してやりたいということと、ほかに方法はないだろうかということで、窓口で直接受けることも、あと7月まで全部受けてしまおうと、そのことによって安心するんじゃないかということでやりましたけれども、5月10日から方法を変えてやって、26日を受けて、すぐ次の日にはもう一回手紙を出し直して対応したようなこともあります。

そんなことで、その辺の反省を踏まえてすぐ対応できたことが今につながったのかなと思っております。5月10日の時点で昼から接種もあったものですから、午前中に来庁する方が大変多くて混雑をして、整理券を配って帰ってもらったんですけれども、またその後も職員が整理券順に電話をこちらからかけて、また予約を取るということで、お年寄りなものですから確認をすると1人10分ぐらいかかってしまうんですよね。それでも電話がかかってこないという不安のお電話をいただいたりとか、大変だったんですけれども、担当課のほうは本当に災害みたいな感じの、みんなが電話を持って歩き回るような状況もあったんですけれども、でも、そういうことで対応できて、何とか65歳以上の者については7月いっぱい終わるということが目標にあったもので、そういう面ではよかったのかなと思っております。

お尋ねのそれぞれの点については、担当課長から答弁させます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、私のほうから、まず新型コロナワクチン接種事業のワクチン接種の現況について説明をさせていただきます。

現在、町の集団接種の予約数は、先ほども申しましたとおり2,410人が予約を完了しております。5月10日から1人120人の接種を行っておりまして、1,080の方が1回目の接種を完了しております。5月31日から2回目の接種を開始をしております。

また、接種希望者も当初計画より増えておりますことから、6月21日からの次期1回目の接種につきまして、1日150人に増やして接種を行う予定でございます。町内医療従事者等、

高齢者施設入所者、施設従事者の1回目の接種は完了しております。7月末日までに接種完了するよう進めているところでもあります。

先ほど質問のありました当初計画との相違というようなところですが、先ほども申しましたとおり、当初計画でいきますと約70%、7割の方が接種を希望するのではないかと、ワクチンも1年ちょっとでつくられた急ごしらえのワクチンということもありまして、副作用の関係もありまして、そんなに伸びるのかなというところもあったんですけども、ふたを開けてみれば、希望者が多くて、先ほども申したとおり80%以上が予約希望をされているということでございますので、6月21日からの次期1回目の接種からにつきましては1日150人に枠を増やして接種を行っていきたいというふうに考えております。

あと、備品の供給状況というような質問もございました。そちらにつきましては、ワクチン及びワクチンに伴います生理食塩水、そちらで希釈するんですけども、そちらと、あとシリンジといたしまして注射器になりますけれども、そちらについては国が町のほうに無償で提供するというので、そちらはワクチンと同様に、計画的に順調に供給をされているということでございます。

あと、ほかの町のほうで必要なものにつきましては、国の補助金を受けまして町のほうで購入して準備しているということで、そちらにつきましても接種いただく先生や、あと今井浜病院の救急対応の看護師さん等にも備品等を確認していただきまして、それで準備しているということで、万全を期して準備をしているところでございます。

続きまして、ワクチン接種希望者の申込みのサポート体制ということでございます。

予約方法の対応ということで、当初、1週間分の予約数をコールセンターへの電話連絡のみで予約する方法ということでございましたが、コールセンターへの電話がつながりにくいなどご迷惑をおかけしましたので、予約方法を変更いたしまして、コールセンターによる電話予約のほか、窓口での予約を受けることといたしました。予約枠も7月末までの全ての予約を取る方法に変更をさせていただき、変更予約開始日当日は予想以上に朝早くからの窓口で待たれる方がいらっしまったということで、駐車場の状況や道路の渋滞等も考慮いたしまして整理券を配布、予約開始時から整理券番号順にこちらからの電話連絡と予約を受ける方法とコールセンターへの電話予約を並行して行いまして予約のほうを行ったというような状況でございます。

あと、送迎方法の対策ということでございます。

送迎方法につきましては、さきにも答弁しましたとおり、東海バスによります無料送迎バ

スを上河津方面と見高方面へ行き帰り2便ずつ運行をしております。送迎バスの利用状況ですが、1日最大10人が利用し、平均すると1日7人利用でございます。

運行路線外の縄地地区や、足腰の不自由な方でご家族、親族や介護タクシー等の移動手段が確保できない方につきましては、町の職員が送迎を行っているという状況でございます。

あと、今後の若年層に対する申込み方法や予定されている接種計画ということでございますが、65歳未満の方への広報ですが、さきにも申しましたとおり、詳細計画は現在検討中でございます。さきの反省を踏まえまして、ネット予約の開始や返信用のはがきによります希望日の調査をした後の抽せん方法など効率的で、多くの人に公平な方法を模索しているところでございます。

決定次第、クーポン券と併せて対象者にはお知らせしたいと考えております。

なお、国による接種順位につきましても、基礎疾患を有する方、介護サービス従事者、60歳から64歳の方、その次に60歳未満の一般の方ということになっております。

次に、接種方法ですけれども、こちらさきに話をさせていただきましたとおり、土曜日も含めた日程を計画をしております。各種健診事業も計画されていることから、曜日はランダムになると思われませんが、1日180回以上の接種を計画し、10月末日までには希望者全員の接種が終了するよう計画していきたいというふうに考えております。

あと、大学生などの住民票は町内にありますが町外に居住している方の対応ということでございます。

接種は、基本的に住民票のある市区町村で行うのが原則となっております。大学生等の就業により住所地で接種できない場合は、居住市区町村へ届出を提出することにより居住地で接種することもできます。予約方法や接種方法につきましては市区町村で異なりますので、居住地のコールセンター等へ問い合わせさせていただくような形になると思います。

当町で接種する場合は、通常の予約方法にて予約接種していただくこととなります。

あと、町内在住外国人の対応でございますけれども、町内外国人の方でも住民登録がされていれば接種を受けることができます。実際、65歳以上の方でも外国人の方が予約をしております。予約については特に問題なく行われているということで聞いております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 11番、宮崎議員。

○11番（宮崎啓次君） 細かく答弁ありがとうございます。

先ほど接種希望者のサポートということで、足がないお年寄りの関係で、私も上地区へ行

ったときに、下佐ヶ野まで行けないよというおばあさんがいらっしやって、そういった面で、今答弁いただいて、職員が対応してくれているということを知って、一つ安心しました。そういう希望があればそういう対応していただければありがたいのかなという感じがします。

今度、若年層の申込みの対応なんですけれども、昨日もテレビで言っていましたけれども、岡山県では接種率が全国で2位だと。どういうやり方をやっているかといったら、申込みのときに年代別に申込みの日をずらして申込みを受け付けているというようなことを言っていました。というのは、どうしても初日に集中するものですから、年代別にずらすとか、そういったことで集中を避ける形も一つの案かなという気がします。

それと、課長のほうからはがきでという話も、富士市で前にやっていましたよね、ああいいう方法もいいと思うんですね。裏にQRコードを印刷するんでしょうけれども、それと並行してそういった方向ができればいいのかなという気がしますけれども、これから検討課題だということですので、じっくり皆さんで検討して、最良の方法をやっていただければいいのかなという気がします。

接種率なんですけれども、1,080人と言いましたか、接種されたのは。ということは、人口が6,973人で、そのうち12歳未満が何人か、ちょっと私も把握できないんですけども、20%弱ぐらいですかね、そうなる。静岡県の平均が、1回目の接種が16.5%だそうですよね。全国平均が21.8%ということを知っていますけれども、全国平均が2回目も接種したのが2.4%、昨日現在ですね。ですから、河津町もそこそこやっているのかなという気がしますので、このまま順調に対応してやっていただければありがたいと思います。担当課と保健師の皆さんたちは本当に大変だと思うんですけども、今までの状況を見ていると、非常に町長じゃないけれども、順調に来ているほうじゃないのかなという気はします。クレームもあんまり聞かれないので、このままいって接種率が上がって、21日から150名接種していただけるようになると、若干前寄せもあり得るんじゃないのかなという気がしますので、前寄せができれば、また接種率も上がってくると思いますので、何とかその辺を努力していただきたいと思います。

再質問したいところですが、先ほど渡邊議員も質問していることですので、1問目、私はこの辺にいたしまして、2問目に移りたいと思います。

2問目に移りますけれども、私の質問は森の力再生事業に関する質問をさせていただきます。

この森の力再生事業については県の事業として行っていますが、平成18年4月から森づく

り県民税というものを導入しまして、県民の皆さんから1人400円の税金を頂き事業を行っています。第1期事業は平成18年から27年までの10年間行われまして、今度第2期として、今現在、平成28年から平成37年ですから令和7年までの事業として進められているわけです。森には山崩れの防止や水を蓄えるなどの森の力があるわけで、海への、あるいは海洋資源への多大な影響力があるのもよく知られているところでございます。最近では、社会経済状況の変化によりまして、森林所有者による整備が非常に困難となっている荒廃した森林が数多くあります。この森の力再生事業はこのような整備が必要な森林について、森の力を回復することを目的としています。

特に最近では、町内でも鳥獣害の被害が増えていることもあり、この県の事業を利用できる場合は、補助率によっては100%補助の枠があるので、条件さえ合えば活用することが非常に大事だと思っています。

そこで、河津駅から往復1時間余りで往復できる城山城址公園があります。この遊歩道周辺の竹林については、現在荒廃した竹林が広がっており、景観上もよろしくない状態となっています。地権者の方々も整備ができない状態になっておりました。しかしながら、今年度、森の力再生事業を活用し100%補助で県の竹林整備の枠の中で予算が確保できまして、3か年で整備する予定です。

そこで、森林を所有している町民の中で同様なお悩みをお持ちの方もおると思います。事業自体を知らない、このような補助事業が自分の土地に適用になるのか、あるいは面積がどのくらいなら対象になるのか、整備して広葉樹を植えたいけれどもなどなど、前に踏み出せない方々がいると思います。

1点目に伺いますが、このような県の事業の場合、町としてどのように関わり、啓蒙していくのか伺います。

また、この城山遊歩道については、近年、観光に訪れた方々でたびたび頂上を目指し利用される来場客を見かけます。また、幼稚園の園児たちも毎年、頂上を目指し登っております。この竹林を整備すると視界が広がり、景観も変わります。

そこで、2点目に伺います。この整備事業が3年で完了することを見据えまして、竹林の整備後、遊歩道の周辺の景観や植栽計画を立て、実行することにより遊歩道の魅力づくりができると思いますけれども、そのお考えを伺います。

また、3点目としまして、この3年後以降の計画を実施する財源としては森林環境譲与税の活用が有効であると私は考えます。これは令和元年度から国が市町に譲与を始めたもので、

活用するには自由度が高く、縛りが少ない、なおかつ対象となる事業であります。県下でも、森の力再生事業の森づくり県民税と整備後の地域の実情に応じた取組として、森林環境譲与税を財源としてセットで取り組む事例が数多くあります。そこで、この財源を利用し、城山遊歩道周辺の魅力づくりを実行するお考えがあるか伺います。

なお、森林環境譲与税は国税で、令和6年から森林環境税として個人で年間1,000円を課税予定となっています。

以上、質問を整理しますと、1点目として森の力再生事業のような県の事業の場合、町としてどのように関わり啓蒙していくのか。2点目として、竹林の整備後、遊歩道の周辺の景観や植栽計画を立て、実行することにより遊歩道の魅力づくりができると思いますが、そのお考えを伺っておきます。3点目として、この魅力づくりを実行するお考えがあるかどうか。この辺を伺います。

以上、伺います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの質問3点ございます。

森の力再生事業についてでございます。

まず、1点目の城山の関係でございます。

啓蒙については後ほど担当課長に答弁させます。

議員がおっしゃるように、城山の遊歩道の管理については前々から課題になっておりました。これまでも地元の笹原区の協力で、頂上付近や周辺の整備をご厚意でしていただいたところでございます。これからも、できるだけ協力いただけたらと思いますが、今後は、入り口付近については津波の避難路でもございます。また、先ほど議員おっしゃったように、幼稚園の子供たちの遠足の地でもあります。また、河津桜まつりの開会時にはお花見エリアで人気もありまして、特に俯瞰から見る河津桜が、最近、大変注目を浴びておりまして、私もトップセールスなんかに行くと、1つ目が城山からの景観、2つ目は沢田の涅槃堂裏の景観、それから3つ目が峰の河津桜の丘の景観ということで、今まで近くで見る桜がよかったわけですが、これからは、そういう俯瞰で見る桜もいいということで、作り方によっては大変魅力のあるものになるのかなと思いますので、そんなことで、町も森林整備を含めまして遊歩道の管理について少し力を入れていきたいなと思っております。

時期がまだ未定でございますが、補助事業など活用できれば、管理費用の予算化も進めたいと思っております。確かに私も先日登ってみましたけれども、大変坂はきついですが

も、途中の東屋のところから見る伊豆大島の景観だとか、あるいは頂上の大堰から浜までの一帯がよく見える景観とか、大変すばらしい光景が見えたので、あとはその遊歩道の整備、結構管理はされているような気がしましたけれども、石畳もあったり、石仏があったり、いい景観、環境もあると思いますので、少し観光面での力、それとあと防災関係のこともあ
るものですから、整備を考えていきたいなと思っております。

それから、竹林ですけれども、これ大変な作業だなと思っておりますので、これはやっぱり補助事業か何かでやらないとちょっと大変かなと思っておりますので、それについても関係者の協力が得られれば対応したいなと思っております。

それから、2点目の関係で観光地魅力づくり、これ先ほどの答弁と重なりますけれども、大いに町民をはじめ観光客に利用していただくことがいいと思いますので、近くには児童公園なんかもありますので、そんなことも含めて活用について今後考えていきたいなと思っております。

それから、3つ目の森林環境税のことです。

先ほど議員がおっしゃったように、森林環境譲与税というのが今既に交付をされております。これは令和6年から森林環境税が賦課されるわけですが、それより以前に森林環境譲与税が令和元年から各市町に交付されまして、河津町でも基金をつくり、今後の活用財源としての積立てを行っております。

当面は、今年度建設予定の子育て支援施設の木材仕様の財源として約1,000万を見込んでおります。今後も譲与税は交付されると思いますが、どのような活用がよいか検討を始めた
いと思っております。

それから、本税の活用の森林環境税の関係でございますけれども、制度的に国の考えもあるように聞いております。現在の譲与税の使い道あるいは国の本税の使い道、それも考えられますので、今後それも考えながら対応したいと思っております。

それでは、担当課長より残りについては答弁させます。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、森の力再生事業の啓蒙と計画ということでお答えさせていただきます。

宮崎議員がこの事業につきましては詳細を述べていただいたように、森の力再生事業は県事業でございまして、森林づくり県民税を財源とした事業でございます。今回取り組んでいただくのは第2期分として荒廃森林の再生を目的としているところでございます。

町としては、こうした動きに対応すべく森林環境譲与税によって森林保全につながるようなプログラムを、町長も言いましたように考えていきたいとは思っております。あわせて現状にありましては、森林環境譲与税につきましては子育て支援の木材の原資として見込んでいるわけですが、その後については現状では全く未定でございます。宮崎議員が言われるような啓蒙活動を含め、森林環境保全への取組なども、広く広報してまいりたいと考えております。

笹原地区と伊豆森林組合で取り組まれる予定の今回の森の力再生事業につきましては約2.5ヘクタールで、森林の荒廃を予防するという意味でも有効なものだと考えております。また、その付近の森林につきましては、先ほど町長述べましたように、計画等はございませんけれども、遊歩道の整備、その他を考えながら、また笹原地区の森の再生事業の今後の計画とか、進捗状況に合わせて検討される事項かと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 11番、宮崎議員。

○11番（宮崎啓次君） この森の力再生事業が一応3か年かかる、2.5ヘクタールですよ、今年度は約1町歩、1ヘクタール予算がついたということで、やはり竹林は竹林の枠があるようですので、それでかかる予定ということになっています。幸いにも、地権者の皆さんが皆さん協力的で、地元いらっしゃる地権者の方々は遊歩道の左側の笹原地域の方と右側に笹原の地権者と見高の地権者の方々、浜にもいらっしゃいますけれども、その方々は皆さん了承して、協力してやっていただけるということになりましたので、非常にありがたく思っております。やはりあそこ全部竹林が整備されますと見晴らしもよくなります、景観もよくなります。それで観光に結びつけて、何を植えるのか、紅葉でもいいでしょうし、ほかの何か花を植えてもいいでしょうし、たまたま私、この3問目で質問することで、河津の樹木医でお願いしている加藤先生にお会いしまして、その辺のもし何かいいアイデアがあったら担当課は産業振興課なので、そちらへもちょっとアイデアを出していただければありがたいなというような話もしておきましたので、今後とも、その具体的な形で前向きに進めていただけたらと思いますが、その辺のお気持ち、町長どうでしょうか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） これからどういうふうにしていくかということはまだ未定でございます。以前、頂上のちょっと下のところに桜を植えたことがあるんですが、なかなか管理ができなくて育たなかったという例もあるものですから、桜がいいのかどうなのかということも

あります。

ただ、私が実際行ってみると、とにかく遊歩道についても少し整備をしなければいけないのかなど。最低、避難所のところまではやっぱり舗装をちゃんとしなければいけないのか、今うちのところまでしかないものですから。それから先は石畳のところもありますし、もう少しきれいにするによっていいのかなど。あとは大体整備はされていると思いますけれども、やっぱり竹林が一番大きな課題かなと思っている。今も相当切ってはあります、それでもまだまだ多い。昔に比べれば大分よくなったような気がしましたがけれども、それでも相当な量が、左右にあるもんですから、下の段と上の段とあったりして相当の量の竹林があるのかなと思います。竹林も自然のように、うまく管理をすれば魅力にはなったりすることもあるもんですから、今後、加藤先生も含めて相談をしながら、どんな計画にしたらいいのか、遊歩道としては整備されれば、特に桜なんかの時期には多くの人があるという話を聞いているもんですから、もう少し行きやすくしたりとかすれば魅力あるところになるのかなと思いますので。また、笹原の区もお祭りなんかをやっていることもあるみたいですので、協力をいただきながら、一緒になって整備を進めていけたらなと思っています。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 11番、宮崎議員。

○11番（宮崎啓次君） 今、町長も承知しているようではありますけれども、まだ遊歩道をちょっと整備しなければならないという。担当課にも話してありますけれども、幼稚園の子供たちが登るときに、歩くのに1列にならないと歩けない部分が何か所かあります。本来であれば手をつないで2人で登っていくんですけども、その危険な場所に大人の人がそこへついて、何とか通してあげるような状況もあるわけです。それとあと石段、最後のあずまやの下のところと、それから上のところも雨で土が流れて、1つの段がかなり高くなったりしているところがありますので、そういったところも合わせて整備していただくとか、頂上付近の柵なんかもう腐っちゃっているのもありますので、その辺は担当課は承知していると思いますので、また順次整備していただけたらと思いますので、課長、よろしくお願いします。

それでは、2問目はその辺にしまして、3問目に移らせていただきます。

3問目は、河津桜原木の保護についてということで質問を提出してありますけれども、この質問については、私は過去に、平成25年9月第3回定例議会でも質問いたしました。この原木は田中の小峰さん、飯田さんの庭先に植栽されているのですが、先代の飯田勝美さんが昭和30年2月、河津川沿いから移植して、もう樹齢65年余りとなっています。ただ、限られ

たスペースのために、道路側は水路があり根が遮られ、バスやトラックなど大型車両が通行するたびに伸びた枝に接触する状態が続いております。毎年、河津桜まつりの時期になりますと、観光客の方々が敷地の中に入り写真を撮ったりする姿を見かけますし、生活をしておられる飯田さんにもご迷惑がかかっていると思います。今まで飯田さんのご家族の多大なご協力があって河津桜のイベントなども続けることができています。

そこで、この原木の体力、樹勢が長く保たれることを願うわけですが、町は河津桜保護育成計画に基づき、昨年、河津桜まちづくり計画を策定し、新たな拠点整備、河津川沿岸の景観形成、河津桜の維持管理などが示されております。

そこで、1点目の質問としまして、原木の今後の保護についてどのように考えているか伺います。

この原木については、樹木医の加藤先生が地道に手を加えていただき、現在、樹勢が回復しつつあります。ただ、先ほども申し上げましたが、従来からの難点があり、脇に町道大堰・浜線があり、通行する大型車の接触であるとか、水路があり根が張れない状態であるとか、そのような点を考えますと、私も今後がまだ心配になっている状況です。

そこで、2点目としまして、水路の移設を含む道路改良の考え方は再度計画できないか伺います。

この点につきましては、平成25年当時、一部の地権者様が賛同いただけなくて計画が進まなかったということがあります。それを含めて伺います。

次に、町として原木のDNAを確保してありまして、2代目の苗木を育てていると思います。この2代目を主役に、例えば観光交流館から来宮神社の周辺に河津桜まちづくり計画を踏まえ、新たな拠点として河津桜公園を整備するのはいかがかという提案でございますが、その辺について伺いたいと思います。

原木もゆったりとせいせい根が張れる状況ではないので、限られた条件の中で生きるので、通常より寿命が限られるのではないかと心配しているところでございます。

そこで、3点目として、原木の2代目の成長具合、2代目を活用した新たな拠点の計画はないか、この点について伺っておきます。

以上です。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 河津桜の原木保護について3点ほどお尋ねだと思いますので、お答えします。

まず、原木の保護の関係でございますけれども、現実的な話として大変難しい状況にあります。議員がお尋ねのとおりでございます、先ほどのお話にあった加藤先生にその都度、そうした消毒の下に診てもらって対応しているというような状況でございます。できるだけ延命化を図るための対処として、先ほど議員がおっしゃったように、数年前に原木の自宅寄りに池があったところを、所有者の了解を得て撤去しまして、埋め土をして根が伸びやすい処置を行いました。それによって大分うちのほうに根が広がったらしくて、樹勢も大変回復したような気がします。ただ、議員が言っているように、道路に寄ったほうについては、当然、道路側でバスが通ったりすると、どうしても枝がかかってしまい、今のような状況で、ちょっと形がバスの形になって、するような状況がございます。ただ、樹勢は少しは強くなったのかなと思っておりますので、それについては今後も継続をして、先生に診てもらいながら、どんな方法がいいのか、所有者の承諾を得ながら進めていきたいと思っております。

これについては、やっぱり根本的な解決はないと思っておりますので、今後どうしていったらいいか検討したいと思っております。

この中で2つ目の質問にも関係しますけれども、水路の移転の問題、これについては前から道路も含めて移転の問題が出ております。当時、私もなったときにいろいろ考えたわけですが、前に調べたときには、交差点のところから改良しなきゃだめのような話を聞いておりました。そうすると莫大な費用がかかってしまうし、当然、多くの方の移転が絡んできたりということもあるものですから、私としても、今の状況はよくないと思っておりますし、水路、道路についても少し線形を変えられれば、それにこしたことはないと思っておりますし、特にまたあそこは、桜まつりのときには多くの人があそこに来るものですから、危険な面もございまして、もう一度その辺を含めて、本当に線形を変えるのにどこまでの用地が必要なのか、あるいはどういう形が一番いいのか、もう一回ちょっと考えてみようかなと思っております。今までは大分遠くからずっと線形を変えてきたものですから、それがベストなのかもしれませんけれども、最低限できることとして、もう少し規模を縮小できるかどうか、できないか、それについてもちょっと調査をもう一度してみようかなと思っておりますので、そんなことで対応したいと思っております。

それから、2代目の公園の話ですけれども、これについても県の農業技術センターのほうで2代目を作っていただいて、町でも鉢の中に入れて少し管理をしているものもございまして、そういう中で、どうやってそれを活用していくかということも大きな課題でございます。できればあの近くに公園があつて、それができれば一番いいと思っておりますけれども、それが今の

ところ適地がなかなか見つからないということもありますので、当面どうしていくかということだと思えますけれども、ただ、このこともずっと今のままというわけにはいかないものですから、そろそろ2代目をちゃんとして植えていかないと、町の財産として引き継ぐことができなくなるものですから、これについてももう一度改めて考え直していきたいなど、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 11番、宮崎議員。

○11番（宮崎啓次君） 道路の線形を変えることをちょっと研究してみたいという前向きな発言いただきましたので、何とかその辺進めていただきたいと思えます。やはり原木があつての河津桜ですので、原木がなくなってしまうとちょっと心配な面があります。その件については進めていただきたいと思えます。

それと、やはり原木の2代目なんですけれども、並行して育てておかないと何があるか分からないんですよね。かじやの桜さんみたいな形もあり得るわけですから、やっぱり心配は尽きないわけです。この2代目をある程度成長させて、先ほどじゃないですけども、拠点づくりといいますか、それを今から計画立てて、どのあたりにやるかとか、その辺も含めて考えていかないと大変なことになってしまうということで、お願いしたいと思えます。その辺について、拠点について場所等はまだ計画何もないでしょうけれども、私としたり、やはり交流館からパワースポットの来宮神社の周辺、あそこを一つの拠点にしまして、そうすると伊豆縦貫道が開通したときに、平野部に拠点があるということになると、お客さんを引っ張る一つの方策になるんじゃないかなという気がしますので、その辺については町長、意見はどうでしょうか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの質疑にお答えします。

私も、イメージとしてはそんなイメージを持っておりますが、ただ、具体的にどこだというようなことはなかなか決まってこないようなこともあります。

ただもう一つ、今、当面考えているのは、役場のこの辺りに公共施設の計画がありますので、そこあたりも考えてみてもいいのかなということも思っております。2代目になるかどうか分かりませんが、そういうところだと管理がしやすいかなと思えますので、今度の計画の公共施設の中でやることができれば、その中でもいいのかなと思えますけれども、当面、基本的な大きい公園等の計画がちょっと浮かばないものですから、イメージとしては、

私も議員と同じようなイメージ持っておりますけれども、ちょっと今のところはっきりしてこないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 11番、宮崎議員。

○11番（宮崎啓次君） やはり観光的な面を考慮していかなきゃいけないのではないのかと思います。来宮神社周辺であれば駐車場も観光交流館のところを使用できるということで、交流館の営業のためにも相乗効果でいいんじゃないのか。歩いて神社から桜を見ていただくみたいな、そのような方法もあると思いますので、それも検討課題に入れていただいて、今後進めていただけたらと思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長（上村和正君） 11番、宮崎啓次議員の一般質問は終わりました。

一般質問の通告のありました6番、塩田正治議員、4番、遠藤嘉規議員、2番、桑原猛議員の一般質問は、明日9日に行います。

◎散会の宣告

○議長（上村和正君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は午前10時から再開します。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時05分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 2 日

6 月 9 日（水曜日）

令和3年河津町議会第2回定例会会議録

議事日程(第2号)

令和3年6月9日(水曜日)午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度河津町一般会計補正予算(第13号))
- 日程第 3 報告第 2号 令和2年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 4 報告第 3号 専決処分の承認を求めることについて(河津町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 5 議案第48号 令和2年度新型コロナウイルス感染症対策事業河津町立小・中学校電子黒板購入契約について
- 日程第 6 議案第49号 令和3年度河津町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第50号 令和3年度河津町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第51号 令和3年度河津町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議員派遣の件
- 日程第10 委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件
- 追加日程第 1 議案第52号 令和2年度河津町コミュニティセンター耐震対策工事変更請負契約について
- 追加日程第 2 議案第53号 令和3年度河津町一般会計補正予算(第3号)
- 追加日程第 3 選挙第 1号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

出席議員(11名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 大川良樹君 | 2番 | 桑原猛君 |
| 3番 | 渡邊昌昭君 | 4番 | 遠藤嘉規君 |
| 5番 | 上村和正君 | 6番 | 塩田正治君 |
| 7番 | 仲里司君 | 8番 | 土屋貴君 |
| 9番 | 渡邊弘君 | 10番 | 稲葉静君 |
| 11番 | 宮崎啓次君 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	土屋晴弥君
教育長	鈴木基君	総務課長	木村吉弘君
企画調整課長	川尻一仁君	町民生活課長	土屋典子君
健康福祉課長	稲葉吉一君	産業振興課長	中村邦彦君
建設課長	山本博雄君	防災課長	村串信二君
水道温泉課長	渡辺音哉君	教育委員会 教務局長	島崎和広君
会計管理者 兼会計室長	鈴木亜弥君		

事務局職員出席者

事務局長	飯田吉光	書記	山田祐司
------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（上村和正君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（上村和正君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため、町長以下、関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎一般質問

○議長（上村和正君） 日程第1、一般質問に入ります。

この場合、質問には1問ごとに答弁します。

なお、全般にわたって質問するか答弁を求めるかは質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

6番、塩田正治議員、4番、遠藤嘉規議員、2番、桑原猛議員。

◇ 塩田正治君

○議長（上村和正君） それでは、6番、塩田正治議員の一般質問を許します。

6番、塩田正治議員。

〔6番 塩田正治君登壇〕

○6番（塩田正治君） おはようございます。6番、塩田正治です。

コロナ対策で、こういったすばらしいアクリルボードを前につけていただいておりますので、マスクを取らせていただいて質問させていただきたいと思います。

第2回定例会開催に当たりまして、一般質問の通告をさせていただきましたところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきたいと思います。

今回私が質問させていただきますのは2問です。

1問目が（仮称）河津インターチェンジ開通後の対応について。そして、2問目としまして、職員からの新規企画の提案についてという2問を質問させていただきたいと思います。

質問に先立ちまして、昨日、同僚議員であります渡邊議員のほうから、町長の政治姿勢といたしますか、次期の選挙戦についての質問があったわけですがけれども、町長は明確な答弁は避けられたようですけれども、私の考えとしては、今、昨日町長のお言葉にもありましたように、河津町民、今一番求めているものは何かといえば、安心ということが非常に求められているのかなという思いがあります。町長のコロナ対応とか、これまでのやってきた仕事、町民の皆さん非常に評価なさってくださっていると、私自身痛感しておりますし、町民の皆さんもそう思っておりますので、町長がこのコロナ対策もまだ残っている中、そして、第5次総合計画等立ち上げたばかりという中において、ぜひとも、本来であれば2期目も私がやりますと一声上げてくだされば、町民の皆さんにも安心感を与えられたのかなと私は思いましたので、一言述べさせていただきます、質問に入らせていただきたいと思います。

それでは、1問目、（仮称）河津インターチェンジ開通後の対応についてということで、質問させていただきます。

4月、河津インターチェンジの開通が令和4年度中には開通をするということが新聞発表でもあったとおり、あのインターチェンジが開通するまで2年を切ったということになります。そうなりますと、交通の動線が明らかに変わってくるのではないかと。そうしますと、河津町における経済状況、いろんな人の動きや車の動きが変わるわけですから、あらゆる面において、河津町の経済面から何から変わってくるんだろうと思います。

2年間しかないという時間ですが、この2年間でただ漠然と待ち続けるということをし続

けると、あっという間に2年間というのは過ぎてしまって、開通しました、交通量が減った、ああ、どうしよう、それから考える。そんなことをやっていたんでは間に合わないとは私は痛感しております。

そこで、質問なのですが、町当局としまして、開通後の交通量の変化、どの程度を見込んでいらっしゃるのかなということで、交通量調査等のデータとかもあるかと思いますが、そのデータとかも基にしまして、町としてはどの程度の交通量の減少を見込んでいるのか、1点お答え願いたいと。

それから、インターチェンジ開通などによって、先ほども申しましたように、動線が変わるということで、経済的なダメージというものが相当見込まれるんだろうと思います。これ数字に出してというのはなかなか難しいとは思いますが、今想定している範囲で結構ですから、どのぐらいのダメージが想定されるかなというのを、例えばですけれども、何も対策をしなかった場合、それから、今考えている対策があるとするならば、そういったことを想定して、この程度には抑えられると考えている、そういったことがあればお答え願いたいと思います。

2問についてご答弁ください。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、塩田議員の仮称の河津インターチェンジ開通後の対応について、2問でございます。

開通後の交通量の変化をどの程度想定しているか。あるいは、2つ目には、経済的なダメージの想定についてのお尋ねだと思いますので、お答えします。

先ほど議員がお尋ねのとおり、国道414号伊豆縦貫自動車道の河津・下田道路、2期延長6.8キロあるわけですけれども、その内、（仮称）河津インターチェンジから、（仮称）逆川インターチェンジ間、これ約延長3キロでございますけれども、この3キロについて、4月27日に国土交通省から工事が順調にいけばという条件付でございますけれども、令和4年度に開通予定の見通しが発表されました。これまで、国道では、特に天川地区を中心として、小さなカーブも多くて、道幅が狭いために、対向車と擦れ違いが困難であったり、また交通のネックでありましたので、開通すると、走行性の向上ですとか、あるいは時間短縮が図られるものと考えております。

また、これまで、特に天城区間につきましては、雨量規制などで通行止めが多く発生しておりますので、これまでと違い、そういう面でも安全性が向上するんじゃないのかな、そう

いうふうに思っております。

今回の発表による交通量の変化については、想定とかの考査はしておりませんが、国道135号経由で下田の方面に向かう車がどの程度減るかが大きな問題であるかと思っております。実際の場面では分かりませんが、天城越えについては、従来の道を通ってくる、当面は来るわけですので、全て今回の開通の道路を利用して下田方面に向かうとは考えられない面もございます。いずれにしても、今回も当然心配されますけれども、現実的には最も重要な点は、今後の天城峠ルートの開通に向けて、町として河津町に下りる誘客対策が重要ではないかと思っております。

それから、2点目の経済的なダメージの関係でございます。現状では想定をしておりますけれども、今後に向けて、インターチェンジ周辺の地区を交えて計画もございますので、その対策をいかに進めるかが重要であると思っております。

それから、先ほど、元に戻りますけれども、交通量の関係ですけれども、以前、河津桜まつりの期間に、天城北インターができたときの交通量を調べましたけれども、確実に縦貫道ができることによって交通量が増えるということが実証されております。そういう面では、交通量が増えるとともに、利便性が向上するわけですので、実際皆さんが通られて、天城北インターチェンジができることによって、縦貫道の効果は3つぐらいあると言われておりますけれども、1つはやっぱり時間短縮だとか、利便性の面で、誘客だとか物流がまず大きく変わるということ、2つ目は、やはり医療体制の問題、特に当地区は第3次が伊豆の国市の順天堂医院ですので、道路が、縦貫道ができることによって短縮されて命が救われるという点、それから3つ目は災害のことでございます。災害時には当然町からいち早く脱出させるということもありますし、もう一つは、逆に応援部隊がそのルートを使って河津に入るといことも考えられますので、大きく3つの効果があると言われておりますけれども、そういう面でもこの縦貫道は重要だと思っておりますので、今後とも早期の完成と、河津町内どうやって受け入れしていくのか、町の計画に沿って進めていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） 私の質問の仕方がちょっと曖昧だった部分があるのかなと思うんですが、今私が質問させてもらった部分は、いわゆる伊豆縦貫道の2期工事部分の開通が2年以内、4年度中にとということで、いわゆる禅の湯さんの前の川横のあそこから、天城峠を今ま

でのルートどおりに越えてきます。そのうちのどの程度の車が新しい縦貫道の2期工事部分の小鍋・逆川間のトンネルを使って下田のほうへ行ってしまうのか。その交通量のある程度の想定を出しているのかなというのをお聞きしたかったんですけども、なかなかどの程度と出すのは確かに難しいかもしれないんですけども、ある程度町としては想定をして対策を立てないと、極端なことを言いますと、7割、8割の車がそっちの新しいほうの道を通って行ってしまっ、じゃ、帰りは海岸線を通って、河津は完全に素通りされて終わってしまうよと。今の現状は、取りあえず下田に行くにしても、南伊豆に行くにしても、河津の町内を一旦通過をした形で通ってくれているのが、2期工事区間の小鍋・逆川間のあのトンネルを使って、下田のほうへ直接ダイレクトに行ってしまうということが、河津町にとってのダメージが非常に大きくなるだろうと想定されるので、その辺の想定は相当難しいんだろうとは思いますが、その想定を出してほしいなということで質問させていただいたんですが、この後の質問と併せて、もし町長の考えがあれば追加でお答えください。

次に、ある程度というか、かなり正直言って、交通量は減ると思います。ですけども、河津町、黙って指をくわえて見ているのではなくて、あらゆるアイデアというものを出して、河津に呼び込むんだと。先ほど町長もおっしゃっていましたが、これから考えるんだということでしたけれども、これまでに、どういった計画が、いわゆる河津町第5次総合計画ですとか、まち・ひと・しごと総合戦略ですとか、河津桜まちづくり計画ですとか、そういった大きな計画はあるんですけども、まだ個別的に計画、細かい施策というのが出ているとは思えないので、もしその辺、ちょっと素案でも構いませんので、考えているものがあれば、進捗状況等踏まえて教えてください。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまのご質問で前問に関する再度のご質問と、もう一つは、当町に呼び込むための施策の話だと思います。塩田議員がお尋ねの最初の質問についても、私も同じような認識で答えたつもりでございますけれども、私は確かに仮称の河津インターと仮称の逆川インターチェンジ開通することによって、ある程度の影響はあるとは思いますが、根本的には、やっぱり天城峠区間が開通することが一番大きいのかなと思っております。

それで、今回の場合ですと、天城峠越えて一般道、国道通ってくるわけですけども、中には東伊豆へ行く方もいるでしょうし、あるいは下田へ行く方もいると思います。その中で、下田方面に向かう方がどの程度利用されるかなということが一番心配されるわけですが、

も、確かに心配な面もありますけれども、現実的に統計は取っておりませんけれども、ただ利便性が高まることは確かだと思います。そういう面で、統計的なものも取っておりませんけれども、影響については、あくまで想定ですけれども、少し影響あるにしても、根本的な大きく動かすような、そういう大きな影響は、私としてはあまり今のところ考えておりませんけれども、ただ、議員がおっしゃるように、ただ、手をこまねいているということではなくて、そういうことも心配されますし、特にインターチェンジ周辺の地域振興計画をいち早く進めなければならないということがこれからの課題だと思っております。

これは、前々から言っているように、やっぱり関係者の協力がないと、なかなか進まないのも事実です。実際、去年はコロナの関係で、なかなか地区に入って打合せ等ができなかったということもありますけれども、特に今考えているのは、当面は逆川地区、あるいは梨本七滝地区、これを計画の中にありますけれども、ブラッシュアップをして、もう少し観光面だとか、あるいは農業体験みたいなものを含めた中で、もう一度その地区の梨本ですとか、逆川地区の方と一緒にブラッシュアップをして、もう一度再度練り直した中で、協力を得ながら進めていくことが当面の私は対策なのかなと思っておりますので、そういうことで、逆川インターにしても、そこへ下りてもらおうような、地元へ下りてもらおうような仕組み、それから、河津インターのところから乗るんじゃなくて、七滝へ逆に行ってもらおうような、そんな仕組みを当面やっていくことが大事じゃないのかな、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） 町長のあまり交通量については大きな変化は想定していないと受け止めていいんでしょうかね。だとすると、私は非常に心配を、危惧しています。というのは、当然町長今、おっしゃった逆川地区、梨本地区のブラッシュアップ、当然もともと持っている素材としては非常にいい観光素材と私も当然思っておりますし、ですけれども、現状のPR方法とか、梨本地区かなり頑張ってくださいますので、呼び込みというのはできるんですけれども、梨本地区だけで全町の今までの経済部分をカバーできるかと言えば、そういうことはない。

今後天城区間、峠区間が開通するまでは、どんなに早くても15年はかかるだろうというような話の中においては、当面、じゃ、どうするのかという話を、現状今住んでいる我々は考えていかなきゃいけないと考えると、梨本地区で一旦下ろして、消費をしてもらう。そういうことがあっても、やはり河津インターで下田のほうに行ってしまったら、かわづの里のほ

うには全く人が下りてこないという状況も考えられるわけです。逆川のインターチェンジにおいては、ハーフインターになるわけですから、完成予定図を見させてもらいましたけれども、あの形状から言って、果たしてバガテル公園のほうに、ましてかわづの里のほうに、逆川インターから下りて戻ってきてくれる形状なのかなと思うと、私はそれはかなり厳しいものがあるだろうと、よくて10台に1台ぐらいの割合でしか、そっちにはいかないんじゃないかなと、正直思います。

そういうことを考えると、非常に危惧されるわけですね。だからこそ、梨本地区のブラッシュアップ、逆川地区ブラッシュアップ、逆川地区は逆川地区、個体として磨いてもらって、いろんな観光客の皆さんに楽しんでもらう、お金を落としてもらおうような施策も将来的には考えていく、当然だとは思いますが、かわづの里の努力、湯ヶ野地区も当然そうなんですけれども、里の部分、駅前とか、そういった部分をさらに実は磨き上げることが一番重要だと思っています。その辺の計画も今後具体的な施策として、いろいろなアイデアを出しながら、考えて、それがもう2年を切ってしまった中で、今から間に合うのかなというのがちょっと心配だったので、今回質問させてもらいました。その辺について、もし町長一言あればご答弁ください。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 考え方といいますか、私としては、仮称の河津インターと仮称の逆川インター、当然開通されるわけですが、実際は分かりませんが、根本的な大きな問題というのは、やっぱり天城峠区間が開通したときが一番大きいかなと。それに向けて大きな、例えば誘客対策とかそういうのができるかなということを中心に、今後やっていくしかないかなと思います。あと2年の中で何ができるかというのは限界があるかと思います。ただ、こここのところに来て、大変有利な動きと言いますか、あるのは、また今日後ほど議員の皆さんにはお話をさせていただきます、やっぱり過疎地域の指定の中で、大きな起債等の部分が利用できるということがあって、それも交付税措置がされるということで、財源的には大変有利な部分があります。過疎地域を指定して、国がそういうのをつくった目的として、やはりこういう小さい市町が今後どうやって持続化して生きていくかということのために、もう一度地域を見直して、過疎を脱却するための、そういう施策を応援していこうという、国の制度だと思えます。特に今回は、国の過疎の目的がそういうのが強いような気がします。どうやって持続化させていくか。できれば過疎を持続するような、今までみたいな、財源的なただ援助をしていろいろやるということじゃなくて、いかにして必要なものを

つくって、どうやって持続していくかということで大事だと思います。

そういう面では、これから、特にこの町にとって重要なのは、過疎地域になった財源を有効に使うということも大事ですけれども、何をやっぱりどういう形でやっていくか。ただつくればいいというものでもありませんので、これから、いろんな面で必要なものも変わってきますし、昨日のご質問であったごみとかし尿の問題も、当然関わってきますし、あと、広域でやっている消防の問題とかいろんな問題が関わりますし、特に公共施設の延命化とか、長寿命化なんかのこともありますし、その中で新たな対策として何をやっていくかと。それにはやっぱり有利なそういう財源を使って、必要なものをやっていくということが大変大事だと思っております。そういう面では、今回の過疎地域の指定によって、過疎計画に載せれば、ある程度誘客体制も十分、縦貫道の関連の対策が十分取れるんじゃないのかなと思っております。

それと、もう一つ、先ほど塩田議員のお尋ねの中で、1か所だけという町内の観光の考え方なんですけれども、七滝地区へ下りたから、そのまま下田行くんじゃないくて、その下りたお客さんをどうやって町内に回すかという仕組みをやっぱりつくっていかなければ、河津町の観光は発展しないと思います。強いて言えば、河津町もそうなんですけれども、やっぱりお客さん自体が伊豆全体に来てもらうような仕組みもその上で考えていかないと駄目だと思います。ですから、その中で河津が、伊豆地区に来てくれたお客さんがいかに河津の町内に長い時間滞留してもらうか。あるいはどうやって周遊してもらうか。

今までは、数と呼ぶという観光だったと思いますけれども、これからは、時間を費やす、そういう観光。だから、そういう周遊をしたり、内容を濃くしたりしてやっていくという、そういう面では、私は上地区の場合は、資源豊かなもので、もう少しゆっくり歩いてもらうとか、自然を散策してもらうということだとか、そういうことも含めて、上地区の観光というのは、そういうふうにシフトしていくと、さらに多くの時間を費やすことができますので、その中で、また魅力を発見されて、それで、地域の経済も少し潤っていくようなこともあるかと思っておりますので、そんなことも含めて、今後インターチェンジについては考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） いろいろ広域連携のほうとも絡めて、下田を含めた賀茂圏域の、いわゆる町長の言った周遊的な楽しみ方、そういったのも含めて、ぜひ開通するまでには2年で

すけれども、その後も含めた形で、とにかくコロナが収束した後は観光客の皆さんに十分来てもらえるような体制づくり、ぜひ進めていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

では、次の質問に入ります。

次の質問、職員からの新規企画の提案についてということであります。先ほども言いました上位計画、第5次総合計画ですとか、まち・ひと・しごと総合戦略とか、河津桜まちづくり計画、そういった上位計画、ああいったものは、割と全体像を描いてある計画だと思うんです。細かな施策については、当然町当局の現状はどなたか考えていらっしゃるのか、町長がトップダウンで話を持っていつているのか、課長級の皆さんが、町長とお話をしながら、政策提言等をしてしながら、企画をしっかりと立ち上げていくのか分かりませんが、例えばの話なんですけれども、一般企業、私のような、うちの塩田屋本家という私の個人的な事業体の中でも、実はうちの現在6人いるパート、そういった中からも、店長、こんなことしたらいいんじゃないですかなんていう提案というのは、実は頻繁にあります。

実はそういった現場にいる人たちからの目線の提案というのは非常に役立つなということが多々あるんですね。河津町の役場の中でも、一般職員、特に若手の現場で最前線に立って町民と共にとか、現場の人たちと仕事をしながらの目線。こういった中から、こんなふうにしたらいいなにな、こんなこともできるんじゃないだろうかみたいな話を、今以上に吸い上げやすくするような河津町の体制づくりというのができれば、よりよい河津町の体制が整うんじゃないかなと思って、今回質問させてもらいました。

まず、1点目としまして、現在、あらゆる企画を立ち上げられておりますけれども、この時の手順といいますか、順序、こういったものはどんな流れ、手続を組んで行われているかお答えください。

それから、新規企画の提案があったときの対応については、現在どういった対応で、流れで、施策実現の流れに持っていつているのかというのを、2問についてお答え願いたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、塩田議員のご質問にお答えしたいと思います。

職員からの提案等の件についてお答えします。

まず、答弁の前に、私の考え方を少し述べさせていただきます。今まで私は町民の声を生かして、行政に反映していこうということを中心にやってきたわけなんですけれども、その中で、

やはり職員の声も生かして、やっぱり町民の声と一緒に職員の声も生かしながら、行政を進めることが大事じゃないのかな、それを強く感じております。特に昨年からのコロナウイルス対策の関係で、特に地方創生臨時交付金の活用について、どう町民のために使うかということもいろいろ職員と協議をしていく中で、職員のほうから大変すばらしい提案があったり、そうすると、また臨時交付金だけではなくて、今回のコロナのワクチン接種の関係についても、職員といろいろ相談した中で、町民のために、職員がいろいろ考えて対策をしてきていることが、やっぱり一つの成果としてあるような気がします。

そんなことを思った中で、河津町は、もともと、職員のほう圧縮してきた傾向があったものですから、特に現場サイドの声を聞きながら、どうしてもやっぱり人が少ないところに人を厚くしていこうということの中で、今年度7人新採を増やして、その中で、県との交流を始めたり、逆に県からお願いをして、技術者派遣をしていただいたりとか、そういう面で、職員のやっぱりマンパワーを生かすことが大変大事じゃないかなということで、大変その重要性を考えた中で、いろいろ今、比較をしている段階でございます。

議員お尋ねの職員の提案制度も、また制度設計の段階で、いろいろ思いはあるわけですが、でも、まだ正式に決まったものはありませんけれども、この制度設計まともれば、早めに対応したいと思っておりますけれども、その段階で、それぞれの私の思いですとか、担当者の制度設計の中で、いろいろやっておりますので、そういうことで確定はないということで、これから答弁したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

特に、今町で考えているのは、マンパワーを施策に生かす手段として考えているのは、職員も積極的な行政運営を心がけて、1人ひとりが自らチャレンジすること、あるいは高いコスト意識を持って、より効率的な業務を遂行するための制度として、支援を図ります。

これは2つの目的を持っております。1つは、町が今後生きていくための手段的な、活性化のためのそういう提案、もう一つは、コスト意識ということで、事務改善の部分、その2つを目的を持って、職員の提案を受けようかなと、そんなことで、今、制度設計の中では考えております。ですから、将来に向かって、当然町の制度による提案と、もう一つは事務的な改善を進めた中で、やっぱりコスト意識を持って仕事を進めていただくと、その2つの提案の制度を考えたらどうかなと、今、制度設計の中でそういうふうに考えております。

先ほど言いましたけれども、これまでのまちづくりの考え方として、住民からの声を生かしてきていたわけですが、併せて、やっぱり先ほど言ったように、職員の声を生かして行政を進めることで、やっぱり職員のスキルアップができてきますし、提案内容の実現に

向けたフォロー、町のフォロー体制によって、職員の自由で独創的な提案と、事務事業の効率化ですとか、併せてそれをやることによって、町民のサービス向上ができるのではないのかなと思っておりますし、将来に向けて行政も一体となってまちづくりを進めるための一つの手段として、こういうことを思っております。

まだまだ制度設計の段階で、詳細決まっておられませんけれども、事務方と詰めておりますので、一つの考え方として、今そんなことも考えております。

それから、新規企画の提案があったときの対応はどうしているかということでございますけれども、現在は特にそういうものはないわけですが、これからの考え方として、先ほど申したように、新規の新しい提案制度の中では、提案については審査会を設けて、結果を本人に通知をしまして、優秀な提案には表彰と記念品などの贈呈を考えております。審査の結果一定の評価を受けた提案については、町として、提案の事業化に向けて実施等の検討を行っていききたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） 現状はこういった制度はないということで、ただ、町長が今後いろいろ考えてくださる腹づもりでいるということはよく分かりました。

最後に評価制度をしっかりとということで、非常にうれしく思います。やはり人間きれいごとでなく、欲ってあると思うんです。特に若い人たちは、上昇志向といいますか、そういったのもあるので、いろんな提案して、僕の提案した事業が実現化して、町の役に立ったといたら、それがその子の本当に自信にもなるし、財産にもなる。それが町民の皆さんの利益につながっていくということになれば一番いいことだろうと思うので、ぜひとも進めていただきたいなと思います。

なぜ私が、職員の皆さんの提案をお願いしたいかというところについてお話しさせてもらいたいのが、よく予算配分のときに、町長が出す文章の中で、私のような経営者の目線から見ると、どうしても引っかかる場所があるんです。それは、小さな投資で大きな利益を生むよという言葉が毎年のように話に入ってきます。気持ちは分かります。ですが、河津町の職員さんの中にも、そのような天才な方が数多くいらっしゃるのかなと言えれば申し訳ないけれども、凡人の皆様じゃないかなと、私も含めて思うんですね。これは別に皆さんをけなしているわけでも何でもないんです。河津の町民の皆さん、凡人の中に凡人の集団の中から、みんなが一生懸命力を合わせて河津町を盛り上げるためにということで一生懸命仕事し

てくださっているのですが、決して変な意味に捉えないでほしいんですが、そんな中で、ただ一般の企業においては、じゃ、どうかと言えば、一般の企業は、大きな利益を得るとするならば、やはりそれなりのしっかりとした投資も必要なんだということは、これは重々分かっているわけです。

それから、よく失敗することは、やっぱり行政なんで、失敗することはなかなかできないんだという言葉も聞くことがあります。この気持ちも分かります。ですが、民間企業の考え方でいくと、いろんなものにチャレンジをして、10個チャレンジをしたうちの1つの企画が引っかかって成功すればそれはよしとするんだという考え方もあります。これが行政においてそれが通ずるかと言えば、相通じる部分ではないかもしれませんが。ただ、民間ではそういう考え方もあるということです。

ちょっと話が前後したんですけれども、何が言いたいかというと、当然、今後も行政マンの方々に提案をしてもらうわけですが、もしかしたら大きな費用がかかるかもしれない。だけれども、皆さんは、情報として、県や国から、いろいろな補助制度とか、そういったものを引っ張り出す知恵とシステムを持っています。民間にはそういうのはなかなかないんです。最終的に100かかる投資の内の半分は国や県が持ってくれる。よければ、中には、たまには100%国や県が持ってくれる。こんな事業を進める方向も取れることもあるわけです。これは、民間の方々からの、一般町民の方々からの提案では成し得ないことだと思うんです。これは行政に携わっている人間だからこそが知り得る情報でもあると思いますので、そこをぜひとも若手職員にあらゆるものに興味を持った上で、そういったことに、あ、自分が考えた企画なんだけれども、金がものすごいかかっちゃうけれども、でも、待てよ。こんなシステムがあって、補助金ももらえるなとかということ調べる。いろいろ調べる。それも調べることによって、勉強することによって、その職員の皆さんの財産にもなっていくんだろうと思うんで、さっき言った町長の評価制度を取り入れるということによって、職員の、特に若手職員の、意欲をかき立てるような制度づくりをしてほしいなと思います。

ちょっと通告の質問事項とは変わってきてしまった部分があるんですけれども、職員の研修の参加について質問させてください。

好きこそものの上手なれなんていう言葉がよくありますけれども、若手職員の皆さんが、嫌々ながら上から言われた仕事を一生懸命やらなきゃならない。これは分かりますけれども、自分で、こんなことを思い立ったとかというと、それは好きなものになるかと思うので、どんどん吸収力が上がるということで、研修の今、制度というのは、いろいろレベルアップ

とかの中で、研修いっぱいしていると思うんですけども、現在の研修制度に、それぞれ職員の皆さんが自由選択できるような制度があるのか教えてください。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、職員の研修についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、先ほど議員がお尋ねの中で、私も答えた中で、一定の評価を受けたものについての取扱いについては、そのような形で、町として優秀なものは取り上げていくような、フォローできるような体制を取りたいなと思っております。特に議員が言っているような、小さな投資で大きな効果とか利益という、これはお金を積めるということではなくて、先ほど議員がおっしゃったように、町民から頂いている大切なお金をいかにして有効に使うか、それにはやっぱり職員の目線の中で、ただつくればいいというものではない、財源も考えながら、やはり町のお金なるべく少なくして大きなことができるんだったら、そのようにこしたことはないわけですので、そういう目線で考えてくださいよということの意味合いもあるかと思っております。当然大きな事業でも必要なものであったり、そういう費用がかかるものであったりしても、やはりその効果だとか考えた中で、必要なものはやっぱりやっていかなきゃならないと思いますので、そういうことで町としても今後も取り組んでいきたいし、職員にもそういう目線で取り組んでほしいなと思っております。

それから、河津町は今、若い職員が大変多くて、特に30代の職員なんかほかの町より相当多いような気もいたします。そういう中で、多くの職員がいろんなことを多分考えていると思ひまして、実際、私もなかなか若い職員と話す機会もないものですから、管理職とは日常的に結構話をするんですけども、考えたことが比較的、変な話なんですけれども、つかみ切っているのかなと、自分でもよく分からないところもありまして、こういう提案制度をつかうことによって、若い職員の声も聞くことができるのかなと、そんな効果もあるのかなと、私自身はそういうふうに思っています。ですから、逆に、いろんなアイデアが出てくれたり、提案が出てくれることによって、私自身も変わるし、町自体も変わっていくんじゃないのかなと、そんな期待もしております。

それともう一つは、今、考えているのが、全職員を対象にして、この提案制度を考えているわけですけども、それも、提案の仕方として、今考えているのは、一個人の提案もいいんですけども、場合によっては2人以上のグループで提案をしていただいて、そんなことも考えていくことによって、職員同士のいろんな考え方がぶつかるものですから、そういう中で、スキルアップだとかいい提案が出る可能性もあるものですから、一個人に絞らないで、

複数の部分の提案も考えていったらいいのかなど、そんなふうに思っております。

それから、研修の選択の問題でございますけれども、職員研修のほう今でも当然やっているわけでございますけれども、これは年度初めに副町長を委員長として、研修委員会というのがございまして、年間の基本的な研修はそこで決めております。

また、自主研修制度につきましても、本人の申請によって、認められれば受けることもできます。そのほかにも、研修委員会を通さない各課において、それぞれの技術のスキルアップだとか、必要な研修についても、できるだけ受けさせるようには対応しております。そういうことで、後ほど副町長にこの点については答弁させます。

それと、研修課題について、自由な研修制度があるものですから、これはなかなか本人がテーマを持って研修するというのは、なかなか現状では活用されていない状況もありますけれども、この辺についても、後ほど担当課長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 副町長。

○副町長（土屋晴弥君） 研修の関係については、先ほど町長が申しましたように、年度当初に研修委員会を開催をいたしまして、研修計画を策定をいたしました。職員には、市町職員を対象としました広域の研修、それから、県が委託をして実施をしております委託研修。それから、土木の技術や設計技術を学ぶ専門研修などがございます。そういうことで、職員としてどうしても身につけなければならないものについては、割り振りをして研修を受けていただいております。多くある研修の中で、43項目の研修に年度当初77名、延べでございますけれども、職員を割当てをしてございます。

研修の割当てをする考え方といたしましては、職員の基礎知識の習得、スキルアップのために新規採用職員研修に始まりまして、中堅職員研修、それから監督者研修と職責に応じた研修と、それから、どうしても業務をする上での必要となる地方自治法研修、地方公務員法研修、それから、行政法とか、法制執務の研修などにつきましては、職員に必ず研修を受講するように年度当初に割り振りをしているところでございます。そういうことで、これらの研修を通じて、職員としての知識の習得、能力向上によりまして、効率的な行政運営ができるように、研修を選択しているところでございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） 私のほうからは、自らが研修会とかを選べるシステムがあるのか

ということのご質問がありましたので、そちらのほうの答弁をさせていただきたいと思えます。

町長のほうからも答弁ありましたけれども、職員の自主研修に対する補助等の制度について説明をさせていただきます。

河津町職員自己啓発研修費助成要綱というものが制定されておまして、これは、職員の自主的な研修や職務と関連する資格などを取得し、職員の自己啓発及び研さんの意欲を持って、効率的な行政運営を目的とするために制定をされております。

自主的な研修は、係長級未満の若手職員2名以上で構成するグループを対象に自主的に行う研修の費用を自己負担するものに対して、上限1人1万5,000円までを町のほうから補助するものでございます。

また、職務と関連する資格取得等、またその資格を持っているもののスキルアップ、そういった者に対する資格や免許を取得する費用の自己負担を要するものに対し、上限5万円までを町のほうから助成すると、この2つの助成内容になっております。

平成28年度からこの制度を運用しておりますが、28年から5年間、令和2年度まで、一応45名の職員が利用しております。この中には、当然資格を取得した者もおります。

今後も職員には当該制度を積極的に活用して、スキル及びレベルアップを図り、住民サービスの向上に努めていくように周知をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） いろいろ研修制度は既にあって、ただ、当然必須な研修は受けてもらう。ただ、自由選択できる部分についてがあまり自由度がないのかなというのが多少感じました。

今後アフターコロナですとか、縦貫道完成後のもし僕が想定するようなことになってしまっ、動線が変わって、河津町が本当に疲弊してしまうなんていう状況になったときには、これまでの既成の考え方を脱却するような、斬新なアイデアで現状を脱却するような、打開するような、本当に突拍子もないようなアイデアでも思い浮かぶようなことでもない、河津町が将来生き残っていくということが難しいのかなと思うので、ぜひ、副町長には、職員の皆さんが今ある制度でも結構ですから、自由に自己研磨できるような、自由選択できるような研修、そういったものができるような空気感づくりをぜひお願いしたいなと思えます。本当に河津町は若手、町長言ったように若手職員、僕が見ても優秀な方いっぱいいらっしゃる

るなど思うんです。僕らの世代とは違って、随分優秀な大学を卒業して、河津町の役場に入庁して下さっている若手の職員たちもいっぱいいらっしゃるので、勉強すればそれなりの結果をきつと出してくれると僕も信じておりますので、町民の皆さんもその辺はきつと信じてくれると思います。町民のために今後も、町長以下皆さん頑張って支えていってほしいと思うので、切磋琢磨をしていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで、質問を終わりたいと思ひます。最後の質問はちょっと省いちゃいました。よろしくお願ひします。ありがとうございます。終わります。

○議長（上村和正君） 6番、塩田正治議員の一般質問は終わりました。

11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◇ 遠藤嘉規君

○議長（上村和正君） それでは、4番、遠藤嘉規議員の一般質問を許します。

4番、遠藤嘉規議員。

〔4番 遠藤嘉規君登壇〕

○4番（遠藤嘉規君） 4番、遠藤嘉規です。

令和3年第2回定例会開催に当たりまして、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

私の質問は次のとおりです。

1件目は町内の落書き対策について。

2件目はコロナ禍における観光産業について。

3件目は高潮被害対策について。

以上、3件でございます。

町長及び教育長、関係課長の答弁を求めます。

質問に先立ちまして、先だって5月9日、10日の期間を使って、バガテル公園でドローンの学校、免許習得の学校が開催されました。民間の事業者の方がバガテル公園の施設を、レストラン棟の施設を使ってということで開催されたわけなんですけれども、5年ほど前でしょうか、私が初めてドローンの活用についてというような質問をしたとき、ドローンとは何なんだというところから始まって、正直言って町のドローンに対しての考え方というものがものすごく前向きではなかったなというふうに感じたのを覚えています。それから、数年たって、現在町の施設を使って、民間の事業者がドローンの学校を開催するというのは、ものすごく大きな進歩なのかなというふうに感じております。ぜひバガテル公園は上空からドローンで見ると、日本国内でもトップクラスにすばらしい景観を誇る施設だと思いますので、そのような活用も含めて、また今後積極的に対応いただけたらありがたいなというふうに思います。

それでは、質問のほうに移ります。

町内の落書き対策についてということで質問をいたします。

昨年の中で、伊豆新聞の記事にもなったので記憶に新しいところだと思います。東小学校に隣接する旧朝日幼稚園の壁に、黒いスプレーを使ったと思われる大きな落書きがされる事件がございました。学校施設に対する悪質ないたずらということで、とても残念な事件だったと。教育上、子供たちが集う場ですので、教育上もとてもよろしくない事案だなと感じております。その際の町の対応というのはどのようなものだったのか。落書きの削除に至るまでの対応をお伺いしたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、遠藤議員の町内の落書きの関係で、旧朝日幼稚園の落書きの対応についてお答えします。

この件につきましては、担当課長より経緯について答弁いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） それでは、旧朝日幼稚園の落書きの対応ということで、経過を含めて説明させていただきます。

旧朝日幼稚園の落書きにつきましては、令和2年12月14日朝に、東小学校の教諭が、通勤時に発見し、教育委員会、学校教育係を通じて、町有施設管理担当であります総務課の財政係に連絡があったところです。

同日、財政係と学校教育係にて現地確認を行いました。落書き箇所は旧朝日幼稚園舎の1階、2階、外壁のみであることを確認しております。財政係が帰庁後、河津交番に落書き被害について相談をいたしまして、午後1時から下田警察署刑事課、生活安全課による現場検証等を受けました。それを受けた後に被害届を提出しております。また、再発を抑制するために、伊豆新聞に情報提供し、翌日の新聞掲載となっております。

なお、落書きの消去につきましては、令和3年第1回定例会におきまして、令和2年度補正予算にて予算計上させていただきまして、全て除去しているところであります。

以上です。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 12月14日の朝、落書きが発見されて、警察等々も動いてということなんですけれども、いたずらというレベルから一線を越えた明確な犯罪行為だなというふうに感じるんですけれども、河津町では、現在交流人口の増加、移住者の増加を目指して、ものすごい各種努力をしている真っただ中だというふうに認識をしているわけなんですけれども、特に若い子育て世代の移住者というのは、どこの町でもどうにかして来ていただきたいというふうに考えている対象かなと思います。移住する側の考え方からすると、大前提として、その地に移住して子育てをすることであれば、地域の治安というのは、大変気になるポイントであります。

大手ハウスメーカーのホームページですとかそういったものを見てもと、土地を購入する前に、移住するのに土地を購入する、建物を購入する、その前に治安を見極めるための方法という特集記事を組んでいるものがございます。その中の一番最初に出てくる項目というのが、その自分たちが住もうとしている土地、その周辺に落書きがあるかどうか、ゴミがあるかどうか、この2点をまず最初にチェックするべきだと、これで全てが分かるというぐらいまでしっかりと書かれてございます。旧朝日幼稚園の壁の落書き自体は削除されたわけなんですけれども、東小学校の入り口にある建物、こちら民間のものなんだろうとは思いますが、そういったものの落書きというのはまだ残っているんです。東小学校を国道側から入っていくと、東小学校行くまでに、私ちょっと見た限りでは2か所ほど落書きがございました。そのほかを含めて、結構町内ちょこちょこ見ると落書きが目につくところというのがあるんです。落書きを消すのであれば、被害に遭った学校施設のみならず、その周辺をまとめて対応するというのが必要なんじゃないのかなというふうに思うんですけれども、そのあたりは検討をされているのでしょうか。

また、町内各所民地、民間の建物、公共的なもの含めて、落書きがどの程度あるのか、そのあたりを把握しているのかどうかをお伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの町内の落書きの把握の件についてお答えします。

先ほど議員がお尋ねのように、落書きが治安の維持に関係することは、よくテレビなどでシャッターだとか壁などの建物に大々的に落書きをする光景などを見ることがありますので、その辺については、理解ができるところもございます。

先ほど議員がおっしゃったように、移住定住や土地購入に関係したりすることは、私は、河津町の現状の中では、あまり影響が及んでいるとは、私自身では、私個人としては、今のところ考えが及んでおりません。現状も実はあまり把握できていない状況でありまして、私の行動範囲の中では気がつかないのかもしれませんが、先ほど議員お尋ねのように、東小上るところの右側の小屋といえますか、そこに落書きをした部分も見てまいりましたけれども、そんなことも言われて気がついたところもあったものですから、一応現状はその点については確認をしてまいりました。

それで、議員がお尋ねの落書きを消すことについて、学校周辺に限らずないほうがよいのが当然でありますけれども、町が個人の所有物まで消すことについては、今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） たかが落書きなんで、日常的にちょっとした落書きがあるというのは、見慣れてしまうとあまり気にならないというところもあろうかというふうに思うんですけれども、防犯の面という、先ほど町長もおっしゃいましたけれども、防犯の面というところから、落書きはどんなものなんだというのを調べてみますと、初めは意味のない文字であったり、例えばちょっとしたイラストのようなものであったり、そういったところから、落書きが始まると。放置をすると、その意味のない文字だったりイラストというものがどんどん増えていく。さらに進むと、それがどんどん大きくなっていて、どんどんエスカレートしていくというのが、落書きの流れとしてあるそうです。

この界限において、この伊豆半島界限において、多分今一番落書きがひどいことになっている場所というのが、東伊豆町の大川の海沿いにあるホテルの建屋が残っているものがあるんですけれども、廃墟になったものが、そこを見ていただくと分かるんですけれども、一番

最初は、私が記憶している限りだと、すごいすみっこのほうに小さな落書きがされていた。それがだんだんだんだん大きくなって行って、今ものすごい落書きし放題な建物になっているんです。世界的に見ると、バンクシーなんて言って、落書きなのかアートなのかというような話もございますが、少なくとも、あれはもう落書き、犯罪行為なのかと。この落書きが進んでいくと、その落書きの中に、個人を差別したりだとか、誹謗中傷したりだとか、そういった落書きが出てくるそうです。そうなる、これは看過できない、ほっとけないという話になって、初めて自治体が、じゃ、これを消さなければというふうに動き出すと。大体この個人だったり団体だったりを中傷するような落書きが出てくると、露骨に治安が悪化し始めるそうです。防災の専門家、そういったものを行っている方々からすると、落書き被害に遭ったとき、見つけたときは、速やかに警察に通報するべきだというようなことを言っているんですけれども、町としても、この落書きを許さない、徹底した対応というものが必要ではないかと考えます。

先ほど河津町の対応としては、警察に通報して、伊豆新聞でも取り扱ってもらってということだったんですけれども、自治体地域で、警察と連携して、犯人捜査をしっかり行くと。官民の所有問わずに、積極的に落書きを消して行って、そのかかった費用というものは、その犯人にしっかりと請求をするということであれば、一方的に町がお金を投入して、民地のものを対応するとかという話じゃなく、対応ができるのかなというふうに思うんですけれども、そういった徹底した対応、姿勢というものを、町が見せていく必要があるかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまのご質問の中で、積極的に消す対応についてお答えしたいと思います。

今日、伊豆新聞にも出ておりましたけれども、南伊豆で、看板等の汚染の関係が載っておりましたけれども、何よりも、私もやっぱり他人に自分の財産について、やっぱり汚染行為を働いたのが犯罪であると思いますんで、まず警察に被害届を出して、警察の対応をお願いすべきだと思います。その結果が今日、南伊豆の町が届けを出して、その結果であると思います。そういうことで、警察の対応で解決できたものかなと思っております。

まず、議員がおっしゃるように、大変心配は分かるわけでございますけれども、落書きが町全体に広がったり、それこそ目に余るような光景になったときには、当然影響がありますんで、町としても、当然それぞれが警察に届けを出して、町としてどうするか考えることも

必要だと思えますけれども、現状では、今の段階では、町として他人のところまで町が手を加えて、それについて、落書きを防ぐことができるかどうかという、そこまでは今のところ、環境の維持のために、そこまでは今のところまでは考えていないというような状況でございますので、町としては、今のところ、それぞれが被害届を出してもらって、町の場合には、そういう形で今回は対処したということでございます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） あまり目につかない範囲というところであれば、どうしても気にならないというふうになろうかと思いますが、目についたときにはかなり悪化しているだろうというようなことがございます。ぜひ今後の対応策ということで、移住定住促進の面を側面からサポートするというようなところも含めて、ぜひこの落書き対策、まだ小さなものであるうちに、徹底的に芽を摘んでいただけるように、対応を検討していただきたいと思います。

続きまして、2問目に移らせていただきます。

コロナ禍における観光産業についてということで、質問をいたします。コロナウイルスの世界的感染が始まりまして、1年半が過ぎております。ついに河津町でも高齢者向けのワクチン接種が始まりました。1か月ほど前になるんですけれども、5月5日のニュースで、ワクチン接種が日本よりもはるかに進んでいるイスラエルの保健省と、ワクチンの製造で有名なファイザー製薬が記者会見をしております、1月から4月までの感染状況を分析して結果を発表をいたしました。それによりますと、1回目の予防接種の後、7日から14日後の結果では、ワクチン接種の効果が57.7%、2回目のワクチン接種から7日後には95.3%の感染予防効果が見られたということで、2回の接種がとても重要だということを強調していました。イスラエルは世界で一番最初にファイザーのワクチン接種を国を挙げて、国民全員に接種をさせるということを取り組んだ国ということで、今もう世界で一番進んだ、成功している国なのかなというふうに思うんですけれども、このニュースを見て、何をやってもなかなか対応に難しい、苦慮しているコロナ対策というものに対して、明確な希望の光が差したのかなというふうに感じております。まだまだ状況が好転していないわけなんですけれども、コロナ禍において、町の経済対策として取り組んできた中で、去年からずっといろいろ各種対策を行っている、政策を行っているわけなんですけれども、問題点ですとか、課題点ですとか、そういったものがあればお伺いしたいなと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、遠藤議員のコロナ禍における観光産業、これまでの経済対策についてお答えします。

まず、私ども河津町は、伊豆地域のほかの市町と同様に、観光に依存している部分が大変大きいと思います。まして、首都圏のお客さんが多いということで、県内だけではなくて、首都圏との関わり合いもあって、昨年来の状況を見ますと、大変大きな影響を受けている。そういうことで、今後も、特に、長期化今しているものですから、資金的なものもいろいろ借り入れたりしている状況もあるようですけども、ただこれから先がなかなか厳しいということも、町内の事業者から聞いておりますので、町としても、今後それも意識しながら取り組まなきゃいけないなと思っております。

ただ、一方では、町民、来てくれた人の健康、安心・安全も重要な面もあるものですから、その辺をいかにしてやっていくかということ、あるいはもう一つは、先ほど遠藤議員がおっしゃったように、ワクチンをいかに早く進めるかということが、根本的な解決につながるような気がしますので、今後もそんなことを進めていきたいなと思っております。

それでは、昨年からの経済対策について、数々の施策を行ってきておりますので、その辺についてご答弁したいと思います。

ご存じのように、これまで経済対策として、国ですとか県の制度を使って、支援ですとか、町独自の支援もやってきましたが、それぞれの事業者が、個人で収入が減少したりして、それぞれ事業者ごとに支援を受けたりする制度も利用しているかと思っております。町としては、これまで商工会を通して、小規模事業者で一定の収入があった人を対象にしまして、事業継続の支援について、昨年の6月に行ってきました。そのとき約400事業所が対象として見込んだわけでございますけれども、実際申請を受けてみますと、減少率が月10万円以上ということでやったわけでございますけれども、その制度にはまらないという方もあったり、月に10万円の減少というこの該当にならないという事業所もあるということで、その内400件を想定した中で、約260件が対象になったということで、こっちが想像していたより申請が少なかったなということでございます。この260件については、10万円の給付を行いました。その後を通して、需要喚起のためのプレミアム商品券や工事券の発行や、おもてなし補助制度など、昨年は事業を行ってまいりました。

また、観光面では、8月より宿泊者について、抽せんで1人3,000円相当の地場産品を送り、これは農業振興、あるいは漁業振興も兼ねて地場産品を送り、リピーターの獲得の事業などを行いまして、併せて地場産品の活用によりまして、一次産業の需要も喚起を兼ねて推

進をしたところでございます。

その後でございますけれども、特に昨年度、河津桜まつりの中止もあったものですから、特に今年度はその影響が大きく受けたということもありますので、この経済対策に重点を置いた事業展開を行ったところでございます。

特に、令和3年度予算を前倒しをして、河津の場合には、早く対応しようということで、令和2年度の3月補正予算という形で、令和3年度のを前寄せて事業を行っているというのが現状でございます。ほとんど繰越明許の予算になっておりますけれども、そういう中で、いち早く対応をしようということで対応しております。

そういう中で、現在繰越で行っている事業としては、第2弾として、国の持続化給付金や昨年商工会が実施をした新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金を受給した小規模事業者を対象とした小規模商工業者事業持続化補助金を支給したりしております。1月の売上が、昨年の反省も踏まえて、5万円以上、15%以上の減少や、開業して1年に満たない事業者を対象としまして、昨年支援金を受給できなかった事業者にも幅広く支援できるように配慮をいたしました。

また、水道料金の2か月の減免措置や、商工会を通して、50%のプレミアムがついた商品券の発行や従来の工事券やおもてなし工事補助制度も継続して行っております。

また、観光協会を通して行っている、泊まってくれてありがとうキャンペーンも、好評なことから継続をして支援を行っております。

そのほかにも、町内に住むコロナ禍でアルバイトもままならない、苦しい生活を送って暮らしている学生などの生活支援も行っております。

まだまだ手が届かない支援の方もいると思われそうですが、町の財政状況も加味しながら、河津町としてできる限り経済対策に知恵を絞り、実行していきたいと思っております。

特に、本日なんかは、プレミアム工事券が、商工会の補助事業として15%プレミアムがついた工事券が観光交流館の2階で販売されているわけですがけれども、私も朝のぞいてみましたけれども、既に40人ぐらいの方が並んでいるような形で、河津の場合はプレミアムエール商品券と、工事券と、大変有効に使われているのかなと。2つの事業を合わせても、約1億円ぐらいの事業になるものですから、そういうことで、工事券、あるいは商品券が町内の経済に少しは寄与できているのかなと思っております。

今回の国や県の交付金に関する経済対策事業が総額で事業費約1億3,524万2,000円、プレミアム分の上乗せを含めた中では2億1,124万2,000円の波及効果ということで、特に今回は

河津桜まつりの中止ということで、大変大きな経済の影響を受けたということがあったものですから、経済対策を中心として、このような予算を組んで、昨年と今年と継続して行っている、そういう状況でございます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 町長先ほどおっしゃったように、首都圏の影響がとてもでかいというのは、観光産業に関しては本当にそのとおりだなというふうに感じております。このコロナウイルスが中国から始まった前例のない世界的なウイルス災害というところで見ますと、日本をはじめ、世界中の各国取り組んでいる中で、なかなか解決の糸口が見つからないというのが続いているわけで、そのファイザーの予防接種で、関東圏の方々が7割の方が予防接種をして、伊豆、静岡の方々が7割予防接種してということになると、集団免疫というものが明確に動き出して、新規の感染が広がらないというような話なんですけれども、そこまではない現状においても、生活するためには働かなければならないというところで、観光業界というところで見ますと、やはり過去に例を見ない厳しい状況なのかなというふうに感じております。

この町の主要産業というところを観光だという前提で質問させていただきますと、第3波、第4波と、昨年から今年にかけて来ている中で、去年の秋から始まったG o T oトラベルが途中で中止になり、年末年始も感染拡大で自粛だということになり、今年の桜まつりも中止になり、その後の春休みも自粛になり、ゴールデンウィークも自粛になり、周辺で言うと、黒船祭なんかも中止になるということで、観光に関連する事業、イベントはことごとく中止になっております。県がゴールデンウィーク明けに企画していたしずおか元気旅というものもありましたけれども、これも事実上今停止というような形になっているんで、先がどうなるのかがちょっと何とも言えないですけれども、実質これも動いていないと。この夏の観光シーズン、これも正直現状このままどうなるのかがさっぱり分からない、予断を許さない状況なのかなと。

プレミアム商品券だったり工事券だったりというところで考えると、町内の多くの一般町民の方々に対しての手当てということではすばらしい取組なのかなというふうに思うんですけれども、観光というところに特化して考えると、なかなか厳しいのかなと。この状況というものを、どんどん中止になっていってしまっただけで、現在にあるわけですが、この状況というのを町としてはどのように捉えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの議員のお尋ねの、現状をどう見ているかということだと思います。実際はコロナ禍の影響も長引いて、また第4次の感染拡大だとか、あるいは一方では変異種の問題もあり、大変心配をしている面もございます。さらに、首都圏を中心とした緊急事態宣言の発令など、依然当町にとっても厳しい状況ではあると思っております。議員お尋ねのように、観光業に依存する業者にとっては、関東圏での緊急事態宣言の発令により、観光客の減少が大きく影響しているということも当然ですし、私も大変大きな問題だと思っております。

ただこれは、1つの町だけで考えられる問題ではなくて、特に首都圏の緊急事態宣言なんて大変大きな問題で、それと、あとワクチン接種についても、当町比較的早く進んでいるわけですけれども、都会の大きいところではまだまだ進んでいなくて、本当に集団免疫が効果を発揮するのは秋ぐらいになってしまうんじゃないかという、そういう不安もございます。そういう中で、最終的には集団免疫ができて、みんなが来られるようなことがいいと思いますので、そんなことが最終的な着地点になるかと思うんですけれども、それまでの間がどうつないでいくかということが、すごい大事なところだと思っております。

私どもも賀茂地域の首長さんだとか、県の地域局なんかとも現状をいろいろ分析をしたり、対策を練ったり、意見交換をしたりしているわけですけれども、特に最近、それぞれの伊豆地域の首長から出る言葉が、東京は緊急事態宣言が出されて、感染者が多いわけですけれども、県内でも、その影響を受けたか分かりませんが、レベルが、県の警戒レベルが上がったということによって、それも一律レベル5に上げてしまっていると。そういう中で、特にレベル5について対策を取らなきゃならないわけですけれども、ただ現実的に、伊豆地域、特に賀茂地域を見ても、特に私の町なんかは、昨年の1月に感染者が1月、2月に3人出ただけで、それ以外全然出ていないわけですよ。ただ、それでもレベル5という全県下の発令が出ていると。ほかの町も大体そんな状況で、レベル5に出ることによって、昨日もいろいろご質問にお答えしましたが、結局県内とか町内とか、その受入れのほうを絞らなきゃならないということもあります。そういうことで、一律でいいのかと、そんなこともあります。特に伊豆地域は関東圏のお客さんが多いに干しているものですから、県全体として、やはり特に観光面の中では、この県下一斉のレベル5というのを大変大きな打撃だということは言っておりますけれども、ただ、国の方針等もあるものですから、この地域だけ特例ができるかどうか分かりませんが、ただそういうのが大変大きいという、首長さんからも、今の伊豆の経済の状況を見た中で、やっぱり県下一斉のレベル5はおかし

いじゃないかと、そんな声も上がっているということで、県としても今後どんな対応をするか分かりませんが、なかなか現状では大きい枠の中でそういうことが決められているものですから、打開策がなかなか見つかってこないという、そんなことをごさいます。

とにかく一日も早くワクチン接種が進んだり、首都圏等の緊急事態宣言、あるいは県の、去年一時多くの人が見えた、Go To トラベルの再開だとか、ああいうものが早くできないと、なかなか根本的な解決にならないと思いますので、国の動向を見ながら、また町は町として底上げができるような、そういう経済支援ができれば今後続けていきたいなと思っておりますし、これから、国や県の動向、あるいは町の対策についても、これから、関連を見ながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 町長おっしゃるとおり、県下一斉レベル5になってしまって、みんな自粛だと、関東圏も自粛だということで、観光関係は本当に人が動いていないというのが現状というのが理解をしてもらえていてありがたいなと思うんですけども、今の状況というのを、去年の桜まつりに関しては、桜まつり自体はそれなりにやって、多少なりともお客さんが入ってというところはあろうかと思えますけれども、それ以降もう1年半ずっとにわたって、もう観光はなしというような状況に実質なっているのかなと。

低金利での借入れをとかというようなことで、支援をしたりということで、民間事業者ですから、自分で自分のところの対応は当たり前のようにするわけですがけれども、この状況がこれ以上続く、ちゃんと稼げるポイントは年に数回しかないわけですがけれども、その観光産業としての、お客さんが入るべきところに入らないという状況が続くということを考えると、もうこれは、各事業者の努力のレベルでどうこうというものでは、正直言ってなくなってしまふのかなと、もうないのかなというレベルまで来ているのかなというふうに思います。このままの状況続きますと、観光産業が衰退をすとかというレベルではなくて、消滅につながりかねないというふうな危惧を持ちます。

ワクチン接種で集団免疫が獲得されて、行動制限が解除されるということになると、経済的に元に戻っていくというふうになるんでしょうけれども、それまでの期間というのが、この観光で言う書き入れどきの夏もどうなるか分からないというところを考えていきますと、ものすごい難しい、厳しいのかなというふうに思います。近隣の市町の例で言いますと、4日の伊豆新聞のトップの記事に、西伊豆町の観光支援ということで1億8,000万円議会で可

決したというような記事がございました。

河津町で、今後の観光産業の維持というものをどのように捉えているのか。今後の経済対策というものについて、どうなっているのかというのを伺いたいなど。今はもう、みんな観光事業者の方々頑張っていると思うんです。だけれども、駄目になったということが表になったときには、1軒がぱたっじゃなくて、ドミノ倒しのようにはたばたと行きかねないなというような危機感がやはりどうしてもございます。切れるカードというのは、やはりしっかり検討して用意しておいたほうがいいのかなというふうに思うんですけれども、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今後の経済対策についてお答えします。

結論から言いますと、なかなか根本的な解決策がこの後見当たらないというのが現実でございます。

基本的には、特に民間の事業者の支援というのは、やっぱり国だとか県の大きい支援がないとなかなか克服できないなと思っております。町が今できることというのは、例えば借入れについての利子補給制度とか、そういうのはできるんです。ただ、現状を見ますと、これまで大分借りていて、なかなかさらにとということも、事業者の方ができないのかなということもありますけれども、そういうことが一番本当ならやるべきことかなと思っております。ただ現実的には、もう大分借りてしまっただけ以上借りれないという方もいるのかと思います。それが、基本的な、事業者が自らの中でやってもらえることかなと思います。

現実的に事業者の方を支えるというのは、底上げぐらいはできますけれども、小さい町で全体をとすることはなかなか、大きいお金を出してというのはなかなか、小さい町ですと、私どもの町ですと、国や県からお金が出る形のは別ですが、なかなかできないような状況があるかと思っております。西伊豆町の例が出ましたけれども、あれはある程度財源の問題とか特異な例じゃないのかなと私は思っておりますけれども、あのまねはなかなかほかの市町ではできないんじゃないのかなと思っております。

そういうことで、今、私どもが考えているのは、先ほども言ったように、早くワクチン接種が行われて、通常の状態に戻れば、全てが流れてくるのかなと。そのときは一生懸命頑張ってもらおうということだと思いますけれども、それまでどうやってつないでいくか、その中で町ができることは何かと考えたときに、今私が考えているのは、いろんな制限はありますけれども、できるだけ対策をしながら営業を続けられる方法があれば、そういう方向に町と

してもできるんじゃないのかなと思っています。特にこれから、町にとっても、通常ですと桜まつりも夏期のお客さんのほうが多いわけですので、夏の対策というのは、これから重要になってくるのかなと。その中で、対策をしながらどこまで続けることができるのかなと、その辺が昨年とまた違う状況もありますし、それぞれの個人の認識ですとか、ワクチンのこともありますので、その中で、今のところ町としては、海水浴場なんかも、河津浜は中止する予定で考えており、今井浜だけは何とか今、開場するような形で今検討を進めておりますけれども、その辺もまた、夏期対策協議会で最終的に決めたいと思いますけれども、できるだけ対策をした中で営業できるものは皆さんと一緒にやっていけることが、町として、ささやかなことになるかもしれません、本当の解決にならないかもしれませんが、できるだけ少しずつ回すような方向、あるいは、もう一つは今後、アフターコロナに向けて何をやるべきかということを考えながら、今後対応していきたいなど、そのように思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 西伊豆の例はイレギュラーだというのは、財政面のところから考えて重々承知のところではあるんですけども、やはり自助でどうにかならないレベルにこれから突入していこう。これが、第4波、第5波、どうなるんだというところを考えると、本当に恐ろしい、主要産業と呼ばれる観光産業が壊滅しかねないのかなというふうに思います。その後、外国の企業とかがどーんと来て、それをだーんと買って、気がつけば河津町の観光事業者みんな外国人になっていたよというようなことが、ともすれば起きかねないぐらい、先々を見るとどうなるか分からないというようなレベルだろうというふうに思いますので、確かに町単独でというのは厳しいというのは重々承知なんですけれども、賀茂郡の各自自治体、伊豆半島の全自治体で力を合わせて、どうにか新しい仕組みを検討していただきたいなど。県のほうでやっていた利子補給だの何だのみたいな、金策の支援のやつの話もありがたい話でやっているんですけども、皆さん使っていると思うんですけども、ある県議会の先生から聞いたお話だと、実際に困っている事業者さんではない、コロナの影響を直接は受けていない業種、事業者さんがかなり大口で借りていて、実際に本当に必要だと言われていたような方々、事業者さんは、なかなかそこに届いていないという例があるというのが、その県議会の先生も把握していると。こればかりは民間の中の動きの話なのでどうこうできないけれども、支援がどこまで届いているかというのは難しいなという話を先だって伺い

ました。

ぜひ一番身近な自治体、行政というのが町ですので、観光事業者みんな頑張っています。どうか維持しようと言って、本気で必死になって、知恵も絞って努力もして頑張っていますので、それでもどうにもならないこの局面というのがきたときには、間髪入れずにぱっとカードが切れるように準備を検討しておいていただけると、より安心が深まるのかなというふうに思いますので、一番ベストは集団免疫獲得して、次にというのがありがたいんですけども、そのあたりを検討していただけるとありがたいなというふうに思います。

それでは、3問目移らせていただきます。

高潮被害の対策についてということで、質問をいたします。

これから、夏から秋にかけて、台風シーズンが始まります。去年は極端に大被害が出るような台風というのはなかったのかなというふうに思うんですけども、一昨年19年の10月に伊豆半島から上陸して、大雨の洪水被害を出した台風19号ですとか、その前年18年の関西に大きな被害が出た21号ですとか、考えてみますと、ここ年々台風の大型化、被害の大規模化というのが、すごく分かりやすく見て取れるのかなというふうに思います。台風と言いますと、大雨や強風、河川の氾濫というイメージがものすごく強いんですけども、沿岸部を襲う高潮の被害というのは、とても大きな脅威であります。

一たび高潮の被害が出ますと、津波被害同様のものすごく甚大なものになります。河津町でも数年前沿岸部において高潮の被害が出ております。そのような中において、現状の河津町での高潮被害の備えというものは、どのようにしているのかお伺いいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、高潮被害対策についてお答えいたします。

特に私が印象に残っているのが、3年半ぐらい前の秋に、高潮による被害が、見高浜地区ですとか、浜地区、谷津地区で大変大きな被害をもたらしているということは、私も実際目にして承知はしております。見高のベロバの周辺ですとか、あの辺に波が乗り越えて、道路を超えてしまったりとか、流入ですとか、あるいは谷津漁港の辺とか、あるいは菖蒲沢漁港など、高潮による岸壁などの構造物が動いたり、テトラポットの被害など、大変大きな高潮の力を感じまして、その被害も災害対応としてやってきましたけれども、高潮の被害と、その脅威の部分もそのとき大変感じたという、私も就任直後だったと思いますけれども、そんなことも思っております。その後、台風などによりまして、議員がおっしゃるように、今井浜海岸の砂浜の浸食によって、海の家が被害を受けたりすることもあり、今までと違っ

て、最近が高潮による部分も、当然津波もそうなんですけれども、高潮の部分もそういうことがあるんだと、その脅威は感じているところでございます。

お尋ねの関係でございまして、河津町の沿岸部につきましては、津波の警戒区域でありまして、それぞれ地区協議会で、防潮堤等の設置についての方針が決定をしております。現在、ご存じのように見高浜地区では、津波に対する防潮堤工事が始まっており、地区にも説明会等行って、今後も計画的に進めていきたいなと思っております。

基本的な考え方は津波対策ですが、事業実施に当たっては、高潮対策として同様の効果がありますので、継続して進めることが対策ができるものではないかと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） まさに町長のおっしゃるとおり、基本的な対応策は津波対策で対応ができるのが高潮対策なのかなというふうに思います。近年の、以前僕が認識していた中ですと、高潮の被害が出る場所というのは、毎回毎回高潮の被害が昔から出ているような場所というのがある程度あって、高潮の被害が出やすい場所とそうではないところというのは、ある程度明確な線引き的なのが認識としてあったんですけども、近年の台風の大型化というところを見ると、もうあっちもこっちも高潮の被害が沿岸部は出てしまうというような状況があるわけですけども、国のほうで、去年だったかと思うんですけども、高潮被害のハザードマップを作成をするようにというような話があったかというふうに認識をしております。河津町ですと、今、ハザードマップは津波のハザードマップ、洪水のハザードマップ、山崩れのハザードマップということで、一通りしっかりと網羅しているのかなというふうに思うんですけども、高潮のハザードマップというのは、河津町においてもまだ作成されていないのかなというふうに思います。このあたりどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 特に、高潮のハザードマップについては、現在津波に関するハザードマップがございまして、今のところは考えておりません。

以上です。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 高潮のハザードマップ自体あまり聞かない、最近言われ始めた代物と

というような感じがしますので、もし、今後、国とか県とかの動きとして、河津町にも高潮のハザードマップが必要だというようなことがあれば、ぜひ積極的に捉えていただいて検討していただきたいなというふうに思うんですけれども、先ほど町長おっしゃられた今年にはペロバの防潮堤の整備をしている、予算づけしてやるということなんですけれども、その数年前、ペロバの防潮堤がジュウゴンのところの高さのレベルから、ずっとペロバの前のところへ防潮堤高さをたしか合わせていく。なので、ジュウゴンさんのところは、防潮堤が一番高い部分になろうかなというふうに認識をしているんですけれども、その数年前のあの辺りを襲った高潮は、そのジュウゴンさんのほうから越えて、ペロバのほうへ川のように海水が流れていったということを考えると、津波のL1の想定を超える高潮が発生したというふうにとれるのかなと思います。

そう考えると、極端なことを言うと、もう逃げるしかないのかなというふうなことも考えるんですけれども、今後の対策というところで考えると、今年度、国土強靱化計画策定というものが取り組まれているのかなというふうに思うんですけれども、これかなり防災面が主要なテーマになってくるという認識があるんですけれども、防災課のほうで今年つくるといようなことを伺いました。このあたりを絡めまして、今後の町の対策、これ高潮に限らず津波にも直結するような対策になろうかと思いますが、どのように考えているのか、そのペロバの防潮堤が途中で、ペロバ全部やって、見高のはしばさんのほうまでずっと行ってとかいような計画が止まっているように見受けられるんですけれども、そのあたりを含めてお話を伺いたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今後の対策についてお答えします。

現在見高地区で行っているのは、津波対策ということで、特にこれは地区の協議会で協力を得て決まった方針の中でやっているということでございますので、そういうことでできるだけ早く取り組むということが大事じゃないかなと思いますので、今後も継続してやっぱりやることが一番大事なのかなと思っております。

当然そこには、地区の皆さんの理解が必要だと思いますので、今後も理解を得ながら進めていきたいなと思っております。

確かにL1ですので、高いものはできないわけですが、それは地区の皆さんとの協議の中で決まった高さだと思っておりますので、景観ですとかいろいろなことも配慮した中で決まってきたものだと思っておりますので、それについては、今後も地区の皆さんと一緒に

なって現状の計画を進めていきたいなと思っております。

ベロバの防潮堤については、議員もご心配があるようでございますので、これは担当課長より答弁を差し上げます。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、ベロバ海岸のかさ上げということでお答えいたします。

現在見高地区の護岸かさ上げ工事ということで、今年度実施するわけでございますが、行政報告にもありましたように、5月14日、見高浜公民館にて説明会を行っております。その中では、昨年度委託しました設計内容でありますシマザキデンイチさん宅付近から民宿船長までの約200メートル間の設計の説明と、今年度実施します工事内容約2,000万円分の実施内容についてと併せて、来年度以降の予定についてを説明いたしました。

一応今年度の予定では、7月中には入札を行い、その後着工する予定でございます。かさ上げ高は、町長の話にありましてとおり、レベル1の津波を想定した高さということで、5.5メートルでございます。高潮対策でありますけれども、全ての高潮を防ぐものではございません。当然5.5メートル、あくまでも被害の軽減を図るものということで説明させていただきました。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 津波対策ということで、工事の着工は今年始まるということですがけれども、当然地域の方々との協議が前提ということがもちろんなんですけれども、ぜひ、今後とも継続的に着実に工事のほうを進めていただいて、国土強靱化計画、防災関連でも大きな計画になってこようかと思っておりますので、そのあたりにもしっかりと検討課題として取り組んでいただけたらありがたいなというふうに思います。

以上で、私の質問を閉じさせていただきます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤嘉規議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◇ 桑 原 猛 君

○議長（上村和正君） それでは、2番、桑原猛議員の一般質問を許します。

2番、桑原猛議員。

〔2番 桑原 猛君登壇〕

○2番（桑原 猛君） 2番、桑原猛です。

令和3年第2回定例会が開催されるに当たり、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。

今回の私の質問は、1、猫の対策について。

2、伊豆縦貫自動車道工事の発生土の活用について。

3、海岸線のごみ対策について。

以上3件です。

町長及び関係課長の答弁を求めます。

まず、1件目の猫の対策についてお伺いします。

今日、猫に関する苦情や相談が行政や動物愛護団体の窓口によく持ち込まれています。都市化が進むと猫が増えると言われてはいますが、犬に比べ散歩の必要もなく、鳴き声も静かな猫は都市環境に適した飼養動物であるばかりではなく、私たちの身近にあって、毎日の生活に潤いと刺激を与えてくれる存在として、今後ますますその飼育数は増えるものと思われま

す。

猫に関する苦情相談が多い原因としては、猫は極めて日常生活に関わりの深いことと併せて、国民の動物観や猫に対して持っている人々の感情の違い、飼育環境の地域性、飼育形態や猫の習性に対する理解度、猫が引き起こしている問題の内容、さらには、日頃の近隣関係等が複雑に絡み合っ

て問題が発生していると考えられるもので、容易に社会的合意が得難いことによるものと思われま

す。特に外飼い猫と飼い主がいない猫が混在する場合の対応については、悩ましい問題となっております。猫に関する苦情、相談の対応は、人と動物の共生というテーマの下に、今日の動物愛護推進の上からも重要な課題の一つです。

そこで、我が町では、一昨年度より猫の不妊去勢手術費補助金制度を行っておりますが、一昨年度から今年度、これまでの実績についてお伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの桑原議員の質問です。

猫の対策について、不妊去勢手術の実績ということでございます。町では、議員がお尋ねのように助成制度を行っております。一定のルールで、手術に対する補助を行っておりますので、担当課長より実績については報告させます。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） では、不妊去勢手術の実績について申し上げます。

猫の不妊去勢手術費補助金の交付実績につきましては、補助制度を開始した令和元年度に46件で35万円。令和2年度に49件で29万4,800円の補助をしています。このうち飼い主のいない猫の不妊去勢手術に対する補助は2年間で25件、14万9,000円となっています。今年度は5月末現在で16件の申請が来てございます。内訳は飼い猫が12件、飼い主のいない猫が4件となっています。今のところ、例年3割程度の件数が飼い主のいない猫に係る申請となっています。

以上です。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 毎年45件、年度ごとに実績は上がってきたことは大変よかったと思います。啓蒙活動もよくできていて、町民の方々にこの取組が認識されていることと思います。先ほども申しましたが、猫に対して持っている人々の感情の違い、飼育環境の地域性、飼育形態や猫の習性に対する理解度、猫が引き起こしている問題の内容、さらには日頃の近隣関係等が複雑に絡み合っている問題が発生しております。飼い主のいない猫に対する苦情などがあるかどうか、町としてどのような対応を取ったのかお伺いいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの飼い主のいない猫の対応につきまして、担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） では、飼い主のいない猫の対策についてお答えします。

町では、令和元年度、2年度に飼い主のいない猫への不妊去勢手術の補助を受けた方に対して、令和2年度の末にアンケートを実施しました。動物愛護の一環として、不妊去勢

手術の補助により手術を受けた飼い主のいない猫に関する餌やりや、ふん尿の管理等の状況を把握するために実施したもので、あわせて、手術後の猫を放任することのないように、確認と啓発の意味を含めて行ったものでございます。

置き餌などの無責任な餌やり行為の禁止や、ふん尿の適切な処理をお願いするため、県の啓発パンフレットも同封いたしました。アンケートの内容は手術した猫に餌をやっているか。また手術した猫が、周辺環境に悪影響を及ぼさないように行っていることはあるか。その他自由記述としまして、返ってきた回答には、これをきっかけに野良猫から飼い猫というものや、近所迷惑にならないように気をつけている。またご近所への声かけで理解を求めているというものや、制度への改善要望、これは金額とか申請方法に関してですが、といったものがありました。

補助をした猫については、おおむね適切に管理されている様子でした。

一方、町民生活課へは、飼い主のいない猫に餌やりをしている人がいて迷惑しているとして、苦情が寄せられてくることもあります。昨年度は3件の苦情がありました。苦情を受け付けた場合には賀茂保健所と町職員とで餌やり等をしている人のところへ出向いて近所迷惑になるような無責任な餌やり行為等はやめるように指導を行っています。

制度への要望として、飼い主のいない猫への補助を事前申請でなく、事後申請にしてほしいというものがありました。町では、トラブル回避と予算管理の観点から事前申請をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 今、町民生活課では、大変努力をしてくださって、いろいろなアンケート等、また現況の確認をしてくださっているということです。本当に善意で飼い主のいない猫の避妊去勢手術を行っていただいた方にはとても感謝いたします。そしてまた、自分で飼い猫として飼おうと、そういう気持ちになっていただいて、責任を持っていただくということは大変大事なことだと思いますので、本当にありがたいことだと思います。

しかしながら、まだ飼い主のいない猫、それで去勢手術をしていない猫が多々あります。それで、また去勢手術を行ったから、猫を放し飼いにするなど、地域の理解、人々の感情の違いを理解しなければならないと、大変難しい問題が残ると思います。

先日、私の友人から、衰弱した生まれたての猫を見つけ保護したけれども、今後どう対処したらよいかと相談がありました。心ある人が見過ごすことができず、心を痛めてしまうと

は、とても残念だと感じます。かわいそうな猫を出さないためにも、家飼いや、不妊去勢手術は飼い主の責任となっていくのではないのでしょうか。放し飼いをすると、飼い主のいない猫との接触も考えられ、事故等に遭う可能性もあります。飼い主のいない猫に対しては、保護することは容易なことではありません。かわいそうな猫を出さないことが猫の飼育の一番のテーマではないのでしょうか。そのことをまたより一層具体的な内容で周知活動とともにしていただきたいと思います。

また、そこで、私として新しい取組の提案をさせていただきたいと思います。目的は異なりますが、犬には登録制度があります。飼育に関し、管理され、迷い犬なども解決されると聞きます。近隣の市町では、三島市が猫の登録制度を採用しております。登録に当たり、飼い猫を飼い主のいない猫にしないために、4つの項目を推奨しておりますので紹介いたします。

1、室内で飼うようにしてください。猫を屋外で飼うことは、近隣への迷惑になるだけでなく、危険もいっぱいです。

2、避妊去勢手術をしてください。病気を予防し、発情期の異様な鳴き声、放浪癖、けんか、尿スプレー等を抑制する効果があり、子猫が生まれる心配もありません。性格が穏やかになり、長生きするとも言われます。

3、迷子札をつけてください。首輪などに飼い主の身元を表示したり、迷子や屋外でけがをしたときや、突発的に家を飛び出してしまったときや、災害時に役立ちます。

4、最後まで面倒を見てください。一度飼い始めたなら生涯飼うことが飼い主の責任です。動物を置き去りにしたり捨てることは犯罪ですと4項目挙げられております。

登録してもらい、飼育方法の基本形も示している事例です。このような猫にも人にも優しい環境づくりをするためにも、猫の登録制度を採用する考えがあるか、お伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの飼い猫の登録制度についてお答えします。

今、三島市の例を紹介いただきましたけれども、たしかにその4つの項目は当然なことだと思いますし、そういうふうになってくれば、動物愛護の観点からも、飼い主にとっても大変いいことだと思います。そういうことで、この4つの項目は大変いいことを言っているなと思います。

ただ、議員のおっしゃるように、町の助成制度もやっているわけですがけれども、放置猫といえますか、飼い主のいない猫というのは、近所の方にとっては迷惑になっているような大

変あるみたいですよ。実際、申請なんか見ますと、近所の方が飼い主のいない猫を捕まえてという言い方おかしいんですけども、保護して、その上で手術やったださるということも大変個人の負担も大きくて、よくやってくれるなど感心をするとところもあります。ある面では、大変迷惑をしている面もあるのかなということで、確かに飼い主のいない猫というのは、大変大きな問題になるのかなと思っております。

それで、議員お尋ねの登録制度の問題なんですけれども、確かに先ほどの4項目にありましたけれども、飼い主が責任を持って猫を飼っていただくということは、当然だと思いますが、その中で登録制度ということについては、なかなか制度をつくっても、根拠になる法律等がないところ、実際に登録者への強制力が働かなくて、ちょっと中途半端になるのかなという感じもします。犬とそこが違うところだと思いますので、そういう面では、今のところ猫の登録制度は考えておりませんが、こういう三島市の例も参考に今後したいなと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 私もその法律的根拠がないということは弱いところだとは思ってはいたけれども、飼育方法を何かしらの方法で管理するという事は大事なことだと思いますので、それとあと、近隣の皆さんの、近隣というんですかね、飼い猫の周囲の皆さんの気持ちやそういうところもいろいろあると思いますので、難しい問題ですが、引き続き取り組んでいただければと思います。よろしくお願いします。

続きまして、2件目の伊豆縦貫道自動車道工事の発生土の活用についてお伺いたします。

先日、第2常任委員会主催の議員月例会において、仮称河津インターチェンジ周辺、また小鍋・逆川間のトンネル工事の視察を行いました。2022年度に開通するに当たり、工事の進捗、今後の近隣の皆様への騒音対策等の説明をどうするかを確認できました。工事業者から、コロナ禍の中、近隣住民の皆様に対しての説明会等の開催に苦慮していたことなど、お詫びとともにお話をいただきました。

今後近隣の住民の皆様にはまだまだご迷惑をおかけいたしますが、工事関係者も最善の配慮をしていくとのことですので、ご理解願えればと思います。

今回の視察に際し、土地の成型、トンネルの掘削等による土はまだまだ搬出されております。今後予定されている天城峠区間の工事は、発生土の処理が工事の鍵を握っているのではと感じました。

発生土の活用は、発生地域などで活用をされると、工期短縮や経費面においても、あらゆるメリットがあると思います。言うまでもなく、発生土の処理は、伊豆縦貫自動車道工事の中のことで、全て国の予算で整備工事が行われます。この工事に協力するという形で、国とも大きなつながりができるということではないでしょうか。これはチャンスだと受け止めていただきたいです。河津下田間1期工区、そして、念願の天城峠区間の計画を見据え、防災公園建設予定地のほかに、受入れ予定、活用案があるのかお伺いいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 桑原議員の伊豆縦貫道の工事の発生土の活用についてということで、防災公園の工事の発生土の活用についてということで、その受入れが防災公園以外にあるのかという質問でございます。

結論から言いますと、今のところ河津町としては予定はありません。今、伊豆縦貫の発生土については、松崎のところは、桜の辺ですか、あそこが今終わって、ちょう婆娑羅峠の手前のところで入れていると思います。聞きますと、松崎の発生土の埋め立てた後は、農地改良と言いますか、農地として活用するという話を聞いております。そういう農地の使い方としても、大いにあるのかなと。

それで、もう一つは南伊豆のほうで、青市辺りを予定しているようですけれども、そこについても、やっぱり農地としての活用ということで、発生土を高くして、農地として使うという、そんな使い方もあるようでございます。

伊豆縦貫道の発生土につきましては、賀茂地域全体で受入れの調整会議を設けて、国と協議をして行っております。その中で、河津町については、現在のところは、防災公園の計画敷地内に受入れを予定しているということでございます。これについては、3ヘクタールに14万1,000立米で、約10トンダンプで2万8,200台分を入れる予定で、今、想定をしております。調整会議の内容につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） 調整会議の内容ということで、河津下田道路建設発生土利活用調整ワーキンググループという会議のほうを設置されておりますので、そちらについて説明をさせていただきます。

この会議は、国、県、あと賀茂地区の1市5町で構成されております。賀茂地区全体で、発生土の利活用というものを検討している会議となっております。現在におきましては、伊豆縦貫自動車道の河津下田道路、1期、2期の工事につきまして、各市町で候補地を選定し

まして、受入れの量や時期などについて話し合いを行っているところでございます。

調整会議の内容については以上でございます。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 賀茂の中で調整会議があるのは、すみません、私存じなかったんですけども、そういうところで調整しているというところではあると思いますけれども、やはり工事のお膝元河津、ここで発生土が処理できることは、大変大事なことじゃないかなと私は感じております。

そこで、河津町の現在の計画の中で、発生土の利用が可能な計画は河津桜まちづくり計画の中にある河津川堤防の背後地の埋立て、またはかさ上げに活用できるのではと考えます。基本的には、河津川護岸にある桜は、植え替えることができないため、高齢の桜は枯れる前に、堤防の背後地の埋立て、またはかさ上げをし、整備した場所に新しく桜を植える計画だと認識しております。これは、護岸の保護、河津桜の維持のため、一石二鳥の取組です。さらに、町の負担もなく、国費で整備してもらえらるなら三鳥と。これにハザードマップによる浸水危険地域や液状化の心配がある地域に対しても整備ができるのであれば、国土強靱化の観点からも進めることができるのではないのでしょうか。

防災公園計画も計画を立てましたが、着工完成までのスケジュールが出来上がるにはまだまだ時間がかかるのではと思います。この工事に追従して、国との折衝の中に入れていくことも大事だと思います。

昨日の同僚議員からの質問の答弁の中で、県では河津川河川整備計画が年内に出来上がるとの話がありました。その計画は出来上がったらすぐ国に投げかけ、本来県の予算でやるべき工事を国の工事にすることも可能なのではないのでしょうか。

改めてお聞きしますが、河津桜まちづくり計画推進のために、伊豆縦貫自動車道の発生土の利用を具体化することはできないか、お伺いたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの質問にお答えします。

まず、河津桜まちづくり計画との関連があると思います。先ほど議員がお尋ねのように、県の河川整備計画がまだ作成中ということで、はっきり分かりませんが、やはり背後地の問題、それともう一つは、さらに広めた中で、発生土利用ができないかということも大きな焦点になるかと思っております。先ほど申したように、ただ背後地だけを埋めるんじゃないで、そのほかの部分も利活用を図ることが、国としても大きなテーマだと思いますので、

そういう中で、河津桜まちづくり計画と併せて、あるいはほかの活用ができれば併せてやる
ことが広い面積をカバーできることだと思いますので、そんなことで考えられるのかなと思
っております。

ただ、これについても、土地所有者との関係が、公共地じゃないものですから、あります
ので、土地所有者に理解が得られて、そのような計画が、県とうまく調整ができれば、今後
調整会議の中で、河津町の候補地として提案できると思いますので、そういうことで今後進
めていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 今、町長がおっしゃったとおり、その地権者等いろいろな問題もあり
ますし、県の事業計画がどういう形が出るのかというのも、まだ不安定なところの話ではあ
ると思いますけれども、今、町の計画に沿った利用方法をお伺いしていましたが、発生土
の有効利用方法は、土地の有効利用につながると思います。そこに新たな産業を生む可能性
も秘めています。発生土の有効利用をするためにも、先ほど町長もおっしゃいましたが、地
主や地区の理解協力なしでは困難であり、短期間での事業化に向けていくことは不可能と考
えます。発生土も伊豆縦貫自動車道の工事期間だけのものです。期間限定とされている中で
整備をしなければなりません。早急な対応が必要ではないでしょうか。埋立てをすることで
有効利用できそうな土地なども考慮して、積極的に町民にまず呼びかけをして、それから、
どういうふうな対策ができるか、お考えいただければと思いますが、お考えをお伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの関係で、町民の呼びかけ等の問題でございます。現状では、
先ほど申したように、伊豆地区全体、賀茂地区全体で、受入れの協議会で生じているとい
うことでございます。それで、今の段階では、公共的な活用を主に中心的にやっていて、それ
ぞれ市町の計画ですとか、そういう中で、特に先ほど言ったように、農地の利用とか、そう
いう大きなスパンで考えているのが現実かと思えます。現実的には、それぞれ市町がいろ
い候補地を検討して提案をしてきております。ただ、河津町としても、やっぱり一番近くの
工事区間で、国としても近いほうがいいわけですので、当然河津町としても、積極的にこう
いう発生土の活用についても、候補地があれば活用しなきゃいけないと思っておりますが、
今のところは、民間というよりも公共的な活用ですとか、近隣市町とまた協議をしながら、
そういうことも併せて、民間というよりも公共的な活用について、主に中心的に活用を図っ

ていきたいなど、そんなふうを考えております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） すみません、私もちょっと言葉が足りなかったと思いますけれども、民間とは考えておりません。あくまでも公共の、先ほど町長が言ったように、農場や、もちろん、農場など何でも道路と同じレベルまで埋めていただければ、耕作意欲も湧いて、鳥獣害の被害もなるべく避けられるような施策も取れると思いますので、もしそういう場所をつくっていただければと思います。もし可能であればということです。それで、あと、昨日同僚議員が話しました、ごみのコンテナを置く場所とかそういうところも、広い場所が必要だと思いますので、そういうところも、土地さえあれば活用できると思いますので、そういうところをまた協議会のほうで検討していただければと思います。

続きまして、3件目の海岸線のごみ対策についてお伺いいたします。

我が河津町は、豊かな自然や景観に恵まれた海岸線を有しており、また漁業、観光と主要な産業を担うための資源であります。

一方で海岸には、漂着した流木や利用者がポイ捨てしたごみ等が集まり、海岸環境の悪化が懸念されております。

こうした中、平成21年に、海岸漂着物処理推進法が制定され、静岡県でも、平成27年度から、市町が実施する海岸漂着物等対策事業に対する助成制度を実施しており、海岸漂着物対策を実施するに当たって、配慮すべき事項等定め、海岸漂着物対策の推進に関わる基本的な方向性を示すことで、本県海岸の良好な景観及び環境の保全をより一層図る目的で、静岡県海岸漂着物対策地域計画を策定しております。

そこでお聞きしたいのですが、漁業や観光などの産業の資源として重要な役割を持っている海岸線に対し、県の海岸漂着物対策地域計画に基づいた実績はあるのでしょうか。お伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの海岸線のごみ対策について、議員がお尋ねの静岡県の海岸漂着物対策計画に基づく実績の件につきましてでございます。

これについては議員がお尋ねのように、静岡県で地域計画をつくってございまして、当町については、3つの地域、遠州灘沿岸と、駿河湾沿岸と、伊豆半島沿岸ということで3つのエリアの中の、伊豆半島沿岸ということで県の計画の対象となっております。

実績については、担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 実績ということでございますけれども、静岡県海岸漂着物対策地域計画に沿うような形で県と協議して処理したというような実績はございませんけれども、台風などの後の海岸の流木処理、そういったものにつきましては、その都度、漁業者とかと協議しながら実施しております。

また、ほかには、漁業者と協力しまして、定期的に流木処理などに使う車両の借上げ等をうちのほうで負担するなどして対応も行っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 今、漁業者等と一緒に協力して、この海のごみの処理をしていただいているということです。先ほど言いましたように、県のほうでも漂着物の対策事業に対する補助制度をやっているということですので、内容的にはどういう内容が当てはまるかというのは、そこまでちょっと詳しくは調べてなかったですけども、そういうところもあるので、活用していただければと思います。

ここで、この海岸線のごみの処理というか、清掃の取組についてなんですが、先進事例として、神奈川県では、1991年より相模湾沿岸の市町と連携し、ビーチクリーンの取組を行っているとのこと。これはモデルケースとして取り組んだことですが、多くの方に賛同を得て、地域に根づいているようです。私の若い頃、ちょうどこの1991年頃のことなんですが、湘南の海は汚いというイメージがありました。それが、今、サーファーの友人から湘南の海岸はきれい。伊豆も見習うべきだと、昔のイメージと全く逆のことを言われるようになりました。30年かけて地域に根づかせた功績は大きいと思います。海岸の漂着物に対して、町として独自、または他の団体と連携して取り組んでいる事業などはあるのでしょうか。

また、南伊豆町では、南伊豆の掃除として、民間団体主催の下、海岸線の清掃事業を行っております。このような民間レベルでの活動などが行われているのでしょうか。または把握しているのでしょうか。お伺いしたいです。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの質問で、2つの質問があったと思います。町として取り組んでいる関係、あるいは民間レベルの中で実施していることを把握しているかという、その2点のことがあったかと思っておりますので、お答えします。

先ほど、課長答弁であったように、今まで台風等の漂着物があると、その都度現状では処理等をしているのが、町の取り組んでいることだと思います。ただ、浜地区などにおいては、毎月ボランティア団体が漂着物の回収を行っておりまして、特に現在問題になっているプラスチックごみを中心として、浜地区のボランティアは回収してもらっているということでございます。そういうことで、それは承知をしております。

それから、そのほかの実施団体については特に把握をしていないわけでございますけれども、ただ、これからも台風等のものについては、それぞれ各沿岸地域の地区の皆さんの協力をいただいて、その都度また対応していきたいなど、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 台風のときの処理、先ほどもありましたように、台風の後の処理、また浜の団体で、ボランティア団体で毎月清掃をしていただいているということです。

このように取組をした中、集められたごみの処理についてお伺いしたいです。漂着物には必ず塩分がついております。塩分の多いものは、焼却炉の維持管理の関係で焼却処理は好ましくないと聞いております。海岸線のごみの処理はどうしているのかお伺いしたいです。それで、そのごみの処理と町の対応として、どのようなことが関わりが持てるのか、お聞きしたいです。お願いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ごみ処理の問題で、特に塩分を含んだごみ処理の関係でございます。

これは、前々から大変苦労している問題であります。当然台風の後の漂着物の処理なんかと同じなんですけれども、そのまま焼却場に持って行って処分ができない、塩分を含んでいるものだから、あります。そういうことでいったん仮置場に置いて、それで、塩分を抜いた後で、裁断をして処分をするようなことが必要になります。現状として、なかなか仮置場が見つからないということがあります。そういうことでも大変苦労しているような状況が現在でございます。これからの課題として、こういう問題もあるわけですが、とにかく海岸の漂着物、これから台風のシーズンなんかになると、大変心配されておりますけれども、それについても、その都度地区の人たちと協力し合ったり、町は町独自で、今みたいな対応について考えたりはしておりますけれども、現状は安定したといえますか、固定をしたそういう対策のあれがないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 今、町長の答弁いただきまして、定期的にずっと海開き前には観光協会が業者に委託し、今井浜、河津浜の清掃を行っております。このごみは先ほど町長がおっしゃったように、処理が大変難しいということで、お話があります。そこで多分海藻などは海に戻すというところで、埋設処理などを行っているかとは思いますが。そこで昨今、環境問題の中で、マイクロプラスチックの対策が取り上げられております。埋設処理したごみの中にプラスチック系のごみが入っていたら、台風などの大波が来たら、また海に流出する可能性があります。そのようにならないために、日々の積み重ねの清掃事業が必要だと思います。

また、海は夏の季節だけのものではありません。いつ見てもきれいな海を保つことは、観光面にも大きな影響を持つと思います。今後海岸線の環境を守る施策に期待して、私の一般質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（上村和正君） 2番、桑原猛議員の一般質問は終わりました。

これをもって今期定例会に通告のありました全員の一般質問は終わりました。

1時55分まで休憩とします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時55分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第2、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度河津町一般会計補正予算（第13号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり

り専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

令和2年度河津町一般会計補正予算（第13号）について。

令和3年6月8日提出。

河津町長、岸重宏。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） それでは、提案理由のほうから説明させていただきます。

本件につきましては、各種統計調査費の委託金が確定したこと及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において、経済変動対策貸付金利子補給事業基金積立を行ったものの、利息の未計上に伴います歳入歳出の補正と、コミュニティセンター耐震対策工事の工事費の増額が想定されたための繰越明許費の増額を補正で事業執行を行うため、専決処分による対応とさせていただいたところでございます。

次のページをお開きください。

河津町告示第84号。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第4号。

令和2年度河津町一般会計補正予算（第13号）。

令和2年度河津町一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億1,432万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和3年3月31日。

河津町長、岸重宏。

次ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

単位は1,000円でございます。款、項、補正額の順で説明させていただきます。

歳入、15款県支出金29万8,000円3項委託金同額でございます。

16款財産収入1,000円1項財産運用収入同額でございます。

歳入合計29万9,000円。

次ページをお願いいたします。

歳出、歳入同様に説明させていただきます。

2款総務費29万8,000円5項統計調査費同額でございます。

6款商工費1,000円1項商工費同額でございます。

歳出合計29万9,000円。

次ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正。

変更。

単位は1,000円でございます。款、項、補正後の事業名及び金額を説明させていただきます。

2款総務費1項総務管理費、補正後の事業名コミュニティセンター耐震対策事業、金額8,320万6,000円。

コミュニティセンター耐震対策事業については、工事を進める中で工事費の増額が想定されましたので、その執行残額の全額を繰り越すこととして事業執行を図るため、繰越明許費を補正させていただいたものでございます。

次の4ページ、5ページの事項別明細書総括の説明は省略させていただきます。

6ページをお願いいたします。

事項別明細書。

2、歳入。

款、項、目、補正額、節、説明の順で説明をさせていただきます。

15款県支出金3項委託金1目総務費委託金29万8,000円2節統計調査費委託金29万8,000円、学校基本調査交付金△3,000円、工業統計調査交付金△2万6,000円、県単独統計調査交付金2,000円、経済センサス活動調査交付金△4,000円、国勢調査交付金32万1,000円、2020年農

林業センサス交付金8,000円。

計29万8,000円。

16款財産収入 1項財産運用収入 2目利子及び配当金1,000円 1節利子及び配当金1,000円、
経済変動対策貸付金利子補給金1,000円でございます。

統計調査費委託金については、統計調査事業終了によります委託金の確定によるものでござ
います。利子及び配当金については未計上によるものでございます。

次ページをお願いいたします。

3、歳出。

歳入と同様に説明させていただきます。

2款総務費 5項統計調査費 2目基幹統計調査費29万8,000円 1節報酬△31万1,000円、統計
調査員△ 8万1,000円、会計年度任用職員報酬△23万円。

3節職員手当等△ 5万7,000円、時間外勤務手当△ 5万7,000円。

7節報償費△ 1万円、その他謝礼△ 1万円。

8節旅費△ 9万7,000円、費用弁償△2,000円、普通旅費△ 9万5,000円。

10節需用費77万3,000円、事業消耗品77万3,000円。

計29万8,000円。

6款商工費 1項商工費 2目商工振興費1,000円24節積立金1,000円、経済変動対策貸付資金
利子補給基金積立金1,000円です。

計1,000円です。

基幹統計調査費の中で委託費確定によるものです。積立金については未計上によるもので
す。

説明は以上になります。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度河津町一般会計補正予算（第13号））を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（上村和正君） 日程第3、報告第2号 令和2年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 報告第2号 令和2年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

令和2年度河津町一般会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和3年6月8日提出。

河津町長、岸重宏。

詳細については、担当課長より説明させます。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） それでは、内容について説明させていただきます。

次ページをお開きください。

令和2年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

款、項、事業名、金額、翌年度繰越額の説明をさせていただきます。単位は1,000円でご

ざいます。

なお、表中の左の財源内訳については、財源の内訳として参考としていただきたいと思います。

2 款総務費 1 項総務管理費、新型コロナウイルス感染症対策電算環境整備事業394万円、394万円、新型コロナウイルス感染症対策事業については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第 3 事業で、庁舎内の電算環境W i - F i 整備で繰越しをしたものでございます。

新型コロナウイルス感染症対策水道料助成事業2,500万円、2,500万円、同じくコロナ対策事業で、町内の水道利用者の利用料金の減免に対するために繰越しをしたものでございます。

鉄道施設総合安全対策事業83万円、83万円鉄道総合安全対策事業につきまして、伊豆急行の鉄道敷の長寿命化事業が遅れたことに伴います繰越しでございます。

コミュニティセンター耐震対策事業 1 億3,439万6,000円、8,320万6,000円、コミュニティセンター耐震事業の工期の延長によるものでございます。

3 項戸籍住民基本台帳費、戸籍システム改修事業642万4,000円、638万円、戸籍システムの改修に要する経費でございます。

3 款民生費 2 項児童福祉費、（仮称）河津町子育て支援施設建設事業6,758万3,000円、4,800万円、子育て支援施設の実施設計に係るものでございます。

4 款衛生費 1 項保健衛生費、新型コロナウイルス感染症対策保健衛生事業34万4,000円、34万4,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第 3 次配分の資機材・備品購入等に係るものでございます。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業3,314万4,000円、2,650万7,000円、新型コロナウイルス感染症対策関係事業……

失礼しました。5月から始まりましたワクチン接種を実施するための繰越しでございます。

新型コロナウイルス感染症対策簡易水道組合補助事業200万円、200万円新型コロナウイルス感染症対策関係事業で、簡易水道関係の利用料免除による助成を行うものでございます。

次ページをお願いします。

6 款商工費 1 項商工費、新型コロナウイルス感染症対策経済対策事業9,185万2,000円、9,175万1,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第 3 次配分で、小規模商工業者持続化プレミアム商品券受注機会拡大等の事業を実施するために繰り越したものです。

7款土木費、2項道路橋梁費、峰橋撤去に伴う予備検討調査事業530万円、530万円峰橋の撤去に伴う調査を進めるもので繰り越したものでございます。

8款消防費1項消防費、新型コロナウイルス感染症対策防災対策事業587万9,000円、587万9,000円新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による防災に係る備品等の整備に係るものでございます。

9款教育費1項教育総務費、新型コロナウイルス感染症対策学校保健等対策事業544万円、544万円新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で、学校等における感染症対策に係るものでございます。

新型コロナウイルス感染症対応オンライン教育導入事業1,478万円、1,478万円新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で、オンライン教育整備環境に係るものでございます。

新型コロナウイルス感染症対策大学生等生活支援事業1,600万円、1,600万円新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で、大学生等生活支援に係るものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

以上をもって、報告第2号 令和2年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第4、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（河津町税条例等の一部を改正する条例について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

河津町税条例等の一部を改正する条例について。

令和3年6月8日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） 承認第3号について説明させていただきます。

次のページをお開きください。

河津町告示第80号。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第3号 河津町条例第13号 河津町税条例等の一部を改正する条例について。

令和3年3月31日。

河津町長、岸重宏。

こちらにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日にそれぞれ公布されたこと及び制度見直しによります。

税法改正につきましては、原則4月1日施行でしたので、必要な規定の改正について専決処分したものでございます。

次のページをお願いします。

条例第13号。

河津町税条例等の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料のほうで説明させていただきます。

定例会資料の1ページをお開きください。

河津町税条例等の一部を改正する条例の概要でございます。

今回の改正は、個人住民税、固定資産税、軽自動車税等についてでございます。

まず1点目、個人住民税関係住宅ローン控除についてでございます。

これまでの制度は、住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する。また、その減収額については地方特例交付金により全額国費で補填するという仕組みになっております。

今回、所得税において住宅ローン控除の特例の適用期限の延長が行われたことに併せて、個人住民税でも控除を引き続き適用するというものでございます。また、この措置による減収については、これまで同様、全額国費で補填されるというものでございます。

次に、2番です。

固定資産税関係、固定資産税の土地の負担調整措置についてでございます。

これまでも税負担の激変を緩和するため負担調整措置を行っているところですが、令和3年度から令和5年度までの間、引き続きこれまで同様の負担調整措置の仕組みを継続するものでございます。

それから、②番のところ、その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるというものでございます。

次に3番です。

軽自動車税関係でございます。

(1)番、環境性能割の税率区分の見直しについて。

①番で、軽減対象の割合をこれまでと同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直す。また、クリーンディーゼル車については、構造要件による非課税の対象から外した上で、2年間の激変緩和措置を講ずるというものでございます。

次のページの別紙をご覧ください。

環境性能割は2年に一度税率区分の見直しをすることとされていまして、令和元年度、2年度が左側、令和3年度、4年度は右側の表に区分の見直しをするというものでございます。

また、クリーンディーゼル車について、2年間の経過措置の内容は、参考としてページの中ほどにある表のとおりでございます。

資料を1ページ戻っていただきまして、軽自動車税の(2)番です。

環境性能割の臨時的軽減の延長でございます。環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、令和3年3月31日までに取得したものを対象としていたところ、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。また、この措置による

減収については全額国費で補填するというものでございます。

続いて、(3)番、グリーン化特例の軽課の見直しでございます。

グリーン化特例は、重点化等を行った上で2年間延長するものでございます。

お手数ですが、再度、次のページをご覧ください。

一番下の表の左側から右側へ見直されるというのですが、具体的には、クリーンディーゼル車が75%軽減の対象から外れ、また、燃費基準で判断する部分が令和元年度の税制改正で整理されており、対象外となります。自家用車のほか、営業用乗用車や軽貨物車についてもそれぞれ重点化及び基準の切替えを行った上で2年間延長するというものでございます。

1ページ戻っていただきまして、4番、その他としまして、地方税法等の改正に伴う参照条項ずれ等の条文整備をいたしました。

最後に、執行期日につきましては、令和3年4月1日から施行します。ただし、個人住民税関係の規定の一部は令和4年1月1日及び令和6年1月1日から、固定資産税関係の規定の一部は、関係する法律の施行の日から施行します。

議案に戻っていただきまして、附則をお開きください。

5ページ目2行目になります。

附則。

(施行期日)

第1条、この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号、第1条中河津町税条例附則第6条の改正規定。令和4年1月1日。

第2号、第1条中河津町税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条附則第5条第1項の改正規定並びに次条第3項の規定。令和6年1月1日。

第3号、第1条中河津町税条例附則第10条の2第25項を同条第23項とし、同項の次に1項を加える改正規定（第24項に係る部分に限る。）特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第 号）の施行の日。

第3号に係る法律の改正につきましては、専決日において国会で審議中でしたので、法律番号が空欄となっています。

以降、附則の第2条から第4条までは、町民税、固定資産税、軽自動車税の経過措置をそれぞれ規定しております。

なお、定例会資料の3ページ以降に新旧対照表をお示ししております。参考にさせていただ

きたいと思います。

説明は以上です。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（河津町税条例等の一部を改正する条例について）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第5、議案第48号 令和2年度新型コロナウイルス感染症対策事業河津町立小・中学校電子黒板購入契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第48号 令和2年度新型コロナウイルス感染症対策事業河津町立小・中学校電子黒板購入契約について。

以下、詳細につきましては担当課長より説明します。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） それでは、議案第48号について説明させていただきます。

本議案の提案理由でございますが、国の推進するGIGAスクール構想に基づき導入した1人1台情報端末の使用環境を充実させ、新型コロナウイルス感染症の流行による臨時休校等の不安定な状況の中でも学びを止めない学習環境を確保するために、電子黒板11台の購入契約をするに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。議案のほうになります。

議案第48号 令和2年度新型コロナウイルス感染症対策事業河津町立小・中学校電子黒板購入契約について。

令和2年度新型コロナウイルス感染症対策河津町立小・中学校電子黒板購入について、下記のとおり契約を締結するため、議会の議決を求める。

記

1 契約の目的 令和2年度新型コロナウイルス感染症対策事業河津町立小・中学校電子黒板購入。

2 契約の方法 指名競争入札による契約。

3 契約金額 1,410万5,300円。

4 契約の相手方 静岡県駿東郡清水町卸団地222番地、株式会社金指商会沼津営業所、所長、野中正好。

令和3年6月8日提出。

河津町長、岸重宏。

議案の内容について説明させていただきます。

今回購入予定の電子黒板の配置は、東小学校及び西小学校に各2台、南小学校に3台、中学校4台の合計11台を予定しています。東小学校と西小学校に各3台、南小学校は5台、中学校は6台となり、各クラスに1台となります。

また、令和5年度の小学校統合時には、小学校でも各クラス1台となるように購入数を計画しております。

次に、契約の方法でございますが、5月19日に指名競争入札を実施し、指名した7社のう

ち2社が辞退したため、5社に入札を行い、落札者と5月21日に仮契約を締結いたしました。

次に、納入期限でございますが、令和3年8月25日を予定しております。

説明は以上となります。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、議案第48号 令和2年度新型コロナウイルス感染症対策事業河津町立小・中学校電子黒板購入契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第6、議案第49号 令和3年度河津町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第49号 令和3年度河津町一般会計補正予算（第2号）。

令和3年度河津町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,193万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億3,970万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年6月8日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） それでは、議案第49号 令和3年度河津町一般会計補正予算（第2号）についての提案理由を先に説明させていただきます。

当初予算調製後に新たに生じた事由について既定の予算に追加・更正する所要額の補正予算となっております。

主な事業としましては、公共施設等総合管理計画の改訂業務委託料、地域おこし協力隊1名の増員、子育て世帯生活支援特別給付金、七滝駐車場入り口の土地購入費、消防団員の退職報償金等でございます。

また、4月1日付の職員の人事異動に伴います2節給料、3節職員手当、4節共済費等の補正につきましては、配置転換等によります減額及び科目間更正等となっておりますので、説明は省略させていただきます。

次ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

単位は1,000円でございます。

14款国庫支出金510万9,000円 2項国庫補助金同額でございます。

16款財産収入1,000円 1項財産運用収入同額でございます。

19款繰越金828万3,000円 1項繰越金同額でございます。

20款諸収入1,784万2,000円 5項雑入同額でございます。

21款町債70万円 1項町債同額でございます。

歳入合計3,193万5,000円。

次ページをお願いいたします。

歳出。

歳入と同様で説明をさせていただきます。

1 款議会費△12万8,000円 1 項議会費同額でございます。

2 款総務費116万4,000円 1 項総務管理費△726万5,000円、2 項徴税费△7万7,000円、3 項戸籍住民基本台帳費848万8,000円、4 項選挙費1万8,000円。

3 款民生費662万6,000円 1 項社会福祉費△45万5,000円、2 項児童福祉費708万1,000円。

4 款衛生費692万4,000円 1 項保健衛生費同額でございます。

5 款農林水産業費351万3,000円 1 項農業費同額でございます。

6 款商工費641万5,000円 1 項商工費同額でございます。

7 款土木費143万1,000円 1 項土木管理費128万3,000円、2 項道路橋梁費14万8,000円。

8 款消防費1,384万2,000円 1 項消防費同額でございます。

9 款教育費△785万2,000円 1 項教育総務費310万5,000円、4 項幼稚園費△709万円、5 項社会教育費32万9,000円、6 項保健体育費△419万6,000円。

歳出合計3,193万5,000円でございます。

○議長（上村和正君） 長いようでしたら座って、着座にてお願いします。

○総務課長（木村吉弘君） ありがとうございます。

では、着座にて説明させていただきます。

続きまして、次ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正。

（変更）

単位は1,000円でございます。

起債の目的、変更後の金額を説明いたします。

道路・橋梁施設等補修事業、補正後の限度額2,680万円。

起債の方法、証書借入。

利率5%以内（ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。

償還の方法、借入先の融通条件による。ただし財政等の都合により据置期間を短縮、もし

くは繰上償還または低利債に借り換えることができる。なお、起債の全部または一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができる。

道路橋梁事業の補正額の減額に伴います起債額の増額ということでございます。

次の5ページ、6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書は説明を省略させていただきます。

7ページをお願いいたします。

2、歳入。

款、項、目、補正額、節、説明の順に説明させていただきます。単位は1,000円でございます。

14款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目民生費国庫補助金。

補正額620万円 2 節児童福祉費国庫補助金620万円、保育対策総合支援事業費補助金85万円、家庭的保育及び保育所のかかり増し経費の補助ということで、コロナ関係の保育の時間外手当やその他消耗品の購入費等で2分の1の補助金でございます。

子育て世帯生活支援特別給付金補助金535万円、ひとり親世帯で児童扶養手当受給者及び住民税非課税世帯が対象で、町としては非課税世帯の91人分の費用負担等とその支給に伴う経費についてでございます。全額国庫負担ということでございます。

3 目土木費国庫補助金△109万1,000円 1 節道路橋梁費国庫補助金△109万1,000円、道路施設事業費補助金でございます。国の予算配分による減額となっております。

計510万9,000円。

16款財産収入 1 項財産運用収入 2 目利子及び配当金1,000円 1 節利子及び配当金1,000円、環境まちづくり基金利子でございます。環境まちづくり基金利子の未計上によるものでございます。

19款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金828万3,000円 1 節繰越金828万3,000円、繰越金でございます。財源充当のための前年度の繰越金でございます。

20款諸収入 5 項雑入 1 目雑入1,784万2,000円 1 節雑入1,784万2,000円、自治総合センターコミュニティ助成金400万円、上峰地区の一般コミュニティ事業、それから、上佐ヶ野地区の地域防災組織育成事業の採択確定によるものでございます。消防団員退職報奨金1,384万2,000円、消防団員の退職手当でございます。36名分でございます。

計1,784万2,000円です。

21款町債 1 項町債 3 目土木債70万円 1 節道路補修事業債30万円、道路補修事業債ござい

ます。2節橋梁補修事業債40万円、橋梁補修事業債でございます。どちらも国の補助金の減額に伴います起債額の増でございます。計70万円です。

次ページをお願いいたします。

3、歳出。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1款議会費1項議会費1目議会費、2節から4節人事異動に伴うものでございますので、省略させていただきます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費△の2,118万5,000円、2節から4節まで人事異動に伴うもので省略させていただきます。

8節旅費14万9,000円、費用弁償、障害者雇用によりまして、障害者の採用によります通勤手当の費用弁償の増でございます。

4目財産管理費576万7,000円11節役務費99万3,000円、職員駐車場倉庫移設等手数料です。こちらのほうは、職員駐車場を子育て支援施設に使用しますので、こちらのほうにあります倉庫の移転の手数料となります。

12節委託料477万4,000円、公共施設等総合管理計画改訂業務委託料ということでございます。28年度に策定しました総合管理計画の改訂業務の委託料となります。

次ページをお願いいたします。

5目電算費94万1,000円10節需用費106万円、修繕料（維持修繕）です。106万円。

11節役務費38万5,000円、パソコン導入手数料38万5,000円。

12節委託料△の407万9,000円、総合行政情報システム機器保守委託料△の78万2,000円、庁内ネットワーク更新業務委託料△の329万7,000円。

17節備品購入費357万5,000円総合行政情報システム機器357万5,000円です。

こちらの10節から17節につきましては、当初、役務費にてプリンター導入を検討しておりましたが、備品として購入した場合のほうが保守料がその備品費に附属しておりまして、約4年間分の保守料が減額できるということから、支出更正をさせていただきます。備品購入費にさせていただいたということでございます。

7目企画費6万円18節負担金、補助及び交付金6万円、静岡県地域活性化協議会負担金6万円でございます。こちらのほうは、過疎地域指定によりまして県の協議会に加入することになりましたので、その負担金でございます。

8目地域づくり推進費715万2,000円7節報償費199万2,000円、地域おこし協力隊謝礼、地

域おこし協力隊1名増員によるものでございます。

8節旅費12万円、費用弁償、地域おこし協力隊員の費用弁償でございます。

10節需用費6,000円、事業消耗品13万円、印刷製本費1万円、こちらのほうは協力隊追加分でございます。光熱水費△の13万4,000円、こちらのほうはワーケーション事業の支出科目の更正で、光熱水費をチャレンジショップの使用料と合わせて支払うことになったことによります減額でございます。

11節役務費8万円、通信運搬費3万6,000円、障害保険料4,000円、こちらのほうは地域おこし協力隊の1名増加分によるものです。販売手数料4万円、こちらはワーケーション事業のキャッシュレス手数料に係るものでございます。

13節使用料及び賃借料85万4,000円、建物賃借料36万円、自動車賃借料36万円、この2つにつきましては地域おこし協力隊の費用の追加分でございます。施設使用料13万4,000円、こちらのほうが先ほどのチャレンジショップの光熱水費分の支出更正ということになります。

18節負担金、補助及び交付金410万円、コミュニティ事業費補助金400万円、こちらのほうは歳入でも説明しました上峰地区と上佐ヶ野地区のコミュニティ助成の金額でございます。会議等出席者負担金10万円、こちらのほうは地域おこし協力隊の負担金の増額によります負担金の増ということになります。

計△の726万5,000円でございます。

次ページをお願いします。

2項徴税費1目税務総務費△の7万7,000円、2節から4節まで人事異動によるものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費848万8,000円、こちらも2節から4節まで人事異動によるものでございます。

4項選挙費1目選挙管理委員会費1万8,000円10節需用費1万8,000円、事業消耗品費1万8,000円、政治活動用事務所のステッカーが不足しましたので、そちらのほうの購入をするものでございます。

計1万8,000円でございます。

11ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費383万円、2節から4節人事異動によるものでございます。

2目老人福祉費△の153万円、同じく2節から4節まで人事異動によるものでございます。

4目国民年金費△の313万9,000円、同じく2節から4節まで人事異動によるものでございます。

5目国民健康保険費73万2,000円、2節から4節まで人事異動によるものでございます。

6目介護保険27万5,000円27節繰出金27万5,000円、介護保険特別会計への繰出金でございます。介護給付費の確定によるものとなっております。

7目後期高齢者医療費△62万3,000円、2節から4節まで人事異動によるものでございます。

計△の45万5,000円でございます。

2項児童福祉費1目児童福祉費173万1,000円11節役務費3万1,000円傷害保険料でございます。放課後児童クラブの参加者の増によります保険料の増額でございます。8人分でございます。

18節負担金、補助及び交付金170万円、保育対策総合支援事業費補助金でございます。こちらは家庭的保育、それから保育所の新型コロナウイルス等に伴います保育士の超過勤務並びに消耗品等の補助金になります。

4目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費535万円3節職員手当等4万円、この事業に伴います職員の時間外手当でございます。

11節役務費10万円、通信運搬費5万円、振込手数料5万円、この事業に伴います通信並びに振込の手数料になります。

12節委託料66万円、給付金給付システムの改修委託料ということで、この給付に伴いますシステムの改修に係る費用でございます。

18節負担金、補助及び交付金455万円、子育て世帯生活支援特別給付金で1世帯5万円、91名分でございます。

計708万1,000円です。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費692万3,000円1節報酬109万8,000円、会計年度任用職員でございます。9月から産休に入る職員の代替として会計年度任用職員を採用するものでございます。

2節から4節の共済負担金につきましては人事異動によるものでございます。

4節共済費117万6,000円のうち社会保険料17万4,000円、雇用保険料1万1,000円につきましては、先ほどの会計年度任用職員の採用に伴うものでございます。

8節旅費4万2,000円、費用弁償でございます。会計年度任用職員の通勤手当の費用弁償

となります。

4目環境衛生費1,000円24節積立金1,000円、環境まちづくり基金積立金でございます。
1,000円です。

5款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費5万7,000円、4節の共済費につきましては人事異動によるものです。

22節償還金、利子及び割引料5万5,000円、農地利用最適化交付金の返還金でございます。こちらのほうは令和元年度の農地利用最適化交付金の返還金としまして、県が交付に際しまして、事業の算定基準の違算等によりまして国から県への返還命令が出たため、対象分を返還するものでございます。

2目農業総務費58万1,000円、2節から4節まで人事異動によるものでございます。

4目農業施設費287万5,000円、2節から4節まで人事異動によるものでございます。

計351万3,000円でございます。

6款商工費1項商工費1目商工総務費△66万5,000円、2節から4節まで人事異動によるものでございます。

3目観光費638万9,000円12節委託料35万円、測量登記委託料35万円でございます。七滝駐車場の進入路を確保するに当たりまして、当該土地を分筆し賃貸借するための費用でございます。

16節公有財産購入費603万9,000円、土地購入費でございます。七滝駐車場の進入路を確保するため、町道から駐車場への一部の土地を買い上げるものでございます。

次ページをお願いいたします。

6目河津バガテル公園管理費69万1,000円10節需用費69万1,000円、施設修繕料でございます。浄化槽ポンプ並びにトイレ棟の多目的トイレの修繕に係る経費でございます。

計641万5,000円でございます。

7款土木費1項土木管理費1目土木総務費128万3,000円、2節から4節まで人事異動によるものでございます。

12節委託料105万6,000円、測量登記委託料でございます。令和2年度の見高入谷災害復旧事業の用地取得に係る分筆登記費用でございます。一部工作物が地権者の土地に入る構造になったためによるものでございます。

計128万3,000円でございます。

2項道路橋梁費1目道路維持費ゼロ、こちらのほうは税源更正となっております。

2目道路新設改良費△5万円4節共済費、こちらも人事異動によるものでございます。

3目橋梁維持費19万8,000円、委託料19万8,000円、道路ストック総点検調査業務委託料で
ございます。こちらのほうは労務単価の変更が本年3月1日に行われたことによります設計
金額の増額によるものでございます。

計14万8,000円でございます。

次ページをお願いいたします。

8款消防費1項消防費2目非常備消防費1,384万2,000円7節報償費1,384万2,000円、消防
団員退職報償金36名分でございます。

計1,384万2,000円です。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費310万5,000円2節から4節まで人事異動によるも
のでございます。

計310万5,000円。

4項幼稚園費1目幼稚園費△709万円、2節から4節まで人事異動によるものでございま
す。

計△の709万円でございます。

次ページをお願いいたします。

5項社会教育費1目社会教育総務費7万6,000円、2節から4節まで人事異動に伴うもの
でございます。

2目文化財保護費25万3,000円4節共済費23万7,000円、8節旅費1万6,000円、こちらの
ほうについては採用方法の変更によります社会保険料の増額でございます。8節の費用弁償
につきましては、雇用者の通勤距離が想定外により、通勤距離が遠距離であったための差額
分の補正となっております。

計32万9,000円でございます。

6項保健体育費3目学校給食費△419万6,000円、2節から4節まで人事異動によるもので
ございます。

計△の419万6,000円でございます。

説明は以上になります。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

ここで3時5分まで休憩とします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時05分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第49号 令和3年度河津町一般会計補正予算（第2号）のこれより質疑を許します。
質疑ございませんか。

9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） すみません。

繰越金のところなのですが、7ページの繰越金、今回820万ぐらい繰越金から使うということ
でございますけれども、もう令和3年度の大体繰越金は幾らぐらいという金額は出たん
でしょうか。令和3年度。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 繰越金、まだ5月末で締まるということで、正式なものはまだ出てお
りません。

一応、当初予算では5,000万を見込んでいます。

○9番（渡邊 弘君） それは5,000万は分かるんですよ。

○町長（岸 重宏君） もう少ししたら分かると思いますけれども、決算までには正式に報告
したいと思います。

○9番（渡邊 弘君） そうですか。5月で大体締めますので、それで大体。

○町長（岸 重宏君） 私がつかんでいる範囲で、まだ確定しておりませんが、昨年よ
りは少し繰越しが増えるのかなというイメージを持っておりますけれども、金額的にはまだ
ちょっとはっきり分かりませんが、この間の仮の報告ですけれども、それでは2億数
千万残るのかなという感じですが、ただ、これも繰越財源をまだ引かなきゃならない
ことがあったりするものですから、ちょっと確定できませんけれども、いつもよりは、少な
くとも昨年よりは少し繰越金が多く出るのかなという感じは持っておりますが、そんな感じ
でよろしいでしょうか。

○9番（渡邊 弘君） 分かりました。ありがとうございます。

それと、もう一件いいですか。

一応、土木費のところ、町債で処理するわけですね。この町債で処理するという意味

が俺ちょっとよく分からないので、借入金でやるというやり方、教えていただければありがたい。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） 歳入のほうで、今回14款2項3目のところ、土木費国庫補助金というのがありますけれども、これは道路施設事業補助金でありまして、そちらのほうは補助金額が減額になったものですから、それを有効に使える起債があったものですから、それ等を財源としまして入れたものでございます。

分かりますか。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） すみません。

町債にする意味というのが、ちょっと申し訳ないですけども、財政的に私、そこら辺が専門家でないので分からないので、例えば通常の形の中で借金しなくてもできるんじゃないかという、そういうような感じでちょっと質問させていただいています。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） 起債のほうで交付税措置が充てられるものですから、そうしますと、要は単費のほうの支出が減るものですから、それで起債をしているというところ、よろしいですか。

○9番（渡邊 弘君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（上村和正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第49号 令和3年度河津町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第7、議案第50号 令和3年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第50号 令和3年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度河津町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ404万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,389万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月8日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、議案第50号 令和3年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を説明させていただきます。

本議案の主な提案理由でございますが、県へ支払います国民健康保険事業費納付金の確定に伴います一般被保険者支援金等分介護納付金分の増額補正となります。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。単位は1,000円でございます。

8款繰越金404万円 1項繰越金同額でございます。

歳入合計404万円でございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

3款国民健康保険事業費納付金404万円 2項後期高齢者支援金等分167万円、3項介護納付金分237万円。

歳出合計404万円でございます。

恐れ入ります。

3ページ、4ページの事項別明細書総括は省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書。

2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順に述べさせていただきます。単位は1,000円でございます。

8款繰越金 1項繰越金 2目その他の繰越金404万円 1節その他の繰越金404万円、その他の繰越金でございます。今回、補正の財源でございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

3款国民健康保険事業費納付金 2項後期高齢者支援金等分 1目一般被保険者後期高齢者支援金等分167万円18節負担金、補助及び交付金167万円、一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金でございます。

3項介護納付金分 1項介護納付金分237万円18節負担金、補助及び交付金237万円、介護納付金でございます。

いずれも県納付金の決定によります増額でございます。

説明は以上となります。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第50号 令和3年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第8、議案第51号 令和3年度河津町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第51号 令和3年度河津町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度河津町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,713万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月8日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、議案第51号 令和3年度河津町介護保険特別会計補正予算（第1号）を説明させていただきます。

本議案の主な提案理由でございますが、高額医療合算介護サービス費の増額によります補正並びに職員共済組合負担金決定に伴います増額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。単位は1,000円でございます。

3款国庫支出金57万5,000円 1項国庫負担44万円、2項国庫補助金13万5,000円。

4款支払基金交付金59万4,000円 1項支払基金交付金同額でございます。

5款県支出金27万5,000円 1項県負担金同額でございます。

6款繰入金27万5,000円 1項一般会計繰入金同額でございます。

9款繰越金48万5,000円 1項繰越金同額でございます。

歳入合計220万4,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2款保険給付費220万円 5項高額医療合算介護サービス等費同額でございます。

4款地域支援事業費4,000円 3項包括的支援事業・任意事業費同額でございます。

歳出合計220万4,000円でございます。

恐れ入ります。

3ページ、4ページの事項別明細書総括は省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書、2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順に述べさせていただきます。単位は1,000円ござい

ます。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金44万円 1 節現年度分44万円、介護給付費負担金、サービス費の20%相当額でございます。

2 項国庫補助金 1 目調整交付金13万4,000円 1 節現年度分13万4,000円、調整交付金、サービス費の6.1%相当額でございます。

3 目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）1,000円 1 節現年度分1,000円、その他の地域支援事業交付金、地域支援事業の38.5%相当額でございます。

計13万5,000円。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金59万4,000円 1 節現年度分59万4,000円、介護給付費交付金、サービス費の27%相当額でございます。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金27万5,000円 1 節現年度分27万5,000円、介護給付費負担金、サービス費の12.5%相当額でございます。

6 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目介護給付費繰入金27万5,000円 1 節現年度分27万5,000円、介護給付費繰入金、サービス費の12.5%相当額でございます。

次のページをお願いします。

9 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金48万5,000円 1 節繰越金48万5,000円、繰越金でございます。今回補正額の財源でございます。

次のページをお願いします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2 款保険給付費 5 項高額医療合算介護サービス等費 1 目高額医療合算介護サービス費220万円18節負担金、補助及び交付金220万円、高額医療合算介護サービス費でございます。平成30年度分の確定によります増額によります補正でございます。49件分でございます。

4 款地域支援事業費 3 項包括的支援事業・任意事業費 1 目包括的・継続的ケアマネジメント事業費4,000円 4 節共済費4,000円、共済費負担金でございます。こちら包括的支援事業費の職員の共済費負担金の増によります増額でございます。

説明は以上となります。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第51号 令和3年度河津町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（上村和正君） 日程第9、議員派遣の件についてを議題とします。

法第100条第13項及び河津町議会会議規則第128条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。

提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、配付のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件についてはお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

○議長（上村和正君） 日程第10、委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から所掌事務等の調査について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程の追加

○議長（上村和正君） 先ほど、町長から議案第52号 令和2年度河津町コミュニティセンター耐震対策工事変更請負契約について、議案第53号 令和3年度河津町一般会計補正予算（第3号）について及び選挙第1号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2及び追加日程第3として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号、議案第53号及び選挙第1号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2及び追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩とします。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時25分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 追加日程第1、議案第52号 令和2年度河津町コミュニティセンター耐震対策工事変更請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第52号 令和2年度河津町コミュニティセンター耐震対策工事変更請負契約について。

以下、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（川尻一仁君） それでは、議案第52号について説明をさせていただきます。

議案第52号 令和2年度河津町コミュニティセンター耐震対策工事変更請負契約について。

令和2年度河津町コミュニティセンター耐震対策工事変更請負契約を、下記のとおり締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和2年度河津町コミュニティセンター耐震対策工事。
- 2 契約金額 変更前1億2,798万5,000円、変更後1億2,992万7,600円。
- 3 契約の相手方 静岡県賀茂郡河津町峰222番地、東海建設株式会社、代表取締役、土屋順一。

令和3年6月9日提出。

河津町長、岸重宏。

変更内容について説明をさせていただきます。

河津町コミュニティセンター耐震対策工事は、令和2年11月に契約を締結し、工事に着手しております。鋭意工事を進めておりましたが、実施に当たり一部施工内容に変更が生じた

ため、その費用に関する変更請負契約について上程をいたしました。

変更金額につきましては予算の範囲内での執行となっております。

なお、変更請負の仮契約を令和3年6月4日付で受注者と契約しております。

変更の項目でございます。

変更工事の主なものにつきましては、一部の箇所では地中梁が当初想定した高さより高かったため、補強壁の耐力を確保するため配筋量を変更いたしました。

また、3階の学習室空調機について、当初使用していたものを取り外し、再度使用する予定でしたが、想定より劣化が進んでおり再使用は不可能との判断となり、新たな空調機を設置することとなりました。

そのほか、各階のトイレの壁タイル及び下地のモルタルについて打診調査をした結果、浮いている部分が多く見られ、その部分の撤去、それから撤去後の処理が必要となりました。また、配管位置が当初設計と相違があったことに気づき、変更したことが主な理由となっております。

なお、工事につきましては、5月末現在の進捗状況でございますが、74%の進捗となっております。工期が6月30日となっておりますので、工期内の完成が見込まれております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） すみません。これ幾らあるかな、差額。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（川尻一仁君） 変更を伴いまして194万2,600円の追加となります。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） すみません。

そうしまして、工事をしていく中で、梁の配筋量がおかしかったということと、空調については、当時分からなかったということですか、理由としては。

だから、最初、やっぱり工事発注のときに、しっかりと町のほうも、発注するんであれば一応検査をして発注するべきかなというふうに思います。

あと、各階のトイレという形になりますと、これは町の所有の分以外のところも要は修理

するということですか。壁だけ修理するのかな。あと、トイレの便器とかそういうのは大丈夫なんでしょうか。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（川尻一仁君） まず、タイルのほうにつきましては、一番大きいのは3階の男女のトイレの壁が一番特にひどかったというふうに聞いております。2階のほうについては、男女のトイレ、それから、1階については男子トイレの壁のほうが少し浮いていたといったような話を聞いております。

それから、トイレの配管等の関係につきましては、当初工事予定していたものについて、当初の位置で設計を組んでありますが、ちょっと長さが違うとか取付け部分が少し変わったという形がございましたので、その分についての変更ということでございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） そうしますと、トイレについては1階まで全部やっちゃうと。だから、町の持ち分でないところもやっちゃいますよという、そういう解釈をしていいわけですね。

それと、あと、トイレの便器とかそういうのは全然使用に問題なく、今は結構トイレとかそういうのが流せるトイレとかそういうふうな形になっているんですけども、そこら辺はちゃんと対応した使いやすいトイレとして、要はできているんでしょうか。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（川尻一仁君） 当初設計の中でトイレの位置とかは報告を多分してあると思うんですが、3階のほうに多目的トイレというような形の設置をしているというふうには聞いております。あとのトイレの場所等につきましては、当初設計から特に変更がないということで、今回の変更契約については特に金額等の影響はないというふうに聞いております。

ですので、トイレの使用について特に問題が生じるということはないというふうに理解しております。

当初の設計の中で便器の変更といったことで、洋式とかといった形は行っておりますので、その中でトイレのほうは改修しているということでございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） そうすると、きれいなトイレになるという解釈をしていいんですか。

今、課長のほうのお話ですと、聞いておりますなので、できれば、ちゃんとした形でご覧になられたほうがいいかなというふうに思います。

以上。

○議長（上村和正君） ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第52号 令和2年度河津町コミュニティセンター耐震対策工事変更請負契約
についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 追加日程第2、議案第53号 令和3年度河津町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第53号 令和3年度河津町一般会計補正予算（第3号）。

令和3年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ315万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億4,285万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び廃止は、「第2表地方債補正」による。

令和3年6月9日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明いたします。

○議長(上村和正君) 総務課長。

○総務課長(木村吉弘君) 議案第53号 令和3年度河津町一般会計補正予算(第3号)について、提案理由から説明させていただきます。

当初予算では、床の乾式化と便器の洋式化で予算計上させていただいておりました。この便器を洋式化するに当たりまして、便所の仕切り板等が洋式化に伴いまして、洋式にしますと座ることになるわけですが、足が壁に当たって確保できないというようなことが判明しました。つきましては、洋便器の設置場所と仕切り板を改修する費用を追加させて補正をいたすものでございます。

また、工事に当たっては夏休み期間中を予定しておりまして、今回の補正の機会を逃すことができないものと判断しまして、追加補正分として、追加議案として本定例会に上程をさせていただいたところでございます。

なお、国の助成事業等の名称変更、それから、それに伴います工事の名称の変更等によります歳入歳出の変更も併せてお願いをすることでございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款、項、補正額の順で説明をさせていただきます。単位は1,000円でございます。

歳入、14款国庫支出金△62万9,000円 2項国庫補助金同額でございます。

18款繰入金147万9,000円 2項基金繰入金同額でございます。

21款町債230万円 1項町債230万円。

歳入合計315万円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

9 款教育費315万円 1 項教育総務費同額でございます。

歳出合計315万円でございます。

次のページをお願いいたします。

第2表 地方債補正。

追加。

単位1,000円。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について説明をさせていただきます。

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業。

1,150万円。

証書借入。

5%以内（ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。

借入先の融通条件による。ただし財政等の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借り換えることができる。なお、起債の全部または一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができる。

廃止でございます。

学校教育施設等整備事業ということで920万円です。起債の方法、利率、償還の方法については先ほどと同様でございます。

こちらのほうは起債事業の振替によるものでございまして、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業のほうは交付税措置率のほうは20%ほどよくなるものですから、そちらのほうに振り替えて起債をするものでございます。

4 ページ、5 ページの事項別明細書は省略させていただきます。

6 ページの事項別明細書、2、歳入で、款、項、目、補正額、節、説明の順で説明させていただきます。

14款国庫支出金 2 項国庫補助金 4 目教育費国庫補助金△62万9,000円 1 節教育費補助金△62万9,000円、学校施設大規模改造事業補助金△685万6,000円、学校施設環境改善交付金622万7,000円、こちらのほうは、もともとの事業名が交付金事業ということで、ちょっと名称の違いによるものでございます。これにつきましてはこの△62万9,000円が、交付金の決定通知がございまして、622万7,000円ということでございましたので、そちらのほうで減額となっているものでございます。

計△の62万9,000円でございます。

18款繰入金 2項基金繰入金 1目基金繰入金147万9,000円 1節基金繰入金147万9,000円、公共施設整備基金繰入金でございます。315万円の補助金の減額と起債による差額分を繰入金にて財源措置したものでございます。

計147万9,000円です。

21款町債 1項町債 4目教育債230万円 1節学校教育施設等整備事業債230万円、学校施設大規模改造事業債△920万円、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債1,150万円、先ほど説明した分に振替して起債をするものでございます。

計230万円でございます。

3、歳出。

歳入と同様に説明させていただきます。

9款教育費 1項教育総務費 4目学校管理費315万円14節工事請負費315万円、学校施設大規模改造工事△1,850万円、学校施設環境改善工事2,165万円、こちらのほうは国の交付金事業のほうに変更になりましたものですから、それに伴います工事名変更によります全額削除の全額補正と、増額という形で事業名が変更になったものでございます。

トータル315万円の増額補正ということで工事を進めさせていただきたいということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） よろしいですか。

質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第53号 令和3年度河津町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎選挙第1号

○議長（上村和正君） 追加日程第3、選挙第1号を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合規約第7条の規定により、市長から6人、町長から4人、市議会議員から6人、町議会議員から4人をそれぞれ選出して、合計20人をもって組織することとされています。

このたび、市長から選出すべき議員のうち3人、町長から選出すべき議員のうち1人、市議会議員区分から選出すべき議員のうち3人、町議会議員区分から選出すべき議員のうち1人が欠員となり、その補充のため候補を募ったところ、市議会議員区分及び町議会議員区分において、選挙すべき定数を超えましたので、投票による選挙が行われるものです。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての町議会における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこで、お諮りいたします。

選挙結果については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（上村和正君） ただいまの出席議員数は11人です。

次に、立会人を指名します。

4番、遠藤嘉規議員。

〔「8番」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 8番、土屋議員。

○8番（土屋 貴君） ……（録音漏れ） ……

○議長（上村和正君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時48分

再開 午後 3時58分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条の規定により、立会人に、6番、塩田正治議員、7番、仲里司議員を指名します。

候補者の名簿は配付してありますとおりです。

候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（上村和正君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

○議長（上村和正君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（上村和正君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

塩田正治議員、仲里司議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（上村和正君） 開票の結果を報告します。

投票総数11票。

有効投票数11票。

無効投票数ゼロ票。

有効投票のうち、藤井要君11票、増山勇君ゼロ票。

以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開場〕

◎閉会の宣告

○議長（上村和正君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により本日、これをもって令和3年河津町議会第2回定例会を閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和3年河津町議会第2回定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 4時09分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

議案等審議結果一覽

議案等審議結果一覧

令和3年第2回定例会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度河津町一般会計補正予算 (第13号))	3. 6. 9	承認
報告第2号	令和2年度河津町一般会計繰越明許費 繰越計算書について	〃	
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて (河津町税条例等の一部を改正する条例 について)	〃	承認
議案第48号	令和2年度新型コロナウイルス感染症 対策事業河津町立小・中学校電子黒板 購入契約について	〃	原案可決
議案第49号	令和3年度河津町一般会計補正予算 (第2号)	〃	〃
議案第50号	令和3年度河津町国民健康保険特別会 計補正予算(第1号)	〃	〃
議案第51号	令和3年度河津町介護保険特別会計補 正予算(第1号)	〃	〃
	議員派遣の件	〃	決定
	委員会の閉会中における所掌事務の調 査の件	〃	〃
議案第52号	令和2年度河津町コミュニティセンタ ー耐震対策工事変更請負契約について	〃	原案可決
議案第53号	令和3年度河津町一般会計補正予算 (第3号)	〃	〃
選挙第1号	静岡県後期高齢者医療広域連合議会議 員選挙	〃	藤井 要11票 増山 勇0票